

## (1) 一人一人の特性等に応じた必要な指導や支援のために ～学習指導要領を中心に考える～

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、特別支援教育において大切な視点を次のように述べています。

特別支援教育において大切な視点は、児童（生徒）<sup>\*1</sup>一人一人の<sup>\*2</sup>障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下、「障害の状態等」という。）により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことがあると言える。

\*1（生徒）は中学校学習指導要領での表記

\*2 下線部分は特別支援教育センター

### (a) 特性に応じた指導や支援を行う前に、大切にしたい視点



障がいの種類や程度に関する知識は、私たちの教育の指導・支援の選択肢を広げます。  
そのことが、児童生徒の未来も広げます。



しかし！



「児童生徒一人一人の」という視点がポイントです。

障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導法が決まるわけではありません。



目の前の子どもに合わせて、何が効果的なのかは、本人・保護者、同僚等で話し合いながら決めていくことが大切です。障がいの状態や抱えている学習上又は生活上の困難さは一人一人違います。

だからこそ「児童生徒一人一人の」という視点で子どもの特性等を捉えていく姿勢が大切だと考えます。



(b) 特性に応じた指導・支援の【10の視点】

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科の内容の中では、障がいのある児童生徒などへの配慮事項について次のように述べています。

障害のある児童（生徒）\*<sup>1</sup>などの指導に当たっては、個々の児童（生徒）によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど\*<sup>2</sup>、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科において示している。

\* 1（生徒）は中学校学習指導要領で表記

\* 2 下線部分は特別支援教育センター



学習活動を行う場合に生じる困難さについて、今回の学習指導要領では次の困難さを記載しています。

- ①見えにくさ
- ②聞こえにくさ
- ③道具の操作の困難さ
- ④移動上の制約
- ⑤健康面や安全面での制約
- ⑥発音のしにくさ
- ⑦心理的な不安定
- ⑧人間関係形成の困難さ
- ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することが苦手

\* この視点以外にも、様々な困難さが考えられることにも留意が必要です。

学習上の困難さに対して、全ての各教科等の学習指導要領解説において、その指導内容や指導方法の工夫を示しています。その際、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことがないように留意するとともに、児童生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

当センターでは、この記載のある10の項目を【10の視点】と位置付けています。



今回の学習指導要領で示されている各教科等の指導内容や指導方法の工夫の具体的内容は、☆『障がいのある児童生徒などへの配慮』で紹介します。

私たちの指導・支援の幅を広げることで、  
子どもたちの学びのチャンスが広がります！

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～国語編～



小学校学習指導要領解説国語編・中学校学習指導要領解説国語編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 国語の配慮例】

#### 1 文章を目で追いながら音読することが困難な場合



【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。



#### 2 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑧人間関係形成の困難さ ⑨読み書きや計算等の困難さ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。



#### 3 声を出して発表することに困難がある場合や

##### 人前で話すことへの不安を抱いている場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑥発音のしにくさ ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ  
⑨読み書きや計算等の困難さ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

\* 1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 国語の配慮例】

### 1 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑧人間関係形成の困難さ ⑨読み書きや計算等の困難さ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

### 2 比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑨読み書きや計算等の困難さ

⑩注意の集中を持続することが苦手



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなく I C T 機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

### 3 声を出して発表することに困難がある場合や

#### 人前で話すことへの不安を抱いている場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑥発音のしにくさ ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

⑨読み書きや計算等の困難さ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

紙やホワイトボードに書いたものを提示したり I C T 機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～算数編・数学編～



小学校学習指導要領解説算数編・中学校学習指導要領解説数学編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 算数の配慮例】

#### 1 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、

**抽象度の高い言葉の理解が困難な場合**

【10の視点\*1】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。

#### 2 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げ、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるよう文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。



#### 3 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ (例) ①見えにくさ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。



#### 4 データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ (例) ①見えにくさ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 数学の配慮例】

### 1 文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。

### 2 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合

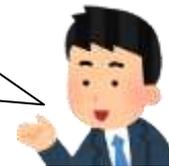
【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

数学科における配慮の例は二つですが、生徒の困難さに応じて、小学校学習指導要領解説算数編で示されている配慮の例が参考になります。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～社会編～



小学校学習指導要領解説社会編・中学校学習指導要領解説社会編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 社会の配慮】

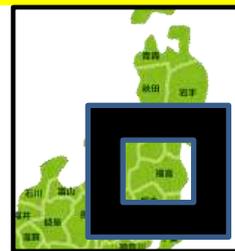
#### 1 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合

【10の視点\*1】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。



#### 2 社会的事象に興味・関心がもてない場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑩注意の集中を持続することが苦手

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるよう配慮することなどが考えられる。



#### 3 学習問題に気付くことが難しい場合・予想を立てることが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ  
⑩注意の集中を持続することが苦手

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること。また、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 社会の配慮】

### 1 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。



### 2 社会的事象等に興味・関心がもてない場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ⑦心理的な不安定 ⑩注意の集中を持続することが苦手

#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際的な体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにするなどの配慮をする。



### 3 学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合 方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること。また、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのが難しい場合には、ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～理科編～



小学校学習指導要領解説理科編・中学校学習指導要領解説理科編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 理科の配慮】

#### 1 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合

【10の視点\*1】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑦心理的な不安定 ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどが考えられる。



#### 2 燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられる。

#### 3 自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ  
⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられる。



\*1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 理科の配慮】

### 1 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難である場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

見通しがもてるよう、実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。



### 2 燃焼実験のように危険を伴う学習活動

【10の視点】から予想される困難さ

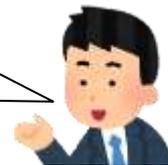
(例) ③道具の操作の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。



理科における配慮の例は二つですが、生徒の困難さに応じて、小学校学習指導要領解説理科編で示されている配慮の例が参考になります。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～外国語編～



小学校学習指導要領解説外国語編・中学校学習指導要領解説外国語編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 外国語の配慮例】

#### 1 音声を聞き取ることが難しい場合

【10の視点\*1】から予想される困難さ  
(例) ②聞こえにくさ



<そのための指導の工夫の意図、手立て>

外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

#### 2 1 単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、 読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線上に文字を書いたりする。また、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する。



小学校3・4年生で取り組む外国語活動  
における配慮では、「1 音声を聞き取  
ることが難しい場合」が記載されており、外  
国語科と同じ配慮の例が示されています。



\*1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 外国語の配慮例】

1 英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、  
明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。



中学校の外国語科における配慮の例は一つですが、生徒の困難さに応じて、  
小学校学習指導要領解説外国語編で示されている

「1 音声を聞き取ることが難しい場合」

「2 1 単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手  
掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合」

の配慮の例が参考になります。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～音楽編～



小学校学習指導要領解説音楽編・中学校学習指導要領解説音楽編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 音楽の配慮例】

#### 1 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）

の聴き取りが難しい場合



【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手 \*記憶に関する困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

#### 2 多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、

自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。なお、予想されるその他の困難さについても記載しています。

## 【中学校 音楽の配慮例】

### 1 音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

\* 記憶に関する困難さ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

要素に着目しやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

### 2 音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ \* 言語活動の苦手さ



#### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～体育編（小学校）～



小学校学習指導要領解説体育編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 体育の配慮例】

#### 1 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ \*ボディイメージの把握の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助しながら行ったりするなどの配慮をする。



#### 2 勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。



#### その他 考えられる配慮

運動領域の指導に当たっては、当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じることが大切である。また、保健領域においても、新たに示された不安や悩みなどへの対処やけがの手当などの技能の実技指導については運動領域の指導と同様の配慮をすることが大切である。



障がいのある児童生徒などに学習を教える場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

**“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”**



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。なお、予想されるその他の困難さについても記載しています。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～保健体育編（中学校）～



中学校学習指導要領解説保健体育編に掲載されている内容をまとめました。

### 【中学校 保健体育の配慮】

#### 1 見えにくさのため活動に制限がある場合

身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合



【10の視点\*1】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ③道具の操作の困難さ ④移動上の制限 ⑤健康面や安全面での制約

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう、活動場所や動きを事前に確認したり、仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり、音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。

生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。

#### 2 リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、

ボールや用具の操作等が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ③道具の操作の困難さ \*ボディイメージの把握の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。

#### 3 試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動

への参加が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために、挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり、ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。

\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。なお、予想されるその他の困難さについても記載しています。

#### 4 日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ⑦心理的な不安定

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

不安を解消できるよう、学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。

#### 5 対人関係への不安が強く、他者の体に直接触れることが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

仲間とともに活動することができるよう、ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。

#### 6 自分の力をコントロールすることが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

状況に応じて力のコントロールができるよう、力の出し方を視覚化したり、力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。

#### 7 勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>



状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。

#### 8 グループでの準備や役割分担が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ⑧人間関係形成の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう、準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。

#### 9 保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ ②聞こえにくさ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

実習の手順や方法が理解できるよう、それらを視覚的に示したり、一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～図画工作編・美術編～



小学校学習指導要領解説図画工作編・中学校学習指導要領解説美術編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 図画工作の配慮】

#### 1 変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。



#### 2 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ \*形や様子を抽象的に捉えることが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。



### 【中学校 美術の配慮例】

#### 1 形や色彩などの変化を見分けたり、 微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。

#### 2 造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ \*形や様子を抽象的に捉えることが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。



\*1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～家庭編、技術・家庭編～



小学校学習指導要領解説家庭編・中学校学習指導要領解説技術・家庭編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 家庭の配慮例】

#### 1 学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手



<そのための指導の工夫の意図、手立て>

落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるように工夫したりすることが考えられる。

#### 2 活動への関心をもつことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定 ⑩注意の集中を持続することが苦手



<そのための指導の工夫の意図、手立て>

約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。

#### 3 周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を

安全に使用することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ③道具の操作の困難さ

⑦心理的な不安定

⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 【中学校 技術・家庭の配慮例】

### 1 技術分野では「A材料と加工の技術」の(2)において、周囲の状況に気が散りやすく、加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ③道具の操作の困難さ ⑩注意の集中を持続すること

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

障害の状態に応じて、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり、作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。

### 2 「D情報の技術」の(2)及び(3)において、新たなプログラムを設計することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続すること

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

生徒が考えやすいように、教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにするなど、難易度の調整や段階的な指導に配慮することが考えられる。



### 3 家庭分野では、「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作などの実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑦心理的な不安定 ⑩注意の集中を持続すること

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。

### 4 グループで活動することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑧人間関係の困難さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担したり、役割が実行できたかを振り返ることができるようにしたりすることなどが考えられる。



## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～生活編～



小学校学習指導要領解説生活編に掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 生活の配慮例】

#### 1 言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合

【10の視点\*1】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。

#### 2 みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑧人間関係形成の困難さ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。



#### 3 自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。

#### 4 学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

\* 記憶や言語に関する困難さ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。



\* 1 : 小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。なお、予想されるその他の困難さについても記載しています。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～特別の教科 道徳編～



小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編・中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編に掲載されている内容をまとめました。示されている配慮の例が同じことから、小・中学校をまとめて掲載します。

### 【小学校・中学校 特別の教科 道徳の配慮例】

#### 他者との社会的関係の形成に困難がある児童（生徒）の場合

【10の視点\*1】から予想される困難さ（例） ⑧人間関係形成の困難さ



##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

相手の気持ちを想像することが苦手な字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

##### 評価を行うに当たって

評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童（生徒）が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

##### 発達障害等のある児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため

道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手なことや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

道徳科の評価は他の児童（生徒）\*2との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童（生徒）がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

\*2（生徒）は中学校学習指導要領で表記



平成28年7月に出された『「特別の教科道徳」の指導方法・評価等について（報告）』においても、発達障がい等のある児童生徒に対する道徳科の指導について具体的な例が示されています。

\*1：小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～総合的な学習の時間編～



小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編・中学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編に掲載されている内容をまとめました。示されている配慮の例が同じことから、小・中学校をまとめて掲載します。

### 【小学校・中学校 総合的な学習の時間の配慮例】

#### 1 様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合

【10の視点\*<sup>1</sup>】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。

#### 2 関心のある事柄を広げることが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) \*興味関心の幅の狭さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。



#### 3 様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) ①見えにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

#### 4 学習の振り返りが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ  
(例) \*記憶に関する困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。



#### 5 人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合

【10の視点】から予想される困難さ(例) ⑦心理的な不安定 \*言語活動の苦手さ

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT機器を活用したりするなど、児童の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

\*1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。なお、予想されるその他の困難さについても記載しています。

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～特別活動編～



小学校学習指導要領解説特別活動編・中学校学習指導要領解説特別活動編に掲載されている内容をまとめました。示されている配慮の例が同じことから、小・中学校をまとめて掲載します。

### 【小学校・中学校 特別活動の配慮例】

#### 1 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な児童（生徒）には

【10の視点\*1】から予想される困難さ

(例) ⑧人間関係形成の困難さ

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。

#### 2 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ②聞こえにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方についての指導をする。



#### 3 学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合

【10の視点】から予想される困難さ

(例) ⑦心理的な不安定

##### <そのための指導の工夫の意図、手立て>

見通しがもてるよう、各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の児童に協力を依頼しておく。



\* 1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## (2) 障がいの状態等に応じた教育的対応のために

### (a) 障がいのある児童生徒へ対応するために

平成29年7月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

障害のある児童〔生徒〕などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童〔生徒〕で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童〔生徒〕などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

\*〔 〕は中学校学習指導要領解説総則編での表記

\*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



障がいの種類や程度を的確に把握するとありますが、**いろいろな参考書があって、どれを読んでいいかわかりません。**  
また、**見つけたり、探したりする時間がありません。**

実は、すぐ身近な所に、  
参考となる資料がありますよ。



### (b) 参考となる資料とは

平成29年7月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

小学校（中学校）学習指導要領解説の各教科等編<sup>\*1</sup>のほか、**文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら**、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童〔生徒〕などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。～（中略）～このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。

\*〔 〕は、中学校学習指導要領解説総則編での表記

\*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

各教科等編には、障がいのある児童生徒への各教科等の配慮が、困難さの状態、手立ての意図や工夫などの視点で書かれています。

\*1：障がいのある児童生徒への配慮として、第三章（1）の下にあるコーディネートアイデアをクリックすると、国語、算数（数学）、理科、社会、外国語、音楽、体育（保健体育）、図画工作（美術）、家庭（技術・家庭）、生活、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動にまとめてありますので、通常の学級等の各教科等の指導の際には、すぐに調べられるようになっています。

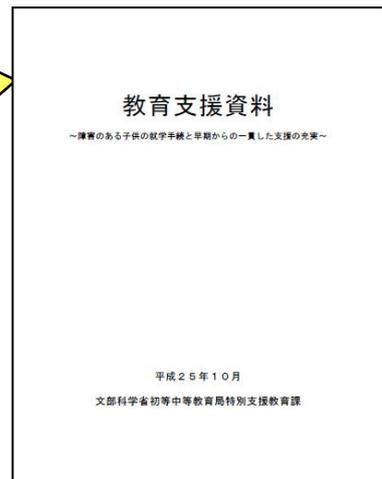
(c) 「教育支援資料」とは

平成25年10月に示された「教育支援資料」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)の中に、次のような記載があります。

「教育支援資料」では、科学的・医学的知見や新たな就学手続きの趣旨及び内容はもちろんのこと、早期からの一貫した支援の重要性を資料全体を通じて明確に打ち出すとともに、市町村教育委員会の就学手続きにおけるモデルプロセス、障害種毎の障害の把握や具体的な配慮の観点等についても、併せて詳細に解説しています。

「教育支援資料」は文部科学省の Web サイトよりダウンロード\*<sup>2</sup>することができます。全てダウンロードすると297ページになります。

各種障がいの種類における通常の学級での指導方法や、特別支援学級や通級による指導の概要等が記載してあります。また、障がい種における合理的配慮の観点の一例が示されています。



たくさんありすぎて…

**お任せください！**

今回は、「教育支援資料」に示されている障がい種別について、A4表裏完結型で、障がいの理解、補助資料、合理的配慮の観点例、合理的配慮の実践例を「☆障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア」にて紹介していますので、在籍する学級の子どもたちの理解を深めるために必要な部分をご覧になっていただければと思います。

ただし、障がいの種類によって一律に指導内容や手立てが決まるわけではありません。一人一人の障がいの状態や抱えている困難さに応じて指導や支援していくことが大切です。



**身近な情報から、出来ることを一つ決めてみませんか。**

\* 2 : 「教育支援資料」ダウンロード先は、以下のようになります。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm))

## ☆視覚障がいのある子どもの理解のために

視覚障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*1「就学事務の手引き」\*2に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【視覚障がいとは】

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。また、生活では、移動の困難、相手の表情が分からないことからコミュニケーションの困難等があります。

### <主な障がいの分類>

#### 視力障がい

視力は、ものの形を見分ける力で、視力測定では、ランドルト環を指標として用い、視力の低い状態は、0.1、0.04などのように数値で表す。



#### 光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがある。前者は、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかるもので、夜盲といわれる状態である。後者は、明るい所で目が慣れにくく見えにくい状態で、昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明しゅうめいという。

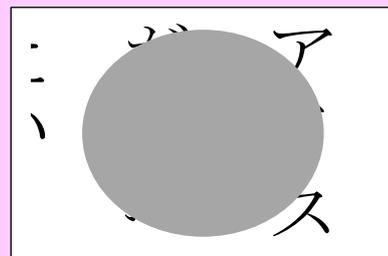
#### 視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲である。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄、逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場所を中心暗転しゅうあんてんという。



<中心暗転のあくまでもイメージです。>

中心部だけが見えない状態の時、「見えにくそうだから、プリントを拡大した」場合には、逆に見えにくいことがあることに注意です。



#### <主な眼疾患>

網膜色素変性症、未熟児網膜症、緑内障、無眼球、先天性白内障、頭部外傷等の後遺症など

\*1：「教育支援資料」とは、平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\*2：「就学事務の手引き」とは、平成26年4月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

視覚障がいのある子どもたちが通常の学級や特別支援学級で学ぶ際に、どんな困難さがあるか、まず把握することが大切です。



### 【視覚障がいのある子どもたち】

実は、学習で困っていませんか？ どれだけ把握していますか？

#### ○教育的な観点から

- 文字の大きさ、字体、行間などで、学習の進捗や理解が変わったり、読みづらそうに困ったりしていることありませんか？
- 視覚補助具（弱視レンズ、単眼鏡、拡大読書器等）を活用できずに困っていませんか？
- 日常生活における身辺処理などが、遅れがちになり、本人は困っていませんか？（他の児童生徒が待っていれば大丈夫だからと、そのままにしていますか？）
- 書くことについて、本人は困っていませんか？
- 特定の場所に行くと、活動がうまく行かないことありませんか？ その時、まぶしそうにしたり、ちょっと暗い所では見えにくそうにしたりすることありませんか？

#### 【本人の障がいの状態を把握するためのポイントとして】

- ◆ 実は弱視である児童生徒に対して、見えているだろうと思って、学習中に板書をノートに書き写さないなどのことを学習意欲のせいにしていませんか？
- ◆ **本人にどういった学習環境だと勉強しやすいか、聞いたことがありますか？**
  - \* 本人は、自分が見えている環境が当たり前だと思っていることもあり、特に困っていないこともあります。 そういった場合は、文字の大きさ、行間等の違うパターンを提示し、本人に読みやすいのはどちらかを考えてもらうと良いかも知れません。
- ◆ 視覚以外に、本人が判断するために日々使っている感覚を知っていますか？
- ◆ 視覚補助具があることをかかわる関係者は知っていますか？



\*他に、教育支援資料の視覚障がいにおける「教育上把握する事項」として、医学的な観点、心理学的な観点などを示しています。詳しくは「☆視覚障がいのある子ども理解：補助資料①教育上把握する事項」をご覧ください。

学校での実態把握だけで難しい場合は、積極的にセンター的機能<sup>\*3</sup>も活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



\*3：センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。

視覚障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆教育上把握する事項

視覚障がいのある子どもの障がいの状態を把握するには、視覚障がいの程度に基づき、教育学、医学、心理学の観点から総合的かつ慎重に行い、子どもの一人一人に必要な特別な指導や教育上の配慮の内容等を考えていくことが大切です。「教育支援資料」\*<sup>1</sup>の記載を参考にまとめてみます。



○教育的な観点から

**a 視機能関係**

- 適切な文字教材の活用（字体、文字サイズ、行間・文字間等の条件等）
- 視覚補助具の活用（弱視レンズ、単眼鏡、拡大読書器等）
- 照明器具の使用
- 視覚的な経験の程度
- 視覚以外の感覚の活用

【教育的な観点】の具体的な例は、  
☆「視覚障がいのある子どもの理解のために」をご覧ください。

**b 生活・行動関係**

- 身辺処理の技能
- 日常会話や意思の伝達の技能
- 移動・歩行の技能
- 環境認知の技能
- 作業・操作の技能

最小可読視表は、近見視力表を用い、一番見やすい距離まで目を近づけた場合にどこまで小さな視標を読み取ることができるかで表します。

**c 学習関係**

- 最小可読指標（最大視認力や最良読字力とも呼ばれている）
- 使用する文字の選択（通常サイズの文字、拡大した文字、点字）
- 読み書きの技能・速度
- 個別指導の必要性
- 特別な学習技能の必要性（触覚的な認知・操作等）
- 特別な教材・教具の必要性
- 特別な施設・設備の必要性
- 交流及び共同学習実施の際の留意点

\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことです。

○医学的な観点から

**a 視覚検査**

- 視力（遠見視力及び近見視力（裸眼視力、矯正視力））
- 視野障がいの状況       光覚障がいの状況

**b 診断**

- 眼疾患名    眼疾患発症の時期    合併疾患名    治療歴    予後
- 眼鏡等の使用（眼鏡・コンタクトレンズ、遮光眼鏡）
- 使用する視覚補助具と使用の程度（常用、特定時）
- 視覚管理上の配慮等（全身運動の制限の有無等）

眼疾患名、治療歴、予後、眼鏡等の使用、使用する視覚補助具と使用の程度、視覚管理上の配慮等などについて、本人、保護者、医療等から正しい情報を得て、理解していますか？



○心理学的な観点から

- 本人又は保護者の障がいの理解や心理的安定の状況
- 視覚障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲や態度の状況
- 対人関係におけるコミュニケーションの状況
- 遊びの種類や社会性の状況
- 視覚、聴覚、触覚等の感覚の活用の状況
- 探索操作のための手指の活用や目と手の協応動作の状況
- 環境等の把握や空間概念形成の状況
- 日常生活における運動や動作の状況
- 基本的な生活習慣の状況
- 移動や歩行の状況
- 教科学習のレディネスの状況

学習等に対して、自信を失ったり、受け身になったりしていませんか？

友だちとのかかわりやグループ活動で、実は困っていませんか？

心理的に不安定になっている場合、それが視覚障がいに起因して生じたのか、別の要因が影響しているのかなど、その因果関係や背景を十分に検討することが大切です。



## ☆視覚障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



視覚障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、視覚障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理し、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



### ①－１ 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

**\*見えにくさを補うことができるようにするための指導を行うために**

- 例)  視覚補助具の効果的な活用  他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成  
 見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

**\*視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行うために**

- 例)  状況等の丁寧な説明  観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用  
 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長  
 体育等における安全確保 等

### ①－２ 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

**\*見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行うために**

- 例)  聞くことで内容が理解できる説明や資料  拡大コピー  
 拡大文字を用いた資料  
 触ることのできないもの（遠くのもの動きの速いもの等）を確認できる模型  
 や写真等  
 視覚障がいを補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障（画面拡大、色の調整、読み上げソフトウェア等）

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

**\*見えにくさからの概念形成の難しさを補うために**

- 例)  実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。  
 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れられないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。  
 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①  
教育内容・方法

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章 2 「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 例)  自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。  
 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作り  
 見えにくいときに、自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。  
 視覚に障がいがある子ども等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②  
支援体制

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  特別支援学校（視覚障がい）のセンター的機能の活用  
 弱視特別支援学級等の専門性を活用  
 眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かす  
 点字図書館等の地域資源の活用

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。  
 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

③  
施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

**\* 校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備するために**

- 例)  廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保  
 分かりやすい目印  
 段差等を明確に分かるようにして安全を確保する。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

**\* 見えやすいように環境を整備するために**

- 例)  まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等）  
 必要に応じて教室に拡大読書器を設置する。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 例)  避難経路に明確な目印や照明を設置する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆視覚障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB<sup>\*1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ タブレット端末、書見台、電子辞書、単眼鏡やルーペを場面に応じて活用できるようにした。
- ◆ 座席の位置への配慮(見えやすさとグループ活動のしやすさ等を考慮)をしている。
  - ◆ 教室内に遮光用のブラインドを設置し、使い方を学習した。
  - ◆ 見やすさに配慮し、白黒反転文字を使った掲示物を掲示するとともに、拡大したプリントを使って学習している。
  - ◆ 掃除の時に、ゴミを集める場所をテープで囲むなどして、見えにくいことによる困難さを軽減できるような配慮をしている。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 介助する教員が視覚的な情報を口頭で説明して補っている。
- ◆ 定期テストでは、漢字の読み書き問題は代替問題と差し替えるか、削除している。
  - ◆ 美術、保健体育等では、安全面に配慮しながら、他の生徒と同じように活動できるようにしている。しかし、活動によっては、個別の到達目標を設定し、生徒の特性に応じた評価をしている。
  - ◆ 拡大教科書を使用しているが、読む時間がかかるため、学習内容を精選している。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 授業者は「これ」、「その」等の指示語を使わずに、できるだけ具体的に言語化する。
- ◆ 板書事項を読み上げる。
  - ◆ 問題集や定期テストの点訳は、外部の点訳団体に委託している。
  - ◆ 交流及び共同学習では、特別支援学級の担任が横につき、交流学級担任の説明や板書だけでは理解しにくい所の補足説明をしている。
  - ◆ 朝の読書では、特別支援学校(視覚障がい)から借りた拡大本を使用している。
  - ◆ 本人に聞きながら、配付物の色の濃淡や文字の大きさに配慮している。

① 教育内容・方法

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』(<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 運動会の徒競走で、カスタネットの音を頼りに走るようにし、周囲にも理解を促した。  
 ◆ 理科の観察や実験を行う場合には、グループ用の実験器具のほか、本人用の実験器具を用意し、近くで見たり、手に持ったりして確認できるようにしている。  
 ◆ 行事や見学学習は、対象となる人や物が見えやすい場所に移動し見学をしている。また、担任が近くにいて、言葉の説明を加えることで、必要な情報が届くように本人に配慮している。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 本人が自己理解を深めるために、特別支援学校（視覚障がい）の教育相談及び眼科医による支援機器のトレーニングを月1回利用している。  
 ◆ 視覚的な障がいによるコミュニケーションのすれ違いがでないように、学年において、障がい理解教育を実施し、関わり方について学ぶ機会を設定している。  
 ◆ 疲労が溜まっている5校時は、機器を使って読むことはせず、読み聞かせにした。

**②—1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 特別支援学校（視覚障がい）の巡回相談を活用している。  
 ◆ 個別の教育支援計画をもとに、担任及び特別支援教育コーディネーターが中心となり、市の相談機関や特別支援学校（視覚障がい）と連携し、個別の指導計画の作成と支援を行う。

**②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 疑似体験授業を実施し、困難さについて理解を深めた。  
 ◆ 保護者の承諾を得て、病気について学年児童、他の保護者へ説明している。

**②—3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 対応する教職員の配置を決めている。  
 ◆ 緊急時には、どこに移動するのかの指示を明確に伝え、目標物を示すことや、本人が先頭にならないように、周囲の児童を指名してついていくように指導している。

**③—1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 廊下に余計なものを置かず、スペースを広くとっている。  
 ◆ 学校の敷地内や校内での本人の移動の導線に視覚障がい者誘導ブロックを設置した。  
 ◆ 段差や階段のある場所、ロッカーや靴箱などに目印となるテープを設置した。

**③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 全職員が机上のパソコンに点訳ソフトをインストールし、誰もが気軽に点訳できる環境作りを行った。  
 ◆ 日によって見えやすさに違いがあるため、自分で室内の明るさや文字の大きさを調整できるように、室内にはブラインドと拡大読書器を設置している。

**③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人に特化したものではないが、階段や廊下の壁などには大きくて見やすい避難経路誘導のカードが貼られている。

②  
支援体制

③  
施設・設備

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感をえられる学校を創りましょう！



## ☆聴覚障がいのある子どもの理解のために

聴覚障がいの理解についての基本的な事項について、「教育支援資料」\*1  
「就学事務の手引き」\*2に記載されています。その中から、一部参考にし  
てまとめました。



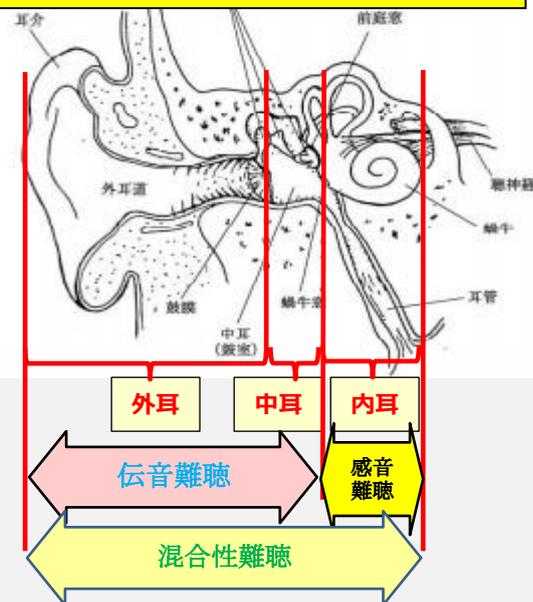
### 【聴覚障がいとは】

聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえな  
かったりする状態をいいます。聴覚障がいのある子どもたちには、できるだけ早期から  
適切な対応を行い、音声言語をはじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、  
その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

### <主な障がいの分類>

聴覚器官は、**外耳、中耳、内耳**、聴覚伝導路、  
聴覚中枢からなっている。これらは、外界にある  
**音の振動を受け止め、これを内耳の感覚細胞まで  
送り込む作業をしている伝音部分**と、送り込まれ  
た**音の振動を感覚細胞で感じ、神経興奮（インパ  
ルス）に換え、脳幹の神経伝導路を通して大脳の  
聴皮質に送る感音部分**に大別される。

図：「聴覚器官」（教育支援資料より引用）



### <障がい部位による分類>

聴覚器官のどの部位に原因があるかによって、**伝  
音難聴**と**感音難聴**に分けられる。また、感音難聴を  
末梢神経性（迷路性又は内耳性）難聴と中枢神経性  
（後迷路性）難聴に分けることもある。伝音難聴と  
感音難聴が併存するものを**混合性難聴**という。

一般に伝音難聴では、音が小さく聞こえるだけであるが、感音難聴では、音がひずんで聞こえ  
ることが多い。

### 【障がいの程度による分類】

障がいの程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び最重度難聴に分けられます。障  
害の程度を示す基準は、オーディオメータで測定した聴力レベル（dB：デシベル）で示され、正  
常聴力レベルは、正常音が聞き取れる最小の音圧で、オーディオメータの25dB以下に当たり  
ます。

\*1：「教育支援資料」とは、平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害の  
ある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\*2：「就学事務の手引き」とは、平成26年4月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～  
早期からの一貫した支援のために～」のことで。

【環境音や音声の大きさ】	(単位 dB)
深夜の郊外、ささやき声	0～20
静かな事務所、静かな（普通の）会話	30～50
静かな車の中	60
騒がしい事務所、大声の会話	70
せみの声	80
叫び声	90
電車の通るガード下、30 cm近くでの叫び声	100
車の警笛	110
ジェット機の騒音、30 cm近くのサイレン	120

保護者から、「聴力は、80 dB くらいです」と聞いたら、「やっとせみの声の有無が聞こえるレベル」など私たちがイメージできることは支援につながります。ただし、音の有無を認知することと、音を識別することは別です。また、聞こえ方もさまざまです。<sup>\*3</sup>

**【一側性難聴について（右か左の片耳が難聴である場合）】**  
 片耳の聴力が正常であるため、会話もでき、不自由がないようですが、聞こえにくい側からの音が聞き取りにくかったり、後方からの音の方向性がわかりにくかったり、騒がしい中や離れた所からの音声の聞き取りがしにくかったりと、困難さが生じます。正面から話しかけたり、聞こえやすい側が教室の中心を向くような席の配置をしたりすることも効果があります。



**【補聴器と人工内耳の違いが分からないのですが…】**

補聴器は外からの音を増幅させる機器で、人工内耳は、内耳に埋め込んだ電極により、神経に直接音の電気信号を送る機器です。

**補聴器**  
 「補聴器」とは、音を増幅して話声の聴取を援助する機能を備えた携帯型の医療機器で、通常マイクロホン、電子回路、イヤホンで構成されています。外見上から、ポケット型、耳かけ型、耳あな型、眼鏡型などに分類されます。

**人工内耳**  
 「人工内耳」は、現在世界で普及している人工臓器の一つで、難聴があつて補聴器での装用効果が不十分である際に手術の適応となり得ます。一般的には、人工内耳を装用した状態で、20～40 dB 程度の装用閾値が得られる場合が多いです。  
 なお、人工内耳を装用しても、通常、話し声の理解のためには適切な教育的対応が必要であり、そのための場として、特別支援学校（聴覚障がい）が役割を果たすことも考えられます。



**補聴援助システムについて**  
 離れた人の話や騒音下では、FM 電波を用いて（FM 補聴器）、あるいは教室内に配置された電磁ループ等を用いて遠隔話者（教員等）の声を直接補聴器に伝えることができるシステムが併用される場合があります。 \*現在はデジタル補聴援助システムが普及しています。

\*3：聴覚障がいがあり学習している児童生徒は、特に生まれたときから、あるいはごく幼いときから聞こえにくさがある場合、指示がわかりにくくても友だちを見て行動するなどしているため、特に困難さについて気付いていないこともあります。その気付きのポイントについては、『聴②-1 聴覚障がいのある子どもの理解：補助資料①☆障がいの程度の種類と気付きのポイント』で整理していますので、ご覧ください。

聴覚障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆障がいの程度の種類と気付きのポイント

「就学事務の手引き」\*<sup>1</sup>には、聴覚障がいの聞こえの程度に分かりやすく記述してありますので、まとめてみました。実際に在籍する児童生徒をイメージしながら、読んでみましょう。



◆平均聴力レベル25～40 dB の聴覚障がいは、話声語を4～5 m、ささやき語を50 cm以内で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 一対一の会話場面での支障は少ないですが、日常生活面では聞き返しが多くなります。
- 学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがあり、小学校などで座席が後ろの方であったりすると、教室の騒音等により教師の話が正確に聞き取れないことがあります。
- 上記のことから、言語力が伸びにくかったり、学習面での問題が生じたり、周囲とのコミュニケーションでトラブルが生じたりすることもあります。
- 補聴の必要性も含めて慎重に対処が行うことが大切です。

◆平均聴力レベル40～60 dBの聴覚障がいは、通常の話し声を1.5～4.5 m で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 言語習得前に障がいが生じた場合でも、家庭内での生活上の支障は見逃されやすいです。
- 言語発達の障がいを来して学習面での困難を生じ得るため、適切な補聴の上で教育的な配慮が必要です。
- 本来、難聴特別支援学級等の対象となる子どもは、この程度の難聴であり、特別な教育課程を要する子供であれば難聴特別支援学級での指導、通常の学習が可能な子供で一部特別な指導を要するなら通級による指導を考えることとなります。

◆平均聴力レベル60～90 dB の聴覚障がいは、通常の話し声を0.2～1.5 m で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 補聴器の補聴が適正であれば、音声だけの会話聴取が可能である場合が多い。
- 言語習得前に障がいが生じた場合、障がいの程度や言語環境の違いなどで言語発達の状態は様々ですが、注意しなければわずかな生活言語を獲得するととどまる場合もあるので、適切な補聴器の装用と教育的な対応が不可欠です。

◆平均聴力レベル90 dB 以上の聴覚障がいです。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 言語習得期前に障がいが生じた場合には、早期からの適切な教育的対応は必須です。

\* 1：「就学事務の手引き」とは、平成26年4月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことでです。

## 【聴覚障がいのある子どもたち】

実は、学習で困っていませんか？ どれだけ把握していますか？

### ○教育的な観点から

- 教室内の雑音下での聞こえ方、補聴機器装用時の聞こえ方について
- 聞こえにくい場所や場面があることと、その時の様子について
- 本人、教員、周囲の児童生徒の難聴への理解について
- 補聴器、人工内耳を装用してからの聞こえ方の学習が必要であることについて
- 教育的配慮の内容について
  - ・聞きながら書く難しさや、学習集団での突然の話し声の聞き取りの難しさ、教師が板書しながら話をする場合の聞き取りにくさ等への配慮、聞きやすい話し方、視覚情報提示 など
- 話せるから同じように聞こえているわけではないことについて
- 聞こえない場合の対応について
- 一側性難聴の児童生徒への配慮について

### ○医学的な観点から

- 配慮すべきことについて
  - ・補聴器や人工内耳等の機器の扱い方、管理方法（故障しないために、紛失しないために）
  - ・人工内耳装用児童生徒のサッカーや剣道
  - ・人工内耳に触れる際、静電気が起きないようにする
- 定期的な受診や補聴器の点検の必要性について
- 聞こえるということについて
  - ・聴力検査の「聞こえる」と、会話から「言葉を聞き分ける」ことは異なること
  - ・音は減衰する（距離が離れると音は小さくなる）こと
  - ・補聴器や人工内耳には指向性（マイクが拾う音源の方向を定める）を設定する場合があること
  - ・人工内耳には、拍や音感の難しさがあること

### ○心理学的な観点から

- 「困っている」と言えない理由について
  - ・教育的配慮をされることへの抵抗感
  - ・いつ、何に困っているかわからない
  - ・話の途中で「もう一度」と聞き返すことへのためらいを感じている
- みんなが理解していて、自分はわかりにくい環境にいる場合の心理について
  - ・一斉指示後にそれぞれが行動するとき、授業中などみんなが笑っているときの不安、疎外感

参考：サポートブック乳幼児編「きこえない！」でも大丈夫 全国早期支援研究協議会編（平成 25 年）軽度・中等度難聴サポートブック新版・きこえにくいお子さんのために…全国早期支援研究協議会編（平成 26 年）

まずは、学習する様子をよく観察したり、本人に聞いたりすることが大切です。さらに、センター的機能<sup>\*2</sup>も活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



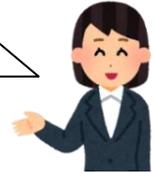
\*2：センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター

☆聴覚障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点及び一例



聴覚障がいのある児童生徒への合理的配慮  
って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、聴覚障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理し、その一例が示されています。そ  
れを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。

- 例)  補聴器等の効果的な活用  
 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）  
 の活用に関すること 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

\*音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  外国語のヒアリング等における音質・音量調整  
 学習室の変更  
 文字による代替問題の用意  
 球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。

- 例)  分かりやすい板書  
 教科書の音読箇所的位置の明示  
 要点を視覚的な情報で提示  
 身振り、簡単な手話等の使用 等

\*聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。

- 例)  座席の位置  
 話者の音量調整  
 机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）  
 防音環境にある指導室  
 必要に応じてFM式補聴器等の使用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

\*言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行  
う。

- 例)  話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる。  
 慣用句等の言葉の表記と意味が異なる言葉の指導  
 ルールや常識等の理解や行動の在り方を考えさせる指導 等

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 例)  情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。
- 通常の学級での指導に加え、聴覚に障がいがある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②  
支援体制

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  特別支援学校（聴覚障がい）のセンター的機能の活用をする。
- 難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を活用をする。
- 耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子どものための交流会の活用を図る。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  放送等による避難指示を聞き取ることができない子どもに対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

③  
施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

**\* 放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。**

- 例)  教室等の字幕放送受信システム 等

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

**\* 教室の間こえの環境を整備する。**

- 例)  じゅうたん・畳の指導室の確保
- 行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示 等

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 例)  緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第三章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆聴覚障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB<sup>\*1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 通常の学級での学習時にはFM補聴器を装着し、授業者がFMマイクをつけて授業を進めている。
- ◆ 自立活動では、補聴器の管理や聞こえの実態把握、傾聴態度、記憶したりメモを取ったりする学習、発音練習、言語学習、コミュニケーションスキルの学習、障がい認識の学習等を行う。
  - ◆ 小学校の通常の学級では、聞こえにくい状況のときには聞き返すことの必要性や、自分の行動が正しいか確認する話し方について、担任がロールプレイ等を通して指導している。
  - ◆ 指導者が話すときには生徒の方を向き、口元が見えるようにすること、適切な音量で話すこと、テニスボールを椅子や机の脚につける等で教室の雑音軽減を図ること、聴力の良い側の耳で聞きやすくなるように配慮すること、学級での話し合いや教員の説明の際には静かにすること等を行っている。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 体育の水泳指導では、補聴器を装着できないため、赤旗、青旗での指示やホワイトボードで要約筆記したりして伝えている。
- ◆ 英語検定のリスニングテストは、日本英語検定協会に特別措置申請書を提出し、別室でテロップ（音声ではなく文字をテレビモニターを写す方法）による受験を行った。
  - ◆ 授業中新しい語彙、普段使わない語句、聞き取りにくい音を含む語句が出たときには丁寧に説明し、場合によっては写真や絵などの視覚情報を提示して理解が図れるようにした。
  - ◆ 図画工作の制作は、作業手順の確認を行ってから、制作をはじめている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 必要な情報が本人に届いたかどうかを確認することや、文書を配付して情報が確実に伝わるように配慮することを確認した。
- ◆ 全校集会や行事では、児童が発表する原稿をあらかじめ本人に渡し、手話とノートテイクを用いて情報保障を行っている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

① 教育内容・方法

\* 1 : 『インクルDB』(<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 通常の学級におけるグループでの話し合い活動に十分参加できるようにするために、ミニホワイトボード、タブレットを使ったり、別室に移動して話し合ったりしている。
- ◆ 学習において、聞き漏らしや聞き違いがあるので、中学校では、定期試験前に「教育相談の時間」を設けて、生徒の希望による復習や学習内容の理解支援を取り入れている。
  - ◆ 進路の情報が少ないので、オープンキャンパス参加では要約筆記や体験をお願いしたり、大学入学後の配慮を依頼したりする資料作成などを行った。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 通級指導教室からの情報を共有し、本人が聞き取りにくい状況や様子の際は、担任が机間巡視しながら再度丁寧に説明し、不安や焦りを感じないように配慮している。
- ◆ 本人(中学生)は、思春期に入り、常にそばにいる支援員に対して、反発するような様子があるので、必要な時以外は少し距離をおいて見守るようにする。

**② 支援体制**

**②-1 専門性のある指導體制の整備**

- 事例) ◆ 特別支援学校(聴覚障がい)教員や通級による指導担当教員、主治医とも連携して定期的にケース会議を行っている。
- ◆ 校内において聴覚障がいに関する研修会を開き、他の教員も本人を指導する際の配慮ができるようにしている。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 全校集会等の機会を通して、本人の状況や必要な配慮について説明している。
- ◆ 保護者に対しては、PTA総会や学級懇談会の機会を通して説明し、啓発を図っている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 緊急時に教職員が教室に不在の場合も想定され、学年生徒全体に、対象生徒を助け、災害の情報を伝えて欲しいと協力を依頼している。その際、ゆっくり大きな声で伝えることや、本人が先頭にならないように避難するように指導している。

**③ 施設・設備**

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 学校全体で「分かって動ける環境作り」に努め、場所の表示や時間の手掛かりなどを書いて示す、スケジュール提示や、指示内容を視覚的に提示している。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ リスニングテストを行う際は、相談室等のできるだけ雑音の少ない部屋を使う。
- ◆ FM補聴器用のFMマイクを担任以外に、他の児童生徒の発言用にもう一本配備している。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 教員のタブレット端末に、災害時の対応に必要な指示をあらかじめ入力しておき、必要時に提示したり、該当児童生徒のタブレット端末に送信できるようにしたりしている。また、職員室からの非常持ち出し箱に、補聴器用の予備の空気電池を入れている。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感をえられる学校を創りましょう！



## ☆知的障がいのある子どもの理解のために

知的障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されております。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【知的障がいとは】

知的障がいとは、**知的機能の発達に明らかな遅れ**と、**適応行動の困難性を伴う状態**が、発達期に起こるものをいいます。



分かったような、分からないような…

一つ一つ、言葉を確認しながら、今、指導している、かかわっている児童生徒を考えてみましょう。



### Q1：「知的機能の発達に明らかな遅れ」とは？

認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される**知的面に**、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な**遅れが明らかな状態**のことをいいます。



「学習に取り組んでも、学年の学習が進まない、学習への理解が難しい、そこが課題である。」等の相談を受けますが、そもそも、そのような状態が『知的機能の発達に明らかな遅れ』であり、本人に合った学習を考えていく必要があります。

### Q2：「適応行動の困難性」とは？

他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり、**適応行動の習得や習熟に困難**があるために、**実際の生活において支障をきたしている状態**のことを言います。



「～できないんだよねえ。」と、指導者側が困難を感じることもあると思いますが、そもそも、本人が適応行動が習得できずに『困っている』状態であり、どうしていいか教えて欲しいのかも知れません。



\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

**Q : 「伴う状態」とは？**

「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態を意味しています。**知的機能の発達の遅れの原因**は、概括的に言えば、**中枢神経系の機能障がい**であり、**適応行動の困難性**の背景は、周囲の要求水準の問題などの**心理的、社会的、環境的要因等**が関係しています。

両方が同時であることがポイントであり、困難さを抱えていることを理解する必要があります。



**【知的障がいのある子どもたち】  
適応行動の面で、生じやすい困難さ**

○概念的スキルの困難性

- 言語発達：  言語理解  
 言語表出能力
- 学習技能：  読字     書字  
 計算     推論



等

○社会的スキルの困難性

- 対人スキル：  友達関係
- 社会的行動：  社会的ルールを理解  
 集団行動



等

このような困難さが生じやすいとされています。  
 かかわっている児童生徒がどういう障がいの状態なのかをよく知る必要があります、それが指導・支援につながります。

○実用的スキルの困難性

日常生活習慣行動

- 食事  
 排泄  
 衣服の着脱  
 清潔行動 等



ライフスキル

- 買い物  
 乗り物の利用  
 公共機関の利用 等



運動機能

- 協調運動  
 運動動作技能  
 持久力 等

参考文献：特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月

知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う場合、目標や内容の設定に関して、本人の知的機能の発達に合わせて教育課程を組むことができます。詳しくは、『☆知的障がいのある子どもを教育する場合』をご覧ください。



知的障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆知的障がいのある子どもを教育する場合



知的障がい特別支援学級\*<sup>1</sup>を初めて担任します。学年相応の学習が難しいです。どうやって各教科の目標を設定すればいいですか？

平成29年7月に出版された小学校学習指導要領解説総則編や中学校学習指導要領解説総則編には、知的障がいのある児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続き例を示しています。



＜知的障がい者である児童（生徒）の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例＞

- a 小学校（中学校）学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童（生徒）の習得状況や既習事項を確認する。
- ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について



上記が難しい場合は…

- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童（生徒）を教育する特別支援学校小学部（中学部）の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。



知的障がい者である児童を教育する特別支援学校の小学部の目標及び内容？  
そういうのがあるのですか？

小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容が充実しました。



\* 1：知的障がいのある児童生徒の教育的対応として、第1章2『☆⑤知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応の基本』に、対応の基本が書かれています。

【小学部の各教科】

**生活**、国語、算数、音楽、図画工作、体育

- \* 外国語活動については、児童や学校の実態を考慮した上、小学部3学年以上に、必要に応じて設ける。

小学校の「生活科」とは内容が異なることに注意です！

【中学部の各教科】

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、**職業・家庭**

- \* 外国語科は、生徒や学校の実態を考慮し、各学校の判断により必要に応じて設けることができる。

「生活単元学習」や「作業学習」という教科はありません。<sup>\*1</sup>

Q：どんな内容を教えているの？

**生活：3段階「キ 手伝い・仕事」の内容の一部**

【後片付け】：手伝いや仕事の終了時に報告をしたり、自分から所定の場所に道具等を片付けたりすることが大切である。その際には、片付けをすることは、集団生活における大切なルールであることに気付くことが大切である。

**算数：2段階「A 数と計算」の目標の一部**

A 数と計算

- ア 10 までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をもつとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。



知的障がいの程度や状態、学習の習得状況に合わせて、**本人に合わせた段階**<sup>\*2</sup>で指導できます。



設定する際の大切な視点・教育課程の編成へ

c 児童（生徒）の**習得状況や既習事項**を踏まえ、小学校（中学校）卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

“教えても難しい”という教師の目線ではなく、“本人が学ぶ実感”のある各教科の目標・内容を設定し、指導していくことで、本人の力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた力を育むことができます。



\* 1：生活単元学習等は、「各教科等を合わせた指導」と呼ばれる指導形態です。詳しくは、第1章2『☆各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』をご覧ください。

\* 2：当センターのトップページにある『新学習指導要領チェック』にて、知的障がいのある児童生徒の教育の各教科の段階の考え方等についてまとめているのでご覧ください。

## ☆知的障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



知的障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、知的障がいのある子供の教育における  
合理的配慮の観点<sup>\*1</sup>として整理し、その一例が示されました。  
それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、  
生活上の規範やルールの理解を促すための指導をする。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

\*知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、  
理解の程度に応じた学習内容の変更・調整をする。

- 例)  焦点化を図ること  
 基礎的・基本的な学習内容を重視すること  
 生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。

- 例)  文字の拡大や読み仮名の付加  
 話し方の工夫  文の長さの調整  
 具体的な用語の使用  動作化や視覚化の活用  
 数量等の理解を促すための絵カードや文字カード  
 数え棒  パソコンの活用 等

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

\*知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であること  
から

- 例)  調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生か  
すことのできる力が向上するように指導する。  
 学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を  
活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導する。

\*1：ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

**\* 知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることへの配慮をする。**

- 例)  学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫する。
- 自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

**② 支援体制**

**②-1 専門性のある指導體制の整備**

- 例)  特別支援学校（知的障がい）のセンター的機能の活用
- 知的障がい特別支援学級等の専門性を活用
- てんかん等への対応のために、必要に応じた医療機関との連携

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

**\* 知的障がいの状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性として、実体験による知識等の習得が必要であることへの配慮をする。**

- 例)  特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

**③ 施設・設備**

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 例)  自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 例)  危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。
- 必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

**\* 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように配慮をする。**

- 例)  簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2：具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章2（3）「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆知的障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ ひらがなの読みはできるが、書くことは難しいので、感想等を書くときに困らないように、引き出しの中にひらがなカードを入れておき、いつでも見られるようにしている。
- ◆ 排泄について、課題があるため、一定の学校生活パターンの中で時間を決めてトイレに連れて行き、排泄のリズムをつかませるようにしている。
  - ◆ 空間的な認知に困難さがあり、絵を描くことが苦手なので、写し紙を使って図鑑の絵や写真などを視写して、積極的に交流及び共同学習に参加できるようにしている。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 10までの足し算では、両手を使って5まではできるものの5以上になると指を使っても間違いが多いため、ブロックなどの具体物を使用して指導を行い、繰り返し練習をしている。
- ◆ 図画工作は、視覚的な支援として、デジタル教科書を利用し、作品を大画面にして映し細部を拡大して示すことで、集中し、指示内容を理解できた。
  - ◆ 家庭学習用として、英単語や理科と社会の重要語句は単語カードを作成し、本人が家庭で復習するようにしている。
  - ◆ 英語の授業には、教育支援員が配置されており、教材のプリント類にはあらかじめカタカナをふったものを渡している。手元にホワイトボードを用意し、質問に対する解答が思い浮かばないときに、そこにヒントとなることを書くようにしている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 本人が行きたい場所を確実に伝えられるよう、教室の扉に取り外しが可能な写真を貼り活用できるようにしている。
- ◆ 教材は、具体物や写真を多く使い、具体的にイメージをもって振り返りができる「写真日記」、生活の中でよく使う、物の名前を学習するための写真入り学習プリントなどを作り、学習したことの振り返りができ、生活の中で生かせるようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 図画工作等を学習するに当たって、本人が授業の道具や材料などを準備できないことがあるので、交流学級の友達や特別支援学級担任に準備をお願いすることを教え、少しでも学習の機会が減らないようにした。
- ◆ 各教科においてのグループでの話し合いのときに、様々な役割を担い、その役割を果たすことで、自信をもって学習活動に取り組んでいる。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 交流学級での関わりの中で、本人が話し掛けやすい児童に聞くことができるように座席の配置を配慮した。
- ◆ 対象生徒は、他の生徒とは異なる配慮を好まないため、本人への特別な配慮は、必要最小限にとどめている。

② 支援体制

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 特別支援学級では、担任、特別支援教育コーディネーター等との支援会議を週1回行い、校内の教員同士の共通理解を図っている。
- ◆ 言語障がい通級指導教室の教員と連携し、発音指導について、相談している。
  - ◆ 各教科の指導に当たっては、学校支援員との連携を密にした。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 特別支援学級の校内公開授業を年度の早い時期にもつことで、児童理解と特別支援教育の理解を図る機会としている。
- ◆ 全教員に、職員会議等を通じて、本人への支援についての情報共有を図っている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 避難の仕方の事前指導を丁寧に行い、避難経路となっている廊下の進行では、予想されるガラスや障害物の散乱についてのイメージをもたせ、その際の避難の仕方についても指導した。

③ 施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 本人に特化したものではないが、校内は、安全で分かりやすく整備されている。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 教室後部を自由空間とし、作業的な活動に取り組める空間構成とした。そこに多目的テーブルを設置し、本人に対する個別的な指導や支援の場として活用した。
- ◆ 排せつの際に下着を汚すなどがあった場合に、対応できるように、特別支援学級に、洗面所、トイレ等が完備され、対応がすぐにでき、日常生活の指導を行いながら生活力を向上させている。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人に特化したものは特はない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆肢体不自由のある子どもの理解のために

肢体不自由について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【肢体不自由とは】

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

### <肢体不自由の主な病類>

脳性疾患：脳性まひ、水頭症、髄膜炎後遺症 など

脊椎・脊髄疾患：二分脊椎、脊髄損傷 など

筋原性疾患：進行性筋ジストロフィー症、重症筋無力症 など

骨系統疾患：先天性骨形成不全 など

骨関節疾患：ペルテス病、先天性股関節脱臼 など

**肢体不自由の起因疾患で最も多くの割合を占めているのは、脳性まひを主とする脳原性疾患であるとされています。**

ここでは、脳性まひにみられる症状に絞って「教育支援資料」を見ていきましょう。



### 【「脳性まひ」の症状として】

脳性まひの症状は、発育・発達について変化するが、小学校高学年の時期に達する時期には、ほぼ固定してくる。主な症状の一つとして、筋緊張の異常、特に亢進あるいは低下とその変動を伴う不随意運動が見られる。

\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

障がいの範囲は、手足だけ、左右どちらかの半身のみ、あるいはその両方にまたがるなどいろいろですが、**症状をタイプ**で分けると4つ\*<sup>3</sup>ありますが、多数を占めているのは次の2つです。

### 痙直型

**体がつっぱって関節なども固くなり、**  
手足が自由に動かせないタイプです。

痙直型の脳性まひの人は足が内またのようになることが多いです。足の裏を床に平らにつけることが難しいです。

### アテトーゼ型

アテトーゼ型は、**体や頭が自分の意思とは関係なく**ゆれてしまい、いつもふらふらしているような状態が目立つタイプです。

アテトーゼ型の人は、頭や体がゆれたりします。筋肉が思わぬ方向に動き、そりかえったり、体がねじれたりします。



体の姿勢だけでなく、学習の時に、文字を読みにくそうだったり、話しにくそうだったりすることがあるのですが…



「教育支援資料」に、その理由が書かれています。

**脳性まひには、種々の随伴障がいを伴うことがあります**、肢体不自由だけの単一障がいのことは少なく、知的障がい、言語障がい、病弱、てんかん、視覚障がい、聴覚障がい等の一つ又は複数の障がいを併せ有する重複障がいが多い。身体的・精神的側面で多くの問題を抱えていると言える。脳性まひの病型別の随伴障がいを述べると、次のとおりである。

### 痙直型

知的障がい、てんかん、視覚障がい、言語障がいなどが随伴することがある。

身体的には、成長につれて関節拘縮や脱臼・変形を来すことがよく知られている。

### アテトーゼ型

この型には知能の高い者がしばしば見られる。意思疎通の面での問題は、他者の話す内容は理解できるが、構音障がいがあるために、他者には聞き取りにくい。しばしば難聴を伴う。

身体的には、年齢が高くなると、けい髄症による頸部痛の他、上肢のしびれ感や筋力低下を訴えることがある。

随伴している障がいの程度や状態をよく把握し、学習上の困難さについて、身体的な支援と認知的な支援を考えていく必要があります。



\* 3 : 「教育支援資料」では、痙直型、アテトーゼ型、失調型、固縮型の4つの分類を紹介しています。

肢体不自由のある子どもの理解：補助資料①

☆心理学的、教育的側面から総合的把握のために

子どもたちを理解するとき、「教育支援資料」には、以下のような観点から総合的に判断する必要があることを述べています。



**ア 障がいの理解**

子どもによっては、幼児期から自分の障がいに気付いている場合があり、障がいの理解の程度について、保育所・幼稚園、児童発達支援施設等の協力を得て、把握することが大切である。

障がいの理解の程度については、次のような観点から把握することが望ましい。

- 自分の障がいに気付き、障がいを受け止めているか。
- 障がいを正しく認識し、克服しようとする意欲はもっているか。
- 自分のできないこと・できることについての認識をもっているか。
- 自分のできないことに関して、悩みをもっているか。
- 自分の行動について、自分なりの自己評価ができているか。
- 自分のできないことに関して、先生や友だちの援助を適切に求めることができているか。
- 家族が、子どもに対して障がいについて教えているか。 等



**イ 障がいを補い、工夫し、自分の可能性を生かす能力**

障がいを自覚し、障がいを補う適切な工夫や努力の姿勢について、次のような観点から把握することが望ましい。

- 障がいの状態の改善のために、自分から工夫するなどの積極的な姿勢が身に付いているか。
- 補助的手段を使いこなすことができるか。



## ウ 自立への意欲

日常の基本的な生活習慣の自立とともに、精神面においても、他人に依存しないで主体的に自立しようとしている姿勢が見られるかについて判断することが必要である。

観察の観点は、次のとおりである。

- 自分で周囲の状況を敏感に察知して、行動しようとするか。
- 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理ができるか。
- できることは、自分でやろうとする意欲があるか。
- 受け身となるような行動が多いか。



## エ 対人関係

学校生活を送る上で必要な集団における人間関係について、保護者や保育所・幼稚園、児童発達支援施設等と連携して、その状況を把握することが大切である。

対人関係の面で把握することが必要な観点は、次のとおりである。

- 実用的なコミュニケーションが可能であるか。
- 協調性があり、友達と仲良くできるか。
- 集団に積極的に参加することができるか。
- 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。
- 自分の意思を十分表現することができるか。



## オ 学習意欲や学習に対する取組の姿勢

学習意欲や学習等の課題に対する取組の姿勢について、十分に把握する必要がある。

観察の観点は、次のとおりである。

- 学習レディネスが形成されているか。
- 学習の態度（着席行動、姿勢保持）が身に付いているか。
- 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
- 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
- 年齢相応の学習活動に参加し、内容が理解できるか。
- 読み、書きなどの技能や速度はどうか。

まずは、障がいを理解するために、本人の状態を理解することです。地域の特別支援学校のセンター的機能<sup>\*1</sup>の活用や本センターにお気軽に御相談ください。



\* 1：センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター

肢体不自由のある子どもの理解：補助資料②

☆歩行補助具について



脳性まひのある児童生徒が移動する時に使っている補助具の名前や用途が分からないのですが…



「教育支援資料」には、「補装具」という文言で、以下のように説明しています。

「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活又は学校生活を容易にするために必要な用具を言う。

具体的な例としては、義肢（義手、義足）、装具（上肢装具、体幹装具、下肢装具）、座位保持装置、車いす（電動車いす、車いす）、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ等が考えられる。

\*下線部については下記にて紹介します。

【「補装具」の一部の紹介】



PCW歩行器

(Posture Control Walker)

一人で立つことは難しくても、手で支えたと立ち上がりやつかまり立ち、伝い歩きができる子どもが使用することが多い歩行器



クラッチ

PCW 歩行器より支える面が小さいため、より足での支えが大きい。



SRC歩行器

(Spontaneous Reaction Control Walker)

座ることが難しくても、胸のパッドとベルト、鞍状のサドルで姿勢と体重を助け、足の運動を進める歩行器



車いす

PCW 歩行器や杖歩行、独歩をしている子どもでも、野外（遠足や登下校等）や屋内でも長距離移動では車いすを使うことが多い。

参考・引用：地域で肢体不自由児と関わる方への基礎講座「歩行（移動）補助具について」（(社)大阪府理学療法士会障害児保健福祉部 理学療法士 和田望

([www.physiotherapist-osk.or.jp/data/pdf/05hokou.pdf](http://www.physiotherapist-osk.or.jp/data/pdf/05hokou.pdf))

☆肢体不自由のある子どもの教育における  
合理的配慮の観点及び一例



肢体不自由のある児童生徒への合理的配慮  
って、どんな例があるの？



「教育支援資料」には、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されています。  
それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\* 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。

- 例)  片手で使うことができる道具の効果的な活用  
 校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること  
 実際の移動の支援 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

\* 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  書く時間の延長  
 書いたり計算したりする量の軽減  
 体育等での運動の内容を変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\* 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。

- 例)  書字の能力に応じたプリント  
 計算ドリルの学習にパソコンを使用  
 話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

\* 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。

- 例)  新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする。  
 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

\* 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。

- 例)  体育の時間における膝や肘のサポーターの使用  
 長距離の移動時の介助者の確保  
 車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②  
支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

- 例)  特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能の活用  
 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームでの検討  
 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等との連携

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例)  移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

**\* 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。**

- 例)  車いすで避難する際の経路や人的体制の確保  
 移動が遅れる場合の対応方法の検討

③  
施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

**\* 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。**

- 例)  段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター  
 障がい者用トイレの設置 等

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

**\* 上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。**

- 例)  上下式のレバーの水栓  
 教室内を車いすで移動できる空間の確保  
 廊下の障害物除去  
 姿勢を変換できる場所  
 休憩スペースの設置 等

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

**\* 移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。**

- 例)  車いす  担架  
 非常用電源や手動で使える機器 等

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2：具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2（3）「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆肢体不自由のある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 年に1回、特別支援学校（肢体不自由）の巡回支援を活用し、摂食指導や姿勢保持の方法等について、授業の中で直接指導を受けている。
- ◆ 本人は、手が震え、小さな文字を書くことが困難であるため、ノートに2cm幅の罫線を入れ、テストでは解答欄の拡大をしている。
  - ◆ 車いすの状態で使用できる大きめの机を使用している。
  - ◆ 給食は、箸が難しいため、スプーンやフォークを使用している。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 体育では、肋木や鉄棒などの器械運動では、右手が握ることができない対象児のために担任等が補助して、他の児童よりも高さを低くしたり、運動回数を減らしたりしている。
- ◆ 書くことに時間がかかるために、書く量の調整や専用のワークシートの使用、板書は支援員が写す、宿題等の課題の量の軽減などの変更・調整を行った。
  - ◆ 音楽については、リコーダー奏は、右小指の動きのコントロールが難しいため、全部の穴の位置が可動式のリコーダーを用いている。
  - ◆ 図画工作については、他の児童と同じ教材を使い、場合によっては、課題量の調整をしたり、時間を延長したりする配慮を行って、作品を完成させている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 計算練習をする際、タブレット端末を利用し、書きの困難さを軽減することで、学習に集中できるようにしている。
- ◆ 交流及び共同学習の授業者は、デジタル教科書を使って、教材提供を行っている。
  - ◆ 手が震え文字が大きくなってしまおうので、書くスペースを拡大したプリントを準備している。

\* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 体育大会では、生徒は100メートル走に出場し、走る距離を30メートルに設定した。マラソン大会も1キロメートルを車いすで参加した。  
 ◆ 校外学習では、障がい者用トイレの位置など、施設設備を事前に確認するなどの体制をとった。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 活動がみんなと同じくできない等の不安感があることから、担任がどうやったら参加が可能か話し合っている。また、スクールカウンセラーと週一回話す時間を設けている。  
 ◆ 車いすの操作に上肢を使うため、上肢の柔軟性を保つ運動を定期的に行っている。

② 支援体制

**②-1 専門性のある指導體制の整備**

- 事例) ◆ 特別支援学校（肢体不自由）から、特別支援教育コーディネーターと自立活動担当教員の訪問を受け、学校生活における支援に関する助言を受けている。  
 ◆ 毎月、教育支援委員会を開き、校内支援体制の見直しや情報交換を行っている。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 全職員で対象児を理解し支援するため、年度当初や学期末などには、教職員に向け、本人の特性や有効な声掛け、対応の仕方、お願いしたいこと等の情報共有を図っている。  
 ◆ PTA 総会等、保護者や地域の人に「基礎的環境整備」「合理的配慮」等の情報発信をしている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 災害時には本人の近くにいる担任又は介助員が、ともに避難することになっている。  
 ◆ 災害時に外へ避難がしやすい場所に教室を配置している。

③ 施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 廊下や昇降口をバリアフリー化している。水のみ場は、車いすのまま使用できるように改修した。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人は、車いすで座位を保持しているため、体をリラックスさせたり、着替えたりするときのスペースとして同じ階に多目的室を用意し、利用できるようにしている。  
 ◆ 個別指導や集中して学習に取り組みたい時は、リソースルームを利用できるようにしている。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 避難経路の短縮化を図り、予備の車いすを準備している。  
 ◆ 災害時への対応として、本人へ校内設置のエレベーターの使用方法を周知する。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆病弱・身体虚弱のある子どもの理解のために

病弱・身体虚弱のある児童生徒の理解について、基本的な事項が「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【病弱・身体虚弱とは】

病弱とは、学校教育においては、身体の病気又は心の病気のための継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態を表す際に用いられ、ここでいう生活規制とは、入院生活上又は学校生活、日常生活上で留意すべきこと等であります。

身体虚弱とは、学校教育においては、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態を表します。

### 病弱教育の対象として比較的多くみられる疾患例

「教育支援資料」には、これらの症状や対応等\*<sup>3</sup>が書かれています。



- ① 気管支喘息 (ぜんそく)
- ② 腎臓病 ア 急性糸球体腎炎 イ 慢性糸球体腎炎 ウ ネフローゼ症候群
- ③ 筋ジストロフィー
- ④ 悪性新生物 ア 白血病 イ 神経芽腫 (神経芽細胞腫)
- ⑤ 心臓病 ア 心室中隔欠損 イ 心房中隔欠損 ウ 心筋症 エ 川崎病
- ⑥ 糖尿病 ア 1型糖尿病 イ 2型糖尿病
- ⑦ 血友病
- ⑧ 整形外科的疾患 ア 二分脊椎症 イ 骨形成不全症 ウ ペルテス病  
エ 脊椎側弯症
- ⑨ てんかん ア 緊急対応を要する発作  
イ 危険を排除しながら見守るのが中心の発作
- ⑩ 重症心身障がい
- ⑪ アレルギー疾患 ア アトピー性皮膚炎 イ 食物アレルギー
- ⑫ 肥満 (症)
- ⑬ 心身症 ア 反復性腹痛 イ 頭痛 ウ 摂食障がい
- ⑭ うつ病等の精神疾患
- ⑮ その他

\* 下線部の疾患例については、『☆病弱教育の対象となる病気の理解』にて一部まとめています。

③、⑧、⑩などについては、肢体不自由のある子どもの理解や支援内容についても参考にすると役立ちます。

\* 1 : 「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことでです。  
 \* 2 : 「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことでです。  
 \* 3 : てんかん、血友病等、いくつかの症状等の知識、対応については、『☆病弱教育の対象となる病気の理解』をご覧ください。

## 病気の子どもや入院している子どもたちの気持ち

病気の子どもや入院している子どもの気持ちは、年齢や発達の段階、病状、性格、環境等により様々です。また、その時々で変化することもあります。しかし、多くの子どもに**共通すること**は、**不安やストレス**とともに、**喪失感**を感じていることです。「病気になったのは、自分が悪かったから」と感じることも多くあります。

**病気の子どもや入院している子どもの状態や心理的な傾向**としては、次のようなことがあげられます。



### 児童期

- 入院や治療のため欠席が多くなることなどから学習が遅れることがあり、焦燥感や不安を感じる。
- 学級内で孤立しがちになり、友達から取り残されるという疎外感や不安が高まる。
- 活動の制限から経験不足になり、ものの見方や考え方が偏ることがある。
- 友達関係や社会適応がうまくいかないことがある。

### 思春期

- 学習の遅れなどから、進路や将来に大きな不安を感じる。
- 活動の制限や薬の副作用などにストレスを感じ、意欲が低下することがある。
- 外見の変化に劣等感を感じることもある。
- 時には保護者や医療関係者に反発したり、治療を否定したりする。



病気の子どもや入院している子どもたちの心理的な背景を知ることによって、子どもたちへの言葉かけが変わってきます。安心して、学習や生活の見通しがもてるようにしたいですね。



参考：「病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック」福島県特別支援教育センター（2017）

## 退院後について

病気によっては、退院後も引き続き通院や感染予防等が必要なことがあるため、退院後すぐに入院前にいた小・中学校等に通学することが難しい場合があります。そのため、入院中だけでなく退院後も病気に対する十分な配慮が必要であり、そのような子どもが特別な教育的支援を必要とする場合には、各学校において、病弱教育の対象として対応することが求められます。

\*当センターの Web サイトの中の、「病気の子どもや入院している子どもへの支援ガイド」「病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック」等には、県内の情報等が掲載されています。ぜひ、ご覧ください。

病弱・身体虚弱のある子どもの理解：補助資料①

☆病弱教育の対象となる病気の理解

「教育支援資料」には、いくつかの疾患に関して、症状や対応等が記載してあります。その中から、一部だけ紹介します。



気管支喘息（ぜんそく）

気管支喘息は、気道の慢性的な炎症によって反応性が高まり、種々の刺激により気管支平滑筋の収縮、粘膜の腫れ、分泌物の増加による痰（たん）の貯留などを来し、発作性に咳（せき）や喘鳴（ぜんめい）（ゼーゼー、ヒューヒュー）を伴う呼吸困難を繰り返す疾患である。

【発作が起きた場合】

どう対応するのか？

- まず安静にしてコップ1杯程度の水を飲みながら、ゆっくりと大きく呼吸（腹式呼吸）をするように促す。
- 発作の程度により、例えば発作治療薬（気管支拡張作用を有する内服薬や吸入薬）を速やかに使用して軽減するようならば、そのまま様子を見る。
- 発作が強い場合（起坐呼吸\*<sup>1</sup>やチアノーゼ\*<sup>2</sup>、会話困難などを認める）や発作治療薬に対する反応が不十分な場合は、早急な医療機関受診が必要である。

\* 1：起坐呼吸とは、息苦しくて横になれず前かがみに座り込んで呼吸をする状態。

\* 2：チアノーゼとは、唇や爪が青白くなり、体内の酸素が不足した状態。

川崎病

発熱、目の充血、イチゴ舌、頸部（けいぶ）リンパ節の腫脹、発疹（ほっしん）、四肢の浮腫（むくみ）などを主要症状とする原因不明の疾患である。合併症がない場合は、学校生活に規制はないが、合併症が生じた場合はその重症度により規制が必要となる。

血友病

血液の凝固をつかさどる凝固因子を正常に作れない遺伝性の病気であり、皮下、外傷、手足の関節、筋肉、歯肉、頭蓋内に出血しやすく、また、出血すると、なかなか止まりにくいことが主な症状である。血液凝固因子製剤の注射により、症状の発現を予防したり、出血の程度を軽くしたりすることができる。日常生活では、けがなどのときの出血に注意することが大切である。なお、症状が重度な場合や生活の自己管理の確立を図ったりする場合などに入院を必要とすることがある。

## 食物アレルギー

特定の食物を摂取することによりアレルギー反応を介して皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に症状を示す病気である。子どもの有病率は、1～3%程度である。学齢期に見られるのはほとんどが即時型と呼ばれる病型で、原因食品を食べて2時間以内に症状が出現する。その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険を伴うアナフィラキシーショックに進むものまで様々である。

### どう対応するのか？

#### 【万が一症状が出現した場合】

じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬、ステロイド薬の内服や経過観察により回復するが、呼吸困難やショックなどの重篤な症状に対しては、アドレナリン自己注射薬（エピペン）を早期に注射する必要がある。アナフィラキシーを起こす危険性が高く、医療機関での治療が受けられない状況が想定される子どもに対し、万々に備えてエピペンは処方されるので、子どもや保護者と十分に協議し対応について共通理解を図っておく必要がある。

## てんかん

発作的に脳の神経細胞に異常な電氣的興奮が起こり、その結果、意識、運動、感覚などの突発的な異常を来す病気であり、発作型は大きく部分発作と全般発作に分けられる。

最近では、脳波検査により精密に診断され、大部分のてんかんは、継続して服薬することにより、発作をコントロールすることができる。発作がコントロールされている子どもについては、体育や学校行事などの制限は不要である。しかし、確実な服薬が重要なので、医師との連絡を密にしながら指導することが大切である。

### どう対応するのか？

#### 【発作が起きた場合】

##### \*危険を排除しながら見守るのが中心の発作

手足の一侧だけなど身体の一部だけの痙攣（部分発作）や、短時間身体を固くさせるだけの発作で意識が保たれている場合、ボーとして意識がはっきりしない状態になるだけの発作（欠神発作、複雑部分発作）の場合などでは、刺激しないように配慮しつつ発作が収まる（終わる）のを待つこと。この場合も不適切な場所にいる場合は安全な場所に移動させてもよい。

また意識なく動き回ることもある（自動症）が、この場合も刺激せずに安全面に配慮すること。この状態が比較的長く続くこともあるが、顔色などが良好であれば見守り続けること。時に全身痙攣に発展したり、意識が戻らないうちに繰り返し起こることもある（部分発作重積）ので、その場合は緊急対応が必要なので、『「教育支援資料」Ⅴ病弱・心身虚弱4. (2).① “ア 緊急対応を要する発作”』に従って対応すること。

「緊急対応を要する発作」等の具体的な対応については、ぜひ確認してください。また、保護者や主治医との連携、情報共有がとても重要です。



病弱・身体虚弱のある子どもの理解：補助資料②

☆在籍する子どもの病気や入院が分かったら

1 在籍する子どもの病気や入院が分かったら

□保護者から情報を得る【病状、治療期間、病院名 等】

☆医療機関からの情報も欲しい場合には…

□保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取り、主治医等との面談を行ったり、カンファレンスに参加したりする。

□本人・保護者の学習や生活への思いや不安を聴き、相談支援を行う

□校内の関係者間での共通理解を図る  
【管理職、担任、副担任、養護教諭、学年の教員、特別支援教育コーディネーター 等】

2 本人や保護者の意向、病状や治療期間等を把握したら

□教育的ニーズと、それに応じた支援や配慮を検討する

☆学校として行う支援や配慮の例などについて知りたい場合には…

□市町村教育委員会、教育事務所、特別支援学校（病弱）、特別支援教育センターに相談する

□学校や関係機関によるケース会議を実施し、支援や配慮を検討する（保護者が参加しない場合、後日、内容を確認してもらう）

☆実施する支援や配慮を決めた場合には…

□本人・保護者に支援や配慮の内容を伝え、確認してもらう

□適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

□校内や関係機関の担当者の役割分担を明確にするとともに、情報を整理して記録しておく

※市町村教育委員会や教育事務所等に連絡をし、関係機関が連携して支援する体制を整えることも大切です

3 通学しながらの治療、入院しての治療の際には

通学しながらの治療

□適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

□校内の教職員間で病状や支援等についての共通理解を図る

□保護者と日常的に連絡を取り、学校での様子を伝えたり、支援等の確認をしたりする

□通院等による遅刻早退や欠席がある場合は、学習内容を伝えたり、課題を準備したりする

□学級等の児童生徒に病状等をどのように伝えるかを本人・保護者と相談・確認する

□必要に応じて、感染症対策を行う

□必要に応じて、運動制限や食事制限等に対応する

□必要に応じて、係活動や学校行事の参加方法等を本人・保護者と確認する

入院しての治療

□適宜、本人・保護者への相談支援を継続する

□校内の教職員間で病状や入院中・退院後の支援等についての共通理解を図る

□学級等の児童生徒との交流を行うなどして、退院後に学校生活に戻りやすい環境をつくる

□病室を訪問し、学習指導を行ったり、課題等を届けたりする

□ICTを活用するなどして学校とのつながりを感じられるようにする

□退院後の支援等について本人・保護者、医療機関から情報を得る

□特別支援学校（病弱）がある（または隣接する）病院への入院が一定期間以上となる見込の際には、入院期間中、特別支援学校に転学し教育を受けることができることを本人・保護者に伝え、意向を確認する

☆病弱・身体虚弱のある子どもの教育の教育における  
合理的配慮の観点及び一例



病弱・身体虚弱のある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、病弱・身体虚弱のある子どもの教育に  
おける合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理さて、その一例が示されま  
した。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。

- 例)  服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解
- 指示された服薬量の徹底
- 眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応
- 必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等

①-1-2 学習内容の変更・調整

\*病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管  
理指導表に基づいた変更・調整を行う。

- 例)  習熟度に応じた教材の準備
- 実技を実施可能なものに変更
- 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整
- アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な  
体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

- 例)  友達との手紙やメールの交換
- テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション
- インターネット等を活用した疑似体験 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

\*入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。そ  
の際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等  
の体験不足を補うことができるように指導する。

- 例)  視聴覚教材等の活用
- ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導
- テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

\*入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。

- 例)  治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導
- アレルギーの原因となる物質の除去や症状に応じた適切な運動等について医  
療機関との連携した指導 等

①  
教育内容・方法

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導體制の整備

\* 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。

- 例)  主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援
- 日々の体調把握のための保護者との連携
- 緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築
- 医療的ケアが必要な場合には、看護師等、医療関係者との連携を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

\* 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解啓発に努める。

- 例)  ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその症状を維持・改善するために必要な支援に関する理解
- 心身症や精神疾患等の特性についての理解
- 心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等

②-3 災害時等の支援体制の整備

\* 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。

- 例)  病院へ搬送した場合の対応方法  救急隊員等への事前の連絡
- 急いで避難することが困難な子ども（心臓病等）が逃げ遅れないための支援

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

\* 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子どもが自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応出来る施設・設備を整備する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

\* 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例)  色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム
- 相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設
- 落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子どもが落ち着ける空間の確保

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例)  災害等発生時については病気のため迅速に避難できない子どもの避難経路を確保
- 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆病弱・身体虚弱のある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例から、一部紹介してみます。



① 教育内容・方法

### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 本人は病状により学校生活上の困難が見られる。立ったまま靴を履き替えるのに努力を要するため、靴棚の位置を出し入れしやすい高さにするるとともに、数種類の靴べらを用意し、立ったまでの履き替えができるようにした。
- ◆ 本人は気管カニューレを装着しており、喀痰吸引が必要である。本人が自身の状況や学校生活の場面を見計らいながら、保健室で看護師による吸引ができるように指導を行った。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 本人は、服薬等の影響で排尿間隔が短く、授業中にトイレに行くことが多いので、授業に参加している時間が短くなりがちである。また、ノートをとることに時間がかかる。そこで、算数では、「めあて」、「問題」、「まとめ」をあらかじめプリントに記入し、視写にかかる時間を軽減し、じっくり考える時間を確保するようにした。
- ◆ 下肢への負担が大きい活動を減らすために体育の一部を見学する、正座を求められる活動では楽な姿勢をとるなどの配慮をしている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ タブレット型端末を本人の学習に取り入れ、平仮名の書き順を示すアプリケーションを利用したり、写真や動画機能を使って自分の作品や活動の様子を客観的に捉えることができるようにしたりした。

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 校外学習では、本人の体調や疲労を考慮して車いすを持っていく。また、保護者の日中の連絡先を確認しておく。緊急時の対応等も考え、安全に実施できるように配慮している。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 本人のてんかん発作への対応として以下の点に配慮した。
- 連絡体制の構築…発作に気づいたらその場で安静にしながら時間を計る。治まったら特別支援学級に移動するとともに携帯電話で職員室に連絡して応援を呼び、家庭に連絡を入れる。
  - 家庭との連携…日頃から発作の記録を交換しておくことで、情報の共有を図る。
  - 発作の予防…特別支援学級にベッドを設置したことで、発作後だけでなく、疲れ具合に応じて休ませる。

② 支援体制

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 本人は、2週間に一度、病院に通院して主治医の指示を仰いでいる。受診の結果を保護者から聞き、学校で対応可能な内容については配慮している。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターを中心に、定期的に校内委員会を実施し、個別の指導計画の履行状況や支援の改善点を確認している。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 周囲の児童から階段を上る動きを急かされたという本人の訴えがあったため、学級担任は保護者と伝える内容を相談した上で「本人は足の筋肉がみんなより弱いので、階段を上るのに時間がかかります。」という説明を本人と同学年の児童に伝えるなどして、理解啓発を図っている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 特別支援学級担当職員間で、避難時の本人への担当職員を定め、直接支援により避難行動をとることができるようにしている。

③ 施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 本人は、床に座る姿勢は疲労が強く、立ち上がることに努力を要するので、様々な場面で椅子を用意して負担を減らすよう配慮している。

**③-2 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ てんかん発作の可能性のある本人が休憩できるように、特別支援教室内にベッドを設置した。
- ◆ てんかん発作により転倒する可能性があるため、教卓や水飲み場の角をクッション材で覆い、発作により倒れ込んでしまっても大きな衝撃を受けないようにした。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 保健室に簡易吸引器を整備し、災害や避難時には持ち出して使用できるようにしている。本人に特化したものは特でない。
- ◆ 本人の教室は2階にあるが、教室のある棟の階段下に車いすを常備し、必要に応じて使えるようにしている。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆言語障がいのある子どもの理解のために

言語障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【言語障がいとは】

言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるほど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

### <主な障がいの分類>

#### ① 耳で聞いた特徴に基づく分類

発音の誤り、吃音など

#### ② 言葉の発達という観点からの分類

話す、聞く等、言語機能の基礎的事項における発達の遅れや偏りなど

#### ③ 原因による分類 口蓋裂、聴覚障がい、脳性まひなど

小・中学校等における通級による指導の対象として主なものは、上記の①・②が中心になります。以下では、①にある構音\*<sup>3</sup>障がいと吃音についてみていきます。



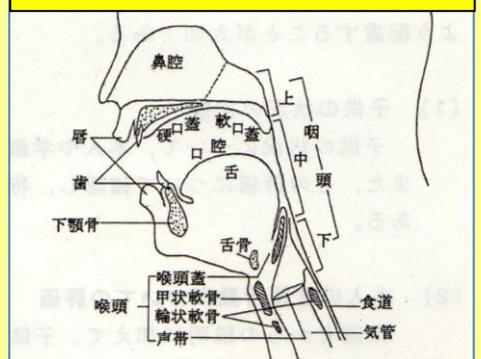
### 【構音障がい】

構音障がいとは話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」のように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態。

○器質性構音障がい…口唇、舌、歯等の構音器官の構造や、それらの**器官の機能の異常が原因となって生ずる**構音障がいである。対象としてよく見受けられるものとして口蓋裂による言語障がいがある。

○機能性（発達性）構音障がい…聴覚、構音器官などに器質的疾患がなく、成長過程での構音の習得において**誤った構音が固定化したと考えられる障がい**である。音韻障がいと呼ばれることもある。

図：「付属管腔・咽頭の正中断面」  
(教育支援資料より引用)



\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。  
 \* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。  
 \* 3：「構音」とは…咽頭より上の器官によってさまざまな音を作り出すこと。調音ともいう。(加藤正子他「特別支援教育における構音障害のある子どもの理解と支援」学苑社 より) 福島県特別支援教育センター

耳で聞いた際の音声的な特徴から分類すると、構音障がいタイプとしては次のようなものが挙げられます。

**置換**…ある音が**他の音に置き換わる**タイプ。  
 (例)「さかな」([sakana])を「たかな」([takana])と間違える。この場合、[s]音が[t]音に置き換わっている。

**省略**…必要な音を**省略して発音**するタイプ。  
 (例)「ラッパ」([rappa])を「アッパ」([appa])等と発音する。この場合、[r]音が省略されている。

**歪み**…ある音が**不正確に発音されている状態**で、日本語にない音として発音される。音声記号で表すことは難しい。(例)「[ka]と[ta]の中間」など。



子どもの発音が誤っていても言い直しをさせるのではなく、正しい発音をたくさん聞かせ、正しい音を聞き分ける力を育てるようにしましょう。

## 【吃音】

自分で話したい内容が明確にあるにもかかわらず、また構音器官のまひ等がないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態を指します。現在のところ、原因は不明です。

### 吃音の状態の把握

#### 語頭音の繰り返し（連発）

話す時の最初の音や、文のはじめの音を何回も繰り返す話し方。吃音の初期の段階に多く、幼児期によくみられる話し方。(例)「ぼ、ぼ、ぼぼ、ぼくは・・・」

#### 語頭音の引き伸ばし（伸発）

話す時の最初の音や、文のはじめの音を引き伸ばす話し方。  
 (例)「ぼお——くは・・・」

#### 語頭音の阻止（難発）

語のはじめだけでなく、途中で生じる場合もあり、声や語音が非常に出にくい状態。比較的進行した吃音に多いと言われています。

吃音の特性について、詳しくは、「☆吃音のある子どもの理解と対応」で紹介しています。



言語障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆ 指導計画に生かせる実態把握の観点

「教育支援資料」では、言語障がいのある子どもたちの実態把握を進めていく上で、必要となる資料\*<sup>1</sup>について以下のような観点を挙げています。これらの資料に基づいて、対象となる子どもの教育上必要な指導内容・方法を設定し、その指導計画を作成していくことになります。



言語障がいのある子どもの実態把握の12の観点

□ ① 子どもの状態の把握

子どもの状況について、本人や学級担任等及び保護者から情報を得ます。また、その情報について確認し、特別な指導の必要性の有無を考えることが大切です。

□ ② 本人の言語行動についての評価

保護者からの説明に加えて、子どもの言語行動を客観的かつ全般的に評価し、教育上必要な配慮事項や指導内容を検討します。

□ ③ コミュニケーション全般に関する評価

子どもとの遊びや会話中での人や物とのかかわりを評価し、その印象や問題点をまとめます。

□ ④ 音声の評価

平常時の音声を、共鳴（鼻にかかるなど）、音質（ガラガラ声、かすれ声など）、音声の大小、緊張の有無、発声に際しての特徴的随伴動作の有無等の観点から評価します。

□ ⑤ 発語内容についての評価

会話場面などでの、発語の内容などについて文法的に、あるいは文脈の整合性等の観点から評価します。その際には、年齢段階を考慮して行うようにします。

なお、この項目については、発達検査の言語発達の項目を利用することができます。

□ ⑥ 構音についての評価

日本語に含まれるすべての音韻について、正しく構音されているか評価します（絵カードを提示して発語させる、日常会話時や音読時の構音について確認するなど）。それぞれの音がどのように誤って構音されているかを記録し、誤っている構音については、正しい構音との聴覚的な弁別が可能か又は聴覚的に刺激を加える（正しい音を聞かせて復唱させるなど）と構音が変化するかどうかを見極めておくことも大切です。

\* 1：収集する情報については、教育上必要なものとして、教育的、心理学的、医学的な観点を基に、最小限にとどめるよう配慮することが大切です。

□ ⑦ **構音器官の運動についての評価**

舌、口唇、軟口蓋等の運動の適否について評価します。通常の食事動作（噛む、吸う、飲み込む）が行われているかを見ることのほか、発語時に舌や口唇が正しく動いているかを観察することも有効です。

□ ⑧ **話しことばの流暢性についての評価**

会話や音読の場面などで、吃音のパターン、頻度について評価します。また、本人からの苦手とする場面や音などについての申し出による情報も必要です。

□ ⑨ **認知等に関する評価**

必要に応じて言語にかかわる知能及び認知、あるいは情緒面に関する観点から評価します。

□ ⑩ **環境についての評価**

保護者や在籍する学級等の子どもに対する態度や意見及び実際のかかわり方などについて情報を得ることも大切です。

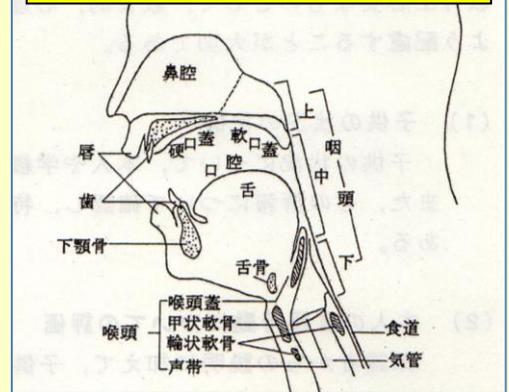
□ ⑪ **関係諸機関からの情報**

これまでかかわってきた教育、福祉、医療機関等からの情報を得ることも大切です。

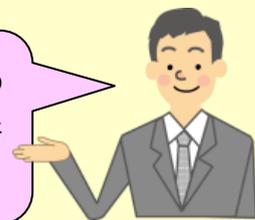
□ ⑫ **発達全体についての情報**

生育歴などから指導上必要な情報を把握しておくことが大切です。

図：「付属管腔・咽頭の正中断面」  
(教育支援資料より引用)



子どもの現在の言語障がいの状態については、その子どもの成長過程や将来を見通した上で、適切に判断していくことが大切です。



実態把握を丁寧に行うことで、本人への充実した指導と支援につながります。もし、不安な場合には、地域の「ことばの教室」に相談してみましょ。また、特別支援学校のセンター的機能\*<sup>2</sup>やお近くの通級指導教室の「ことばの教室」を活用したり、本センターにお気軽にご相談したりしてください。

\* 2 : センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章 I (4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター

言語障がいのある子どもの理解：補助資料②

☆吃音のある子どもの理解と対応



私の学級に吃音のある子どもがいますが、  
どうかかわっていいか悩んでいます…。

まず吃音について、どんな特性があるのか、  
理解することが大切です。



**【吃音】とは**

自分で話したい内容が明確にあるにもかかわらず、また構音器官のまひ等がないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態を指します。現在のところ、原因は不明です。

**吃音の特性の理解**

**○ 吃音の状態には変動が見られること**

- ・ 個々の子どもの状態は、日によったり、場の状況や相手、話の内容により変動するものです。したがって、吃音のある子どもの実態把握に当たっては、本人の様々な状況での発語行動（発語に伴って生じる随伴症状も含めて）を観察し、検討しなければなりません。

**○ 人や場面に対する恐怖や回避を生じやすいこと**

- ・ 自分が苦手であるとか、避けて通りたいと思っている特定の場面（音読や、電話をかける場面など）を意識的に又は無意識的に避けようとする場合があります。

**○ 随伴症状がみられること**

- ・ 発語に伴って生じる身体運動（まばたきをする、体をゆする、足踏みをする、首を振るなど）についても、吃音症状が進展した子どもに特徴的なものです。

**○ 社会性の発達や自己肯定感に対する影響がみられること**

- ・ 話し言葉の障がいの程度とともに、本人の吃音に対する受け止め方にも留意することが必要です。さらに、本人の感じ方を取り上げる際には、保護者や学級担任、級友等の吃音に対する感じ方、本人に対する感じ方及び態度なども考慮に入れて吃音をとらえることが必要です。



「教育支援資料」より、吃音のある子どもへの対応の仕方を一部紹介します。  
自分にできそうなことから意識して始めてみましょう！

□ **自由な雰囲気です「楽に話す」ことを奨励する**

**言葉の話しやすさ**は、**本人の気持ちや周囲の話し方**によって**変化**するものです。教師との間で、受容的で温かな関係をつくり、そこで子どもの自発的な行動や発言を促すことが大切です。

□ **苦手な場面や語音に対する緊張を解消する**

吃音に悩む子どもは、実際の生活の中で失敗したり困ったりした経験があり、**苦手な場面や特定の語音**に対する**緊張**を抱えていることが多くあります。そのため、教師との温かな人間関係の中で、苦手な場面を**想定して**特定の語音を**繰り返し練習**したり、緊張の低い場面から高い場面へと**段階的に練習**したりすることが大切です。

□ **日常生活におけるコミュニケーション態度を育てる**

**「吃音は悪いことではない」**ということ、学校内の人々や保護者に**周知徹底**し、吃音のある子どもが時にどもりながらも伝えるメッセージを受け取ること、話し方ではなく、**話の中身に耳を傾ける**ことが大切です。**せかさず、ゆったりと**かかわっていきましょう。

□ **本人の自己実現を援助する**

生活で失敗したり困ったりした経験により、**自己肯定感が低く**なってしまう場合も少なくありません。自分自身や吃音について話し合うなどしながら、**「吃音のある自分も大切な自分」**である**と思えるよう指導**していくことが大切です。また、**得意なことを伸ばす**などして、自信につなげていくことも大切です。

□ **周囲の態度を改善する**

吃音に対する正しい知識や情報を伝え、**保護者や担任、友人等に対して理解**を促すとともに**望ましい態度を育てる**ことが重要です。**からかいなどは許さない**ような、**周囲への指導**も時には必要です。



話し方のアドバイスをしたり、ことばの先取りをしたりするのではなく、吃音のある子どもたちが「自分で最後まで伝えることができた！」という実感が持てるようにかかわっていききたいですね。

☆言語障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点及び一例



言語障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、言語障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点<sup>\*1</sup>として整理され、その一例が示されています。  
それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*話すことに自信を持ち積極的に学習に取り組むことができるようにするた  
めの発音の指導を行う。

- 例)  一斉指導における個別的な発音の指導  
 個別指導による音読  
 九九の発音等の指導 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

\*発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導  
 書くことによる代替  
 構音指導を意識した教科指導 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。

- 例)  筆談  
 ICT 機器の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

\*発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するための指導を行う。

- 例)  個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例)  言語障がいのある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う 等

①  
教育内容・方法

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②  
支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

例) □ 言語障がいの専門家（ST\*<sup>2</sup>等）との連携による指導の充実を図る。

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) □ 言語障がいについて、子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

例) □ 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。 等

③  
施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

施設・設備については基本的には他の子どもと共通の配慮を要する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>3</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : ST とは、言語聴覚士(Speech-language-hearing-therapist)のことを言います。ことばによるコミュニケーションに問題がある人に対して、思いを伝え合い、自分らしい生活が構築できるようにするため、言語、聴覚、発声、発音、認知等へ支援し、コミュニケーション能力の改善を図る専門職。また、摂食・嚥下の問題にも対応します。

\* 3 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆言語障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 話すことに自信を持ち、積極的に学習等に取り組むことができるようにするための構音指導を通級指導教室で行っている。
- ◆ 吃音があり、人前で話をするのが困難であるため、日直などの係活動では、簡単なことばでできるように配慮する。
  - ◆ 発音が不明瞭な音があるため、対象児童とのかかわりの経験が長い児童と同じグループ編成にしたり、担任が本人の言葉を聞き取って級友に伝えたりして、本児が他の児童と自然に話せるような状況作りをする。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 級友と同じスピードでの音読や発音の困難さを軽減するため、音読の分量が少なめの段落を当てたり、音読中に詰まってしまう場合には、同じグループの級友が代読したりするようにしている。
- ◆ 吃音がある児童が吃音の症状が出て、話を最後まで聞きながら聞くようにし、学級担任が話の聞き方の見本となるようにしている。
  - ◆ 吃音が出現しやすい、あるいは発語しにくいセリフについて、状況に応じて違う言葉に言い換える手段について本人と話し合った。
  - ◆ 発表の仕方に列指名を取り入れることで、心の準備ができるようにしている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 間違った構音をした場合には、間違えた音を指摘せず、さりげなく正しい構音を繰り返すようにしている。
- ◆ 対象生徒への指導だけでなく、学級の生徒にも会話を強要しない接し方や音声言語以外のコミュニケーションの取り方など、吃音に対する理解を進めている。
  - ◆ タブレット型端末のアプリケーションやデジタル教科書を取り入れ、視覚と聴覚を利用した教材を使用している。
  - ◆ 学級において友達とのコミュニケーションをより多く図れるように、小グループ編成にし、少ない人数の中で友達と一緒に活動する機会を作るようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

① 教育内容・方法

\* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。 福島県特別支援教育センター

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 学級の児童の前で発表する前に、学級担任と通級指導教室担当教員が連絡を取り合い、通級指導教室でリハーサルを行い、自信を持って発表できるようにしている。
- ◆ 他校で通級指導を受ける時間を放課後に設定し、できる限り通常の学級での学習に影響を与えないように配慮している。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 構音の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、対象児の発言が終わるまで話をしっかり聞くようにしている。また、「不明瞭な構音があってもいい」というメッセージを伝えている。
- ◆ 吃音改善のための配慮を行いつつも、「あなたのままで良い」と受け止める。
  - ◆ 吃音に伴う心理的な負担を軽減するため、通級指導教室で吃音や自己についての理解を図っている。また、自分の困難さを伝える方法を身につけることや、相談しやすい環境を作ることに配慮することで、早期に問題を把握して対応できるようにしている。

**② 支援体制**

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 言語障がい通級指導教室担当教員が、学級担任や専科担当教員等へ、児童生徒の状況や支援の仕方について折にふれて伝達したり、共通理解を図ったりしながら、児童生徒の支援を行っている。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 対象児の構音をからかうことがないように、他の児童に通級指導教室で受けている構音指導などについての理解を図る指導を行なっている。
- ◆ 職員会議等で特性や対応について説明している。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

\* 特化した事例は特に挙げられていない

**③ 施設・設備**

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

\* 特化した事例は特に挙げられていない

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 特化したものではないが、落ち着いて学習できる空間、リラックスできる居場所となるような教室配置や、教材備品の整備に努めている。
- ◆ 言語聴覚士の指導・助言を受けて開発した手作り教材をはじめ、タブレット端末、デジ教科書などを整備した。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

\* 特化した事例は特に挙げられていない

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆自閉症のある子どもの理解のために

自閉症のある子どもの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【自閉症とは】

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいです。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

\*参考：自閉症のことを「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」では、自閉症スペクトラム/自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder）としている。



①から③は、具体的には、どういうことですか？

### ① 他人と社会的関係の形成の困難

①に関連して現れる行動特徴としては、相手の気持ちや状況を考えず、自分の視点中心に活動しているように見えることがあります。

- 例)
- 自分の好きなことを質問し続ける。
  - 一人遊びに没頭している。
  - かかわりが一方的で、ルールに沿った遊びが難しく、仲間関係をつくったり、相手の気持ちを理解したりすることが難しい状況があります。

### ② 言葉の発達の遅れ

②に関連して現れる行動特徴としては、概して言語の理解や使用に発達の遅れが見られ、全く言葉を発しないこともあります。また、他者の言葉を模倣して言うこと（反響言語（エコラリア））の場合がある一方で、流暢ではあるが、普通の言葉遣いではない独特の言い方や自分の好きなことだけを一方的に質問し続けたりすることもあります。

### ③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

③に関連して現れる行動特徴としては、こだわりがあり、「同一種類へのこだわり」や「同じことへのこだわり」があります。

\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

初めて自閉症のある子どもたちとかがかわるときに、「③の特定のこだわり」の部分で、戸惑うことが多いようです。「教育支援資料」から、詳しく見てみましょう。



## こだわりの違い

### 「同一種類へのこだわり」

水洗トイレや水道の蛇口とかスイッチ類へのこだわり等、気になっていることや気にしていることへのこだわりである。

### 「同じことへのこだわり」

同じ道、同じ場所、同じやり方、同じ物（例えば椅子の種類ではなく、青い色の椅子でないと座れないなど）へのこだわりは、状況理解ができずに生じている不安を、慣れ親しんでいる同じ物で抑えている状況であり、そのため、教師等が不用意に介入すると、子どもがパニックに至ることも少なくない。

「そのやり方ではなく、このやり方が効率的だから、〇〇しなさい。」と指導することが、必ずしも本人にとっていいとは限らない場合があります。

## こだわりの現れ方

**第一は、ある行動を同一のパターンで繰り返すこと**で（単純な動作、仕草、あるいは遊び、活動の手順等）、日常生活の様々な場面で見られることがあります。**遂行しないと気が済まないような状態**になることもあります。

**第二は、環境の変化に適應できないこと**です。例えば、学校の日課が急に変わると、適切に対応することができず、著しく動揺することも見られ、入学や進級、転居などでも、その変化には想像を超えた苦痛を伴うことがあります。

**第三は、特定の事物に興味と関心が集中すること**です。例えば、漢字、カレンダー、乗り物など、あるいは描画などが対象となります。そうした特定の事物への興味・関心が**何年も続き、それに関する多量の知識や高い技能**を驚くほど身に付ける場合があります。知的発達が遅れている場合は、感触や身体運動感覚、嗅覚などを媒介とする自己刺激に興味・関心が集中することもあります。

一言で「こだわり」と言っても、様々な背景があり、その実態把握をすることで、対応の仕方<sup>\*3</sup>が変わってきます。



①～③までの基本的な障がい特性に加えて、感覚知覚の過敏性や鈍感性、刺激過剰選択性、知能テストの項目に著しいアンバランスが見られることがあります。詳しくは、「教育支援資料」をご覧ください。

\* 3 : 対応の仕方については、『☆自閉症のある子どもの教育における合理的配慮実践例』等をご覧ください。

自閉症のある子どもの理解：補助資料①

☆行動に見られる特徴

「教育支援資料」には、自閉症のある子どもの障がいの状態において、行動に見られる特徴として、次のようにまとめています。一部紹介します。



**【対人関係】**

視線が合わない、名前を呼んでも振り向かない、人を意識して行動することや人に働きかけることが見られないなど、人へのかかわりや人からの働きかけに対する反応の乏しさが幼児期に見られます。障がいの程度にもよるが、周囲の適切なかかわりによって、対人関係は少しずつ芽生えてくるが未熟さが残ることが多いです。

「挨拶の時に、目を合わせない、失礼ですよ！」

「○○君、何回名前呼んだら分かるの！？聞いているの?!」と、本人の意欲や態度の問題として指導するのではなく、本人が取り組める内容で改善・克服する指導をすることが大切です。

**【感覚刺激への特異な反応】**

ある種の刺激に特異的に興味を示す反面、別の刺激には、極端な恐怖を示すことがあります。このような反応を引き起こす刺激の性質には、一貫した特徴は認められないが、例えば、低周波律動音（空調機器、エレベーター）、きらきらと光るもの（銀紙、セロファン）などが好まれる対象となる場合があります。また、**種々の感覚を同時に処理することが不得手であり**、例えば、姿勢を制御することに意識が集中し、その他の働きかけには注意を向けられないことも指摘されています。

黒板を写しているときに、先生から「○○ページに書かれている～」等の指示がある場合、視覚や聴覚（指示を聞き理解する）、書き写すための身体の動き等を同時に使うことになるので、どちらか一方が上手く進まないことがあります。本人の意欲等の問題ではないことへの理解が必要です。

### 【食生活の偏り】

**極端な偏食**があり、ほんの数種類の食物以外は他一切食べないという状態が何年も続くことがあります。偏食については、低年齢段階によく見られますが、成長とともに改善されることが多いです。

苦手なものを食べてほしいと、軽い気持ちで「〇〇食べられたら、デザートね。」などの言葉は、字義通りに聞いてしまうことがある自閉症のある子どもにとっては、とても苦しい言葉となり、給食の時間が嫌になることがあります。行動の特徴として、偏食があることを理解し対応することが大切です。

### 【自傷等】

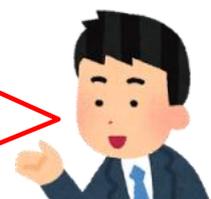
**混乱、欲求不満、脅威等に対して、自傷等の行動**をとることがあります。

自傷については、例えば、頭や顔を自分で殴打する、壁に打ち付ける、あるいは指を噛むなどの行動ですが、それが激しい場合は負傷することもあるので、軽視しないようにしましょう。

一般に、自閉症の子どもは、状況の変化に対応する力に乏しいので、心理的な混乱や不安に陥りやすく、さらに、窮地に陥っていることに対して、**援助が必要であることを求めようと意図することが困難**であり、意図したとしても、**伝達することに困難性**があります。

**つらいのは本人です。**自傷を止めさせる指導だけでなく、本人が何を伝えたかったのか、何をしたかったのか、自傷が起きるタイミング（前後の環境や言葉かけも含めて）、時間、日程等をよく観察することが大切です。そして、自傷等の行動を取る前に、援助の要求を出せるように支援したり、指導したりすることが大切です。

自閉症のある子どもたちの行動について、どんな背景から起きている行動なのかを知ることが、支援策を考える第一歩です。ただし、自閉症といっても、一人一人、感覚や物事の捉え方が違います。自閉症だから「〇〇の支援」と決めつけた支援にならないように、丁寧な実態把握から考えたいですね。



## ☆自閉症のある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



自閉症のある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、自閉症のある子どもの教育における合理的配慮の観点<sup>\*1</sup>として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



### ①—1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特なこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。

- 例)  動作等を利用して意味を理解する  
 繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

\*自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得  
 社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等

### ①—2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。

- 例)  写真や図面、模型、実物等の活用

\*細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことへの配慮をする。

- 例)  扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

\*自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることへの配慮をする。

- 例)  実際的な体験の機会を多くすること

\*言葉による指示だけでは行動できないことが多いことへの配慮をする。

- 例)  学習活動の順序が分かりやすくなるよう活動予定表等の活用

\*1：ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

\* 情緒障がいのある子供の状態（情緒不安や不登校、引きこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

例)  カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等

\* 自閉症の特性により、二次的な障がいとして、情緒障がいと同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

②  
支援体制

**②—1 専門性のある指導体制の整備**

\* 自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

例)  自閉症や情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援

特別支援学校のセンター的機能の活用

自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用

**②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

例)  他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

**②—3 災害時等の支援体制の整備**

例)  自閉症や情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

③  
施設・設備

**③—1 校内環境のバリアフリー化**

例)  自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

**③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

\* 衝動的な行動によるけが等が見られることへの配慮をする。

例)  安全性を確保した校内環境を整備する。

\* 興奮が収まらない場合を想定した配慮をする。

例)  クールダウン等のための場所を確保する。

必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

**③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

\* 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆自閉症のある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB<sup>\*1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 一日の予定をスケジュールボードに掲示し、本人がいつでも確認できるようにした。それを使って大まかな学習内容や準備物を知らせることで、事前の準備や学習場所への移動が、担任の言葉掛けなしで自主的に行われるようになった。
- ◆ 放課後の相談内容から、A生徒は授業中視界の両側に入る人が多くいると集中できないということが分かった。そのため、放課後、他の生徒がいない状態で実際に席に座って、どの席であれば集中して授業を受けることができるか確認した。その結果、席替えでは窓際や前列など、級友が視界の両側に入らない座席になるように学級で配慮している。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 本人は、書くことに時間がかかることから、個別に書く分量を指示して負担を軽減した。また、板書の内容を記載した紙を手元に置いて書き写させるようにした。
- ◆ 自分の体験を作文する学習では、写真を活用しそれを見ながら話させ、話したことを文章にする方法で「書くこと」を学習させた。また、心情の表現では表情マークを使い、言葉とマッチングさせながら、自分の思いや感じたことの表現につなげた。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 自分の状態やどうしたいのかをうまく話せないA児のために、「お助けカード」を常時ポケットに入れ、必要な場面で使用し、周囲の教員が理解するようにした。
- ◆ タブレット型端末を利用し、用語や図形の確認を行っている。即座に正誤が分かることや、画面という限られた範囲だけに集中すればいいこと、カラーで表示されるために、注目すべき部分が分かりやすいことなどから、本人は集中して取り組むことができる。
- ◆ 本人は、口頭による指示もおおむね理解できるが、言葉の意味のとり違いなどがあり正確な情報伝達ができないことがある。そのため、本人に伝える情報はできるだけ文字化して伝えるようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』(<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 職場体験学習等の体験先で、話を聞きながらメモをすることに対して不安が大きかったため、レコーダーを利用できるように機器を準備した。  
 ◆ 高学年のA児は、一人で係を担当することは難しいが、ペアで活動する児童を決めて委員会活動に参加している。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 行事等で長時間の活動後のパニックに陥った場合には、自立活動の時間に身体を休めたり、クールダウンしたりする時間を確保する。  
 ◆ 本人は、学習内容が分からなくなると、大きなストレスを感じて自傷行為が多くなることから、算数では宿題として予習プリントを配付するようにしている。前もって学習内容を理解することで、本人は心理的に安定した状態で授業に臨むことができている。

**②—1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 個別の指導計画を作成し、校内委員会において、教職員の共通理解を図り、学校全体で児童の支援が行えるようにした。  
 ◆ 地域のセンター的機能を担う特別支援学校の活用。

**②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 保護者が集まる会議などで、校長が障がいのある生徒と障がいのない生徒とが共に学ぶことの大切さなど、特別支援教育に関する理解啓発に努めている。  
 ◆ 特別支援教育だよりで、障がいに対する理解啓発を図っている。

**②—3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 災害時等に、パニックになることが予想されるため、いち早く担当がそばにつけるように、訓練の際は、全教員で事前のシミュレーションを行っている。

**③—1 校内環境のバリアフリー化**

\*本人に特化したものはない。

**③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人は教室に他の児童がいることで、落ち着きがなくなり私語が多くなることがある。そのようなときには、パーテーションで教室を区切り、本人が落ち着いて授業を受けることができるようにしている。

**③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 教室は1階に配置され、速やかに避難できる校庭側に非常口がある。校舎内避難の際は避難スペース近くに教室が配置されている。本人が理解できるよう、避難マークを表示している。

② 支援体制

③ 施設・設備

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆情緒障がいのある子どもの理解のために

情緒障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【情緒障がいとは】

情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。

### <障がいの状態>

情緒障がいとして認められる感情・気分・行動の問題が教育で問題とされるのは、そのために適切な学習や集団行動・社会的行動が行えなくなるからです。そうした状況を生じる背景、つまりは、**情緒障がいの背景要因**としては、**対人関係のストレス状況、学業・部活動の負担、親子関係の問題、精神障がい**などが考えられます。

#### <対人関係のストレス状況とは>

対人関係のストレス状況としては、対等な友人関係の破綻が一番大きなもので、いじめが相当する。また、教師との信頼関係の破綻が背景となることもある。子どもに対する教師の指導姿勢が、一方的、威圧的なときに生じやすい。

#### <学業の負担とは>

学業の負担は、学業成績向上に対する教師・保護者からの圧力の他、子どもに能力面の困難さがあるのにそれに気づかれないまま経過し、周囲からの通常の要求が子どもにとって過剰となっている状態もあるので留意する必要がある。

#### <部活動の負担とは>

運動部で本人の運動能力に見合わない部活内容や要求があり、かつ、子どもが部活動を辞めにくい雰囲気があるときに生じやすい。その他、部活動内での先輩後輩関係など一方的・支配的な関係があるときは、運動部・文化部に関係なくストレス状況が生じる。

#### <親子関係の問題とは>

不適切な養育状況のために親子の愛着形成が阻害されている状況のことをいう。児童虐待がその代表であるが、多忙等で子どもの面倒を十分に見られていないなどの状況も、長期化すると子どもの心に影響を与えることがある。

#### <精神障がいとは>

対人関係・親子関係の問題を背景として神経症状態になっている場合と、本人の素因と関連して精神障がい状態が生じている場合とがある。前者では、摂食障がい、不安障がい、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、うつ状態などがみられる。後者では、強迫性障がい、うつ病、統合失調症などがみられる。

\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

**主として心理的な要因による情緒障がいのある子どもの場合、具体的には以下のよう  
な状態が生じることが多い。**

- ・ 食事の問題（拒食、過食、異食など）
- ・ 睡眠の問題（不眠、不規則な睡眠習慣など）
- ・ 排泄の問題（夜尿、失禁など）
- ・ 性的問題（性への関心や対象の問題など）
- ・ 神経性習慣（チック、髪いじり、爪かみなど）
- ・ 対人関係の問題（引っ込み思案、孤立、不人気、いじめなど）
- ・ 学業不振
- ・ **不登校**
- ・ 反社会的傾向（虚言癖、粗暴行為、攻撃傾向など）
- ・ 非行（怠学、窃盗、暴走行為など）
- ・ 情緒不安定(多動、興奮傾向、かんしゃく癖など)
- ・ **選択性かん黙**
- ・ 無気力

\* 子どもの年齢や周囲の状況によっても、生じる問題が異なってきます。したがって、具体的に現れている状態だけでなく、環境との相互作用についても分析する必要があります。

これらの具体的な行動上の問題は、いくつかが組み合わさって現れることがほとんどです。例えば、日常的に失敗経験が多く、叱責を受けることが多い場合は、行動が抑制されて無気力な状況が生じやすくなり、その結果、学校内での孤立や学業不振、あるいは怠学といった問題が生じることがあります。



### <保護者等への支援の重要性>

情緒障がいのある子どもは、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態により、他の子どもから離れてしまうと同時に、その**保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向**が見られます。

**保護者の悩みや抱えている課題**などを十分に聞き取りながら、教育相談担当者をはじめとする関係者が、**保護者と共に**支援の方向性や具体的な支援の内容などを検討していくことが大切です。



その際には、個別の教育支援計画を活用した関係機関（通園施設、保健所・保健センター、その他の専門機関）等との連携を図りながら、支援の道筋を明確にできるようにして、保護者支援を行っていく必要があります。

情緒障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆情緒障がいのある子どもの障がいの状態の理解

「教育支援資料」には、情緒障がいの状態が説明されています。その一部を紹介します。また、精神障がいとして述べられている「摂食障がい」「不安障がい」等についても、厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」に分かりやすく記述してありましたので、そちらも紹介します。



**選択性かん黙**

一般に、発声器官等に明らかに器質的・機能的な障がいはないが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態です。選択性かん黙は、自閉症等とは異なりますが、コミュニケーション能力の発達に軽微な問題がある場合が多いことに留意する必要があります。

**不登校**

情緒障がい教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できなかつたりする状態です。本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態です。

**摂食障がい**

食行動の異常は、食事をとりたがらない「拒食」、逆に極端に大量の食物をとる「過食」に大別できます。こうした食行動の異常が過度になって、極端に体重が減少しても拒食がやめられない、過食の後に食べたものを全部吐いたり下剤や利尿剤を使って体重増加を避けようとする、という行為がみられるようになると、これは治療を要する摂食障がいの疑いが濃くなります。

**適応障がい**

適応障がいは、ある特定の状況や出来事が、その人にとってとてもつらく耐えがたく感じられ、そのため気分や行動面に症状が現れるものです。たとえば憂うつな気分や不安感が強くなるため、涙もろくなったり、過剰に心配したり、神経が過敏になったりします。また、無断欠席や、喧嘩、物を壊すなどの行動面の症状がみられることもあります。ストレスとなる状況や出来事がはつきりしているので、その原因から離れると、症状は次第に改善します。でもストレス要因から離れられない、取り除けない状況では、症状が慢性化することもあります。

### チック

自分の意思では止めることができず、不随意に頻繁に生じる運動（首振り、まばたきなど）や発声（せき払い、暴力的な言葉など）であり、しかも突発的に生じ、反復的で非律動的で常同的に生じるものです。

### パニック障がい・不安障がい

突然理由もなく、動悸やめまい、発汗、窒息感、吐き気、手足の震えといった発作を起こし、そのために生活に支障が出ている状態をパニック障がいといいます。

このパニック障がいによる発作は、死んでしまうのではないかと思うほど強くて、自分ではコントロールできないと感じます。そのため、また発作が起きたらどうしようかと不安になり、発作が起きやすい場所や状況をさけるようになります。とくに、電車やエレベーターの中など閉じられた空間では「逃げられない」と感じて、外出ができなくなってしまうことがあります。パニック障がいでは薬による治療とあわせて、少しずつ苦手なことに慣れていく心理療法が行われます。無理をせず、自分のペースで取り組むことが大切です。

### うつ病

眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性があります。うつ病は、精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障がいが生じている状態です。脳がうまく働いてくれないので、ものの見方が否定的になり、自分がダメな人間だと感じてしまいます。そのため普段なら乗り越えられるストレスも、よりつらく感じられるという、悪循環が起きてきます。

### 統合失調症

統合失調症は、こころや考えがまとまりづらくなってしまいう病気です。そのため気分や行動、人間関係などに影響が出てきます。統合失調症には、健康なときにはなかった状態が現れる陽性症状と、健康なときにあったものが失われる陰性症状があります。陽性症状の典型は、幻覚と妄想です。幻覚の中でも、周りの人には聞こえない声が聞こえる幻聴が多くみられます。陰性症状は、意欲の低下、感情表現が少なくなるなどがあります。周囲から見ると、独り言を言っている、実際はないのに悪口を言われたなどの被害を訴える、話がまとまらず支離滅裂になる、人と関わらず一人でいることが多いなどのサインとして現れます。

### 強迫性障がい

強迫性障がいでは、自分でもつまらないことだとわかっている、そのことが頭から離れない、わかっているながら何度も同じ確認をくりかえしてしまうことで、日常生活にも影響が出てきます。意志に反して頭に浮かんでしまっ払いのけられない考えを強迫観念、ある行為をしないでいられないことを強迫行為といいます。たとえば、不潔に思えて過剰に手を洗う、戸締まりなどを何度も確認せずにはいられないといったことがあります。

## ☆情緒障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



情緒障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、情緒障がいのある子どもの教育にお  
ける合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されて  
います。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



### ①－１ 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

例)  社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

例)  心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等によ  
り学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着  
に配慮する。

### ①－２ 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

例)  場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることか  
ら、緊張や不安を緩和させるように配慮する。

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

例)  治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。

#### ①-2-3 心理面・健康面の配慮

**\*情緒障がいのある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心  
や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。**

例)  カウンセリング的対応  
 医師の診断を踏まえた対応 等

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものでは  
ありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しく  
は、第Ⅲ章 2 「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②  
支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

\*障がいの特性について理解を深められるようにする。

- 例)  情緒障がいを中心に理解した専門家からの支援
- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を活用

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

\*他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分では場合があること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

- 例)  情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

③  
施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

- 例)  安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 例)  衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境の整備をする。
- 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

\*災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第三章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆情緒障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 発声がなく、意思表示の難しい対象生徒に対し、全教科共通して、無理に声を出させるような指導はせず、通級による指導の自立活動の指導において、意思表示をするための代替手段の習得などの支援を行っている。
- ◆ 本人は他の生徒との接触が困難であるため、他の生徒と顔を合わせることもないように登下校の時間の調整や、校内での移動経路について配慮している。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 選択性かん黙のある生徒に、社会の授業では、一問一答式の問題を出す際に、本人に紙を渡し、書いて答えることができるようにした。
- ◆ 本人の苦手とする、人前で発表する方法について工夫をし、「教員が指名し板書することによる発表」の方法も取り入れるようにした。
- ◆ 本人は、学校では全く書けないので、テストや提出物は持ち帰り、家庭で記入して翌日に持ってくるようにしている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 自己表現の苦手な対象児は、文章を書くことに困難があるので、必要な事項を穴埋め形式にし、書き込むことで文章の形になるようなプリントを用意した。
- ◆ 学校内で発声のない対象生徒とコミュニケーションをとる方法の一つとして、タブレット型端末を利用した。2～3台のタブレット型端末を利用し、本人と教員の間で、近距離無線通信機能によるチャットに挑戦した。筆談等の他の方法よりもスムーズに会話のやり取りを行うことができ、本人の気持ちを聞くことができた。
- ◆ 選択性かん黙の症状が強い対象児への支援として、「O×カード」を作成し、支援員が質問した内容が「はい」のときはOのカードを、「いいえ」のときは×のカードを指すように本人に指示しながら進めていった。

① 教育内容・方法

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』(<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 中学校では、2年生の時に、行事として立志式が行われ、体育館の舞台上で抱負を一言述べるという取り組みを行っている。発声が難しい対象生徒には、自宅で自分の抱負を述べることを録音してくるよう促し、それを流す形で、立志式に参加することができた。
- ◆ 本人は、校内で個別指導室以外の場所へ移動することができないでいた。理科室などの学習機会を確保できるように、他の生徒と会わないように安心して移動できるようにした。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 対象生徒は急な予定の変更や活動の見通しがもてないと、気持ちが不安定になってしまう。そのため、その日の予定を明確にし、活動の見通しをもたせ、来客や予定の変更がある場合には事前に伝えるようにしている。
- ◆ 学級編制においては、対象生徒のことをよく理解し、声掛け等をしてくれる友人と同じ学級になるよう配慮し、本人が学級で孤立してしまうことがないようにした。

**② 支援体制**

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 通級指導教室、臨床心理士による定期的な巡回相談や、発達支援巡回相談員、特別支援学校教員による的確なアドバイスをもらうようにした。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 定期的に行われる職員会での事例報告を利用し、本人の実態や支援の在り方について全教員の共通理解を図っている。
- ◆ 保護者及び地域の方々にインクルーシブ教育システムの理解を深める機会を設けている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 集団での避難訓練が難しいことから、個別に避難や注意事項を確認している。

**③ 施設・設備**

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

- 事例) ◆ 本人に特化したものはない。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 対象生徒は他の生徒と接触することが困難であるため、本人専用の個別指導室を設けている。
- ◆ 対象児の座席を教員の目が届きやすく、サポートしてくれる親切な児童や、よいモデルとなる児童の横や前の席になるようにした。本人もこの条件を望んでいる。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人に特化したものはない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されております。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【学習障がいとは】

学習障がい（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

\*参考：学習障がいのことを「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」では、限局性学習症/限局性学習障害（Specific Learning Disorder）としている。

### <学習障がいにより困難を示す領域>

「学習障がい」とは、このうち一つ又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

#### ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って、理解すること。

#### イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

#### ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

#### エ 書く能力

文字を正確に書くこと。筋道立てて文章を作成すること。

#### オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。

#### カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。



**学習障がいの状態の把握に当たっては**、医療、保健、福祉などの関係諸機関、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に**蓄積されている知見**を活用することが大切です。

\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

学習障がいの特性として、「教育支援資料」では、3つ挙げています。



## <学習障がいの特性>

### ○ 見逃されやすい障がいであること

学習障がいは、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすいです。障がいの特性に応じた指導や支援<sup>\*3</sup>が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があります。



「しっかりと音読練習して来なさい！」  
「もっと丁寧に書きなさい！」等  
本人なりに努力しても難しいことを責められるだけでは、本人にとっては苦しいことであることを私たちが理解する必要があります。

### ○ 他の障がいとの重複がある場合が多いこと

学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子どもに応じた対応が必要です。

学習障がいにより困難を示す領域以外にも、指導や支援が必要な場合があります。



### ○ 他の事項への波及

対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合があります、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障がいを起こす場合があります。

様々な困難さから、「どうせ自分なんて…」という言葉をつぶやくことがあります。本人の困っている気持ちに寄り添った言葉掛けやかかわりが大切です。



\* 3 : 指導や支援の方法については、「☆学習障がいの主な特性に即した指導方法①②」などをご覧ください。

学習障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆学習障がいの主な特性に即した指導方法①

「教育支援資料」では、学習障がいの主な特性に即した指導方法として、12の指導がありますので、ここでは、①～⑥を紹介します。実際に在籍する児童生徒をイメージしながら、確認してみましょう。



**①指示を理解するための指導**

**\*指導の前に確認したいこと…指示が理解できない要因を考える**

- 注意が集中できないのか 聞いただけでは理解できないのか 等

**【指導方法】**

- 視覚的な補助 復唱 聴写 等

指導方法を組み合わせ、指示を理解する能力の改善を図る。

**②筋道を立てて話すための指導**

**\*指導の前に確認したいこと…伝えたいことを相手にうまく伝えられない要因を考える。**

**【指導方法】**

- 絵を見て話す  
「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうする」 等

指導を行いながら、話す指導を行う。

**③文字や文章を音読する能力を高めるための指導**

**\*指導の前に確認したいこと…音読が苦手な要因を考える**

- 聴覚的処理（文字を音声等に変換すること）に困難があるのか  
視覚的処理（視覚的な情報をとらえること）に困難があるのか

**【指導方法】**

**<聴覚的処理に困難がある場合>**

- 「がっこう」を「○○○○」をとらえられるようにするなど、音を視覚的にとらえる指導  
支援機器を使って音声教材を繰り返し聞く

**【指導方法】 \*③の続きとして**

**<視覚的処理に困難がある場合>**

- 文字単位ではなく、そのまとまりである単語全体としてとらえられるようにする指導
- 文字を拡大  行間を広げたりすることができるような教材

**④文字や文章を読み理解する能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…つまずきのレベルや要因を考える**

- 文章の内容を把握できているか
- 文章中の指示語の理解ができているか
- 説明文と物語文のどちらの読解が苦手か 等

**【指導方法】**

- 文章や段落ごとの関係を図示する
- 重要な箇所印をつける 等

読解のための手段を身に付けられるようにする。

**⑤文字を正確に書く能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…つまずきのパターンを考える**

- 適切な文字を思い出すことができないか
- 細かい部分を書き間違えるのか
- 同じ音の漢字や形が似ているアルファベットと間違えるのか 等

**【指導方法】**

- 漢字の成り立ちなどの付加的情報を指導し、意味づけを行う
- 文章や文字をなぞって書くこと 等

指導方法を組み合わせる。

**⑥作文を書く能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…作文を書くことにつまずく要因を考える**

**【指導方法】**

- 作文を書く際の視点を養うための推こう課題に取り組む
- 「いつ」「どこで」「誰が」「何をして」「どう思ったか」などの質問形式から取り組み始める 等

工夫をしながら指導を行う。

学習障がいのある子どもの理解：補助資料②

☆学習障がいの主な特性に即した指導方法②

「教育支援資料」には、学習障がいの主な特性に即した指導方法として、12の指導がありました。ここでは、⑦～⑫を紹介します。実際に在籍する児童生徒をイメージしながら、確認してみましょう。



**⑦計算する能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…つまずきの要因を明らかにする**

- 数の概念の未熟さ      記憶力の弱さ
- 視覚認知面の課題      思考力の弱さ 等

**【指導方法】**

- 数概念の拡大や計算の手順の獲得をねらいとして、絵カード等を活用して理解を進める。
- 繰り上がり等の考え方について具体物を活用する。
- 筆算の際にマス目のあるノートを使う。
- 記号を用いて手順を示す

**⑧算数（数学）の文章を含む課題に取り組む能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…つまずきの要因を明らかにする**

- 文章中にある条件を記憶する力
- 示されている条件をもとに立式する思考力

**【指導方法】**

- その問題が何を問うているのか      ヒントは何なのか
  - どのような概念や公式が必要か
  - 自分で文章題を作成させる。      文章題を図に示す。
- } 下線について着目させる。

**⑨図形を含む課題に取り組む能力を高めるための指導**

**\* 指導の前に確認したいこと…図形を含む課題が苦手な要因を考える**

- 視覚認知能力の困難さ      空間操作能力の困難さ
- 器具の扱いへの困難さ

**【指導方法】**

- 間違い探しや回転問題など観点を絞った基本的な図形の学習
- 図形の特徴や操作を言葉に直す 等

### ⑩位置関係や空間を把握する能力を高めるための指導

\* 指導の前に確認したいこと…つまずきの程度を確認する。

- 自分を取り巻く空間で身近な物の位置関係をどの程度把握しているか

#### 【指導方法】

- \* ボディイメージの形成や空間での位置関係の把握のため、
- 学校周辺の地図の作成など実際に体験できる活動
- パズルや積み木模様の構成

### ⑪各教科の補充指導

学習障がいがある原因となっている各教科の学習のつまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行う。

#### 【指導方法】

- 特異な認知の仕方に応じた指導方法の工夫
- 苦手な能力を他の能力で補完する手法の工夫（文字による伝達を音声による伝達に替える） 等

### ⑫その他の指導

学習障がい起因するこれまで挙げた困難さは、それ自体に留まらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難に結び付くことがある。

- 例)
- ・ 位置や形を捉えることの困難により表情の変化が読み取れない
  - ・ 読み書きの困難により語彙が貧弱
  - ・ ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成などにおける困難
  - ・ 学習障がいにより、自己評価の低下がみられる場合

#### 【指導方法】

これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、子どもの実態に応じて工夫することが大切である。

①～⑫については、指導の前に共通して大事にしている点は、つまずきの要因を考えることです。それができると、その子どもにあった指導ができるからです。さらに、センター的機能<sup>\*1</sup>も活用し、専門的な視点からの助言をもらいながら支援体制を構築していくことも大切です。



\* 1 : センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章 I (4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。

☆学習障がいのある子どもの教育における  
合理的配慮の観点及び一例



学習障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？



「教育支援資料」には、学習障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\*読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別な方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。

- 例)  文字の形を見分けることをできるようにする。  
 パソコン、デジカメ等の使用  
 口頭試問による評価 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

\*「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  習熟のための時間を別に設定  
 軽重をつけた学習内容の配分 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\*読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。

- 例)  文章を読みやすくするために体裁を変える。  
 拡大文字を用いた資料  
 振り仮名をつける。  
 音声やコンピューターの読み上げ  
 聴覚情報を併用して伝える。 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

\*身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。

- 例)  体を大きく使った活動  
 様々な感覚を同時に使った活動 等

\*活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

①  
教育内容・方法

\* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

**\* 苦手な学習活動があることで、自尊心が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。**

- 例)  文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長  
 必要な学習活動に重点的な時間配分  
 受容的な学級の雰囲気作り  
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

**②—1 専門性のある指導體制の整備**

- 例)  特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。  
 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

**②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**②—3 災害時等の支援体制の整備**

**\* 指示を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。**

- 例)  具体的で分かりやすい説明  
 不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続 等

**③—1 校内環境のバリアフリー化**

特になし

**③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

**\* 類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。**

- 例)  余分な物を覆うカーテンの設置  
 視覚的に分かりやすいような表示 等

**③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

特になし

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス<sup>\*2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\*2：具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章2（3）「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

②  
支援体制

③  
施設・設備

☆学習障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 本人は、読みに関する学習に困難があるので、文字や文章を読み上げるなどの配慮を行う。
- ◆ 黒板を見て書き写すことが苦手なため、タブレット型端末を導入して黒板を撮影後に、手元の画面を見て板書できるように配慮した。
  - ◆ 定期テストでは、本人のもてる力を最大限発揮できるようにするとともに、高校受験も視野に入れ、難しい語句等の補足説明は含まない純粋な読み上げ、ルビ振り、時間の延長、の配慮を行い、実績として残すことで、受験の際の措置にもつなげる練習にもなると考えている。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 通常の学級においてタブレット端末上のデジター教科書を使用することを認め、それにより、本人は教科書の内容が理解できるようになり、音読にかかる負担も軽減している。
- ◆ 一斉指導で学習活動を行う際は、支援員による教科書や問題集などの読み上げ、口頭による授業内容の補足説明、音読箇所の明示、解答を書き込む場所の明示、学習内容を図や絵にした解説等を行っている。
  - ◆ 読み書きに困難がある対象児へ、漢字力テストに対する配慮として、漢字の読みと書きの問題の比率を変更し、読みを6割(30/50問)、書きを4割(20/50問)とし、読みの問題が多いことで、漢字に対する心理的負担が軽減し、読み、書きに安心して取り組めるようにした。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 支援員は、常に小さめのホワイトボードとメモ帳を持つようにしている。授業内容を本人が理解できていないときは、ホワイトボード等に図を書いて説明したり、内容の補足を行ったりしている。
- ◆ リズム、テンポが速いダンスの振り付けを覚えることが難しく、あきらめる様子があったことから、DVDにダンスの振り付けを録画し、家庭でも練習ができるようにした。本番では、自信をもって発表することができた。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』(<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。 福島県特別支援教育センター

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

- 事例) ◆ 宿泊体験学習に支援員が同行し、必要に応じて文章の読み上げや補足説明等の支援を行う。
- ◆ 弾力的運用として授業時間外に特別支援学級の活用をした。本人は、音読に苦手意識が強く、学級ではほとんど自分から音読をする様子が見られなかった。特別支援学級で教育相談を実施し、音読を確かな読みにするためと、かけ算九九や計算力の定着を図る目的で学習指導を実施した。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

- 事例) ◆ 学級担任は、対象生徒が他の生徒と自身を比較し、劣等感をもちたないように、常に気に掛けるようにしている。
- ◆ タブレット型端末を活用するに当たり、対象児が安心して、かつ適切に活用できる環境づくりにのために、通級指導教室担当教員が在籍学級に出向き、対象児がタブレット型端末を使って学習することの必要性を他の児童に説明し、「タブレットを使うための約束」も示して、他の児童の理解を促した。

② 支援体制

**②-1 専門性のある指導体制の整備**

- 事例) ◆ 全教員やスクールカウンセラー、支援員などを含めて、週に一度、ケース会議を開催し、対象児の様子を報告し、声掛けの仕方などの支援方針についての共通理解を図っている。

**②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 事例) ◆ 通信を全教職員に配付し、合理的配慮について理解啓発を図った。
- ◆ 学級担任は、対象生徒と同じ学級の生徒に対して、本人の障がい特性について詳しく説明するなどして、周囲が理解できる環境を作っている。

**②-3 災害時等の支援体制の整備**

- 事例) ◆ 通級による指導を受けているときの避難経路や避難方法、在籍学級担任への本人の引き渡し等について計画が整備されている。

③ 施設・設備

**③-1 校内環境のバリアフリー化**

\*本人に特化したものではない。

**③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 事例) ◆ 本人の落ち着きを取り戻すための場所として、学級以外にスペースを確保している。
- ◆ 姿勢が安定するように、椅子には滑り防止のマットがあり、姿勢が保たれ、本人が学習するときも、集中して取り組むことができるようにしている。

**③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

\*本人に特化したものではない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



## ☆注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

注意欠陥多動性障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*<sup>1</sup>「就学事務の手引き」\*<sup>2</sup>に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



### 【注意欠陥多動性障がいとは】

注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder）とは、おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである**注意力**に様々な問題があり、又は、**衝動的で落ち着きのない行動**により、生活上、様々な困難に直面している状態です。

\*参考：注意欠陥多動性障がいのことを「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」では、注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害としている。

### <注意欠陥多動性障がいの具体的な状態として>

#### ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

#### イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。



#### ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

「自分勝手な行動をしている」「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」などと**みなされてしまい**、障がいの存在が見逃されやすいことがあります。特性に応じた指導及び支援が必要であることを学校教育関係者や保護者が意識する必要があります。

特性に応じた指導及び支援については、「☆注意欠陥多動性障がいの主な特性に即した指導方法①」をご覧ください。



\* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことです。

\* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことです。



不注意や、衝動性・多動性とありますが、具体的にはどんな様子なのですか？

「教育支援資料」には、障がいの状態の把握として具体的な行動を記述してあります。一部紹介します。実態を把握する上で参考にしてください。



### 障がいの状態の把握（例）

#### 不注意

- 学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
- 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- 指示に従えず、また課題や活動を最後までやり遂げられない。
- 学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- 気持ちを集中し、努力し続けなければならない課題を避ける。
- 学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- 気が散りやすい。
- 日々の活動で忘れっぽい。

#### 衝動性

- 質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
- 順番を待つのが難しい。
- 他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。

#### 多動性

- 手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする。
- 授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。
- きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- 遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- じっとしていない。又は何かに駆り立てられるように活動する。
- 過度にしゃべる。

これらの状態が少なくとも六か月以上続いていること

注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解：補助資料①

## ☆注意欠陥多動性障がいの主な特性に即した指導方法①

「教育支援資料」では、注意欠陥多動性障がいの主な特性に即した指導方法として、7つの指導がありますので紹介します。実際に在籍する児童生徒をイメージしながら、確認してみましょう。



### ①不注意な間違いを減らすための指導

#### \*指導の前に確認したいこと・不注意による間違いの要因を考える

- 他の情報に影響を受けやすいのか
- 視線を元の位置に戻し固定できないなど視覚的な認知に困難があるのか
- 僅かな情報で拙速に判断してしまうのか 等

#### 【指導方法】

- いくつかの情報の中から、必要なものに注目する指導
- どのような作業でも終わったら必ず確認することを習慣づける。 等

### ②注意を集中し続けるための指導

#### \*指導の前に確認したいこと・困難の状況や要因を考える

- どのくらいの時間で注意の集中が難しくなるのか
- 教科や活動による違いはあるのか 等

#### 【指導方法】

- 一つの課題をいくつかの段階に分割
- 視覚的に課題の見通しを確認できるようにすること
- 窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整える配慮するなどの工夫をする。

### ③指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導

#### \*指導の前に確認したいこと・つまづく要因を考える

- 指示の具体的な内容が理解できていないのか
- 課題や活動の取組の仕方が分からないのか
- 集中できる時間が短いのか 等

#### 【指導方法】

- 指示の内容を分かりやすくする工夫
- 分からない時には助けを求めることを指導
- 課題の内容や活動の量の工夫などにより、最後までやり遂げることを指導する。

#### ④忘れ物を減らすための指導

\* 指導の前に確認したいこと・実態の把握をする。

- 興味のあるものとないものなど事柄により違いがあるのか
- 日常的に行うものとそうでないもので注意の選択に偏りがあるのか 等

##### 【指導方法】

- その子供に合ったメモの仕方を学ばせ、忘れやすいものを所定の場所に入れることを指導するなど、家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、その決まりごとを徹底することにより、定着を図る。

#### ⑤順番を待ったり、最後までよく話を聞いたりするための指導

\* 指導の前に確認したいこと・つまずきの要因を考える

- 決まりごとは理解しているのか
- 理解している行動や欲求のコントロールができていないのか 等

##### 【指導方法】

- 決まり事の内容と意義を理解させ、その徹底を図る指導をする。
- ルールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えることや、何かやりたい時に手を挙げたり、カードを指示させたりするなどの工夫をする。

#### ⑥各教科の補充指導

子どもの状態等に応じ、注意欠陥多動性障がいの状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な学習をすることも効果的である場合がある。これは、障がいのない子どもに対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、注意欠陥多動性障がい原因となって各教科の学習につまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行うものであるとしている。

#### ⑦その他の指導

注意欠陥多動性障がいに起因する社会的活動や学校生活を営む上での困難は、それ自体に留まらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難へ結び付くことがある。

- 例)
- ・ 多動性・衝動性により、順番を待つなどの社会的なルールが分かっているにもかかわらず通りに行動できないことがある。
  - ・ 思ったことをそのまま発言してしまったりすることによって、ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等が困難
  - ・ 注意欠陥多動性障がいにより、自己評価の低下がみられる場合

##### 【指導方法】

これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、子どもの実態に応じて工夫することが大切である。

## ☆注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？



「教育支援資料」には、注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されました。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。

### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\* 行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。

- 例)  自分を客観視する  
 物品の管理方法の工夫  
 メモの使用 等

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

\* 注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  学習内容を分割して適切な量にする。 等

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\* 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。

- 例)  掲示物の整理整頓・精選  
 目を合わせての指示  
 メモ等の視覚情報の活用  
 静かで集中できる環境づくり 等

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

- 例)  好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫  
 危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通して指導

#### ①-2-3 心理面・健康面の配慮

\* 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。

- 例)  十分な活動のための時間の確保  
 物品管理のための棚等の準備  
 良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り  
 感情のコントロール方法の指導  
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

①

教育内容・方法

\* 1 :ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②  
支援体制

②—1 専門性のある指導体制の整備

- 例)  特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。  
 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例)  不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②—3 災害時等の支援体制の整備

\* 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。

- 例)  項目を絞った短時間での避難指示  
 行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等

③  
施設・設備

③—1 校内環境のバリアフリー化

特になし

③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

\* 注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例)  余分なものを覆うカーテンの位置  
 照明器具等の防護対策  
 危険な場所等の危険防止柵の設置  
 静かな小部屋の設置 等

③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

\* 災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス<sup>\*2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第三章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。

☆注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における

## 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB\*<sup>1</sup>に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実際例**から、一部紹介してみます。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 通級による指導で、個別の指導計画に基づき、相手の話を聞く、質問をする、自分の気持ちを伝える、ボールを用いた運動等、特性に応じた指導を行っている。
- ◆ 本人から、突発的な発言はあるが、発言の内容がユニークでアイデアにあふれていることがしばしばある。そこで、本人と相談し、授業中にあらかじめ付箋紙を渡しておき、発言したくなったら付箋紙にメモするようにした。発言する場面になったら挙手して付箋紙にメモした内容を発表するというルールを決めた。

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ プリントなどの記入欄は広めにし、多少はみ出しても良いこととしている。
- ◆ 本人は、校内にある通級指導教室において、週1時間、国語の時間に、自立活動の指導を一对一の形態で受けている。主な内容としては、具体的な場面を想定して適切な行動を学ぶ指導、注意集中を促す指導などが行われている。
- ◆ 学習発表会では、対象児の台詞や動きが、特定の児童の次に来るよう、台本を分かりやすくした。
- ◆ 算数の課題に集中できないことが多いため、学習支援員による声掛けで、教科書やノートを開くように働きかけたり、学習支援員が板書をゆっくりと読み上げ文字を書かせることで授業内容を理解しやすくし、学習に向かう姿勢を整えたりしている。

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 本人が集中できるように、デジタル教科書や書画カメラなどを活用して、学習内容を視覚化できるよう心掛けている。
- ◆ 指示は音声だけでなく、板書して文字でも示す。また、できるだけ声かけし、対象生徒の集中力向上や課題への誘導を支援している。
- ◆ 注意のそれやすさや、注意を向けるべき対象をとらえることに課題を有しているため、座席の位置の工夫を行い、極力余計な刺激に注意がそれにくいよう配慮を行っている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

\* 1 : 『インクルDB』 (<http://inclusive.nise.go.jp/>) は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

**①-2-2 学習機会や体験の確保**

事例) ◆ 対象生徒は、感情のコントロールに課題があることが指摘されており、失敗を指摘された際に泣いてしまうなどの行動がみられることがある。その際に、担任教員や当該場面に遭遇した教員は、本人が自分の気持ちを話せるように働き掛けるなど、通級による指導で行っている学習を、日常の実際の状況でも生かせる機会を確保している。

**①-2-3 心理面・健康面の配慮**

事例) ◆ 授業中、対象児が思いついたことを突発的に発言してしまう場合でも、本人に対して、学級担任がアイコンタクトでサインを送り、さりげない声掛けで、この場での発言としてふさわしくないことを気付かせるようにしている。

◆ 学級担任は、対象児が学習に集中していないときには、本人と視線を合わせたり、合図を送ったりして、本児が落ち着いて学習に取り組むことができるように支援している。

**②—1 専門性のある指導体制の整備**

事例) ◆ 対象生徒に対する指導体制としては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、通級指導教室担当教員、各教科担当、学年教員、管理職、スクールカウンセラー、相談支援員、巡回支援員が協働して、日常及び個別での指導を計画し、実施、評価を行っている。

**②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

事例) ◆ 校長がPTA総会や校報において、特別支援教育が学校経営の柱の一つであることを説明し、学校及び地域の理解啓発に努めている。

◆ 教職員に、定期的に、外部講師を招いて研修会や事例検討会を行い、共通認識をもてるようにしている。

**②—3 災害時等の支援体制の整備**

事例) ◆ 対象生徒に対しては、感情コントロールの弱さなどを考慮し、災害発生時には、過度に不安にさせないために、個別の行動マニュアルを紙面で作成している。

**③—1 校内環境のバリアフリー化**

\*本人に特化したものではない。

**③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

事例) ◆ カーテンの利用など、集中しやすいように刺激量を調整した学習環境への配慮。

◆ 集中が途切れたり、気持ちが高ぶったりした時のためのクールダウンができるスペースの確保をしている。

**③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

事例) ◆ 災害時、担任が本児に個別の指示をしたり直接的に関わったりする際の導線を考慮している。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感をえられる学校を創りましょう！



あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

②  
支援体制

③  
施設・設備

## (1) 共に学ぶための仕組みづくり ～合理的配慮の役割～

(a) なぜ、「合理的配慮」が必要なのでしょう？



「障害者の権利に関する条約」  
がポイントになります。

何のための  
「合理的配慮」？  
その目的は？

○ 障害者の権利に関する条約<sup>\*1</sup>第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

\* 下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
文部科学省（平成 24.7）

(b) 「合理的配慮とは」

平成 24 年 7 月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、
- ③ 「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、

と定義した。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

\* 丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」<sup>\*2</sup>では、私たち学校等の公共機関は、「合理的配慮の提供」が義務になっています。

つまり、本人や保護者からの障がいによる困難さに対する配慮の申し出に対して、十分な検討をせずに「この子だけ、特別な配慮はできません。」といった合理的配慮の提供を否定する対応は、差別に当たります。



\* 1：第 1 章 1 ☆ アイデア『障害者の権利に関する条約』をご覧ください。

\* 2：略称で「障害者差別解消法」と呼ぶことがあります。

(c) 「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるもの

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

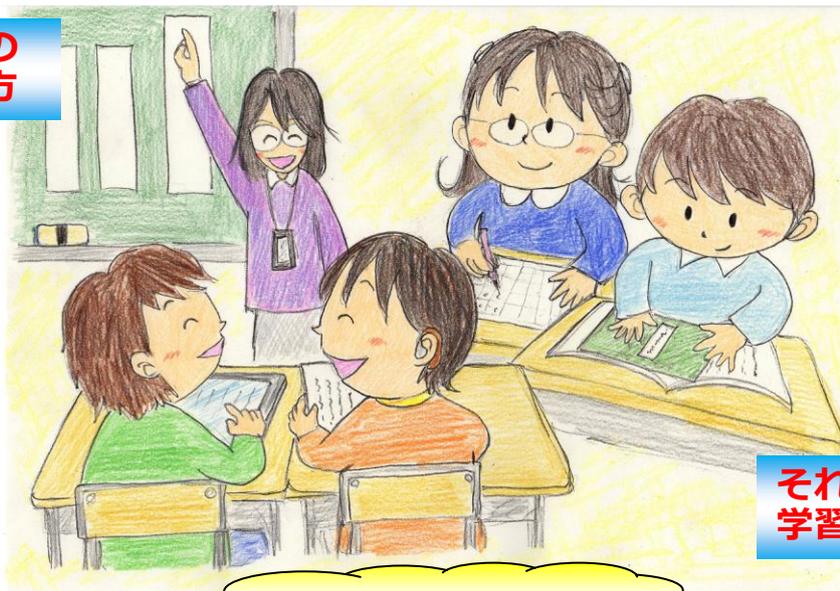
- (ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (イ) 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育（確かな学力の育成を含む）
- (ウ) 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- (エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (オ) 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (カ) 自己肯定感を高めていく教育

「合理的配慮」を推進する前に、個別の配慮を受け入れられる、多様性を認め合う学校・学級づくり<sup>\*3</sup>が必要です！

この報告の中では、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」と述べています。

その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であることにも触れられています。

それぞれの  
参加の仕方



それぞれの  
学習への満足感

一緒に学ぶ喜び

「同じ場」で学ぶだけでは、障がいによる困難さなどから、授業内容の理解や学習活動に参加している実感・達成感が得られないことがあります。  
だからこそ、個に応じた「合理的配慮」が必要なのです。

\* 3：第二章1 多様性に応じた学級・授業づくりに、考え方や演習等のヒントがあります！

## (2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

～二つの関係性を考える～



「合理的配慮」の提供とともに、大切になるのが「基礎的環境整備」です。

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

### (a) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係性

○ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

### (b) 「基礎的環境整備」について

○ 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

### (c) 報告の中で「基礎的環境整備」として示されている項目

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

「多様な学びの場」については、「第Ⅰ章2 多様な学びの場」、「専門性のある指導体制」については、それぞれの立場での役割を「第Ⅱ章2 全校的な教育支援体制の確立のために」をご覧ください。



(d) 身近な例から考える「合理的配慮」と「基礎的環境整備」



障がいにより、「書く」ことが困難な〇〇君の例（小学校）

A市の小学校に通った場合

〇〇君のための合理的配慮



【合理的配慮例】

- ・筆記の代替でパソコンにより記述できる環境を整える。

基礎的環境整備

A市の小学校の特徴

- ② 専門性のある指導体制の確保
  - ・ICTによる支援に詳しい人材がいる。
  - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実が図られている。
- ④ 教材の確保
  - ・パソコン等のICTが充実している。
 等

\*丸数字は、(c)で示した基礎的環境整備の丸数字と対応します。右も同様。

同じ児童であっても、各校の「基礎的環境整備」によって、「合理的配慮」の提供内容が違います。

「基礎的環境整備」が土台です！

B市の小学校に通った場合

〇〇君のための合理的配慮



【合理的配慮例】

- ・黒板をカメラで撮り、それを印刷してノートに綴じることができるようにする。
- ・学習内容を理解しているかどうか教師が口頭で確かめるようにする。

基礎的環境整備

B市の小学校の特徴

- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
  - ・通常の学級内において、T・T等の活用ができる。
 等

市町村の財政状況や学校の校内支援体制等によって「基礎的環境整備」の状況が違います。

進級、進学、転校等・・・状況に応じて、柔軟な見直しが必要です。

### (3) 合理的配慮の決定にあたって ～提供までのプロセス～

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

#### (a) 「合理的配慮」の決定方法

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、**【その検討の前提として】**

- ① 各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。

**【これを踏まえて】**

- ② 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、
- ③ 「合理的配慮」の観点\*<sup>1</sup>を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、
- ④ その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

\* 太字、丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

#### (b) 「合理的配慮」の決定に当たって

各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

学校の体制や財政等から検討し、代替案を検討・調整することがあります。また、「基礎的環境整備\*<sup>2</sup>」を整えるために、市町村教育委員会に相談するなどの視点も大切です。



#### (c) 「合理的配慮」の見直しについて

「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直していくことが適当である。

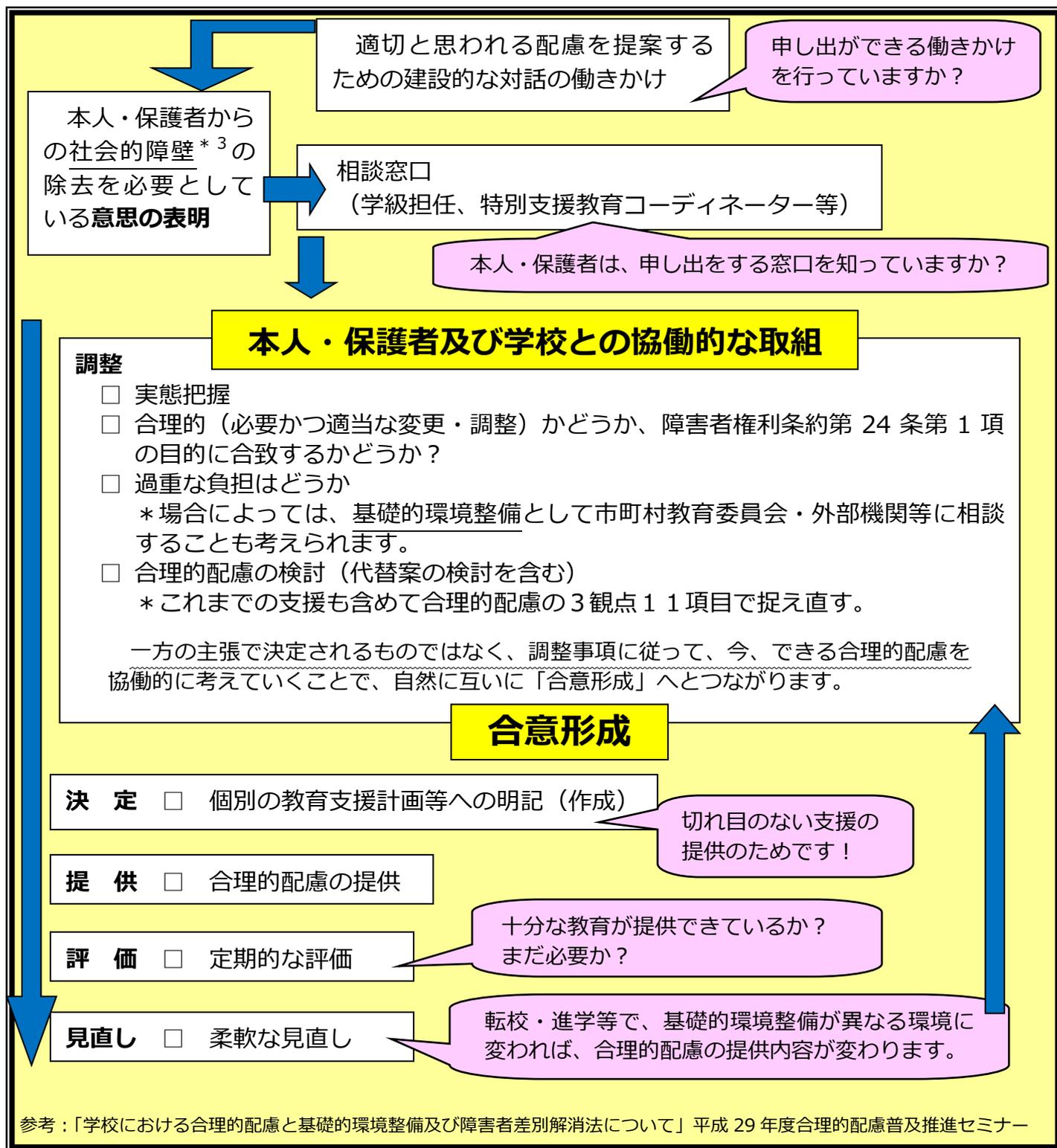


「合理的配慮」の内容は、本人が、社会、地域で生きていく際に必要な内容として、とても重要になってきます。

\* 1 : 「合理的配慮の観点」として、同報告の中で、3つの観点11項目でまとめています。なお、コーディネートハンドブック第3章2(4)『合理的配慮の観点～3観点11項目～』をご覧ください。

\* 2 : 「基礎的環境整備」については、第Ⅲ章2(2)『「合理的配慮」と「基礎的環境整備」～二つの関係性を考える～』をご覧ください。

## 各学校における合理的配慮の提供のプロセス（例）



合理的配慮の提供にあたって、知りたい情報やすぐに活用できる資料について☆「合理的配慮の提供のためのコーディネートアイデア」を掲載しましたのでご覧ください。

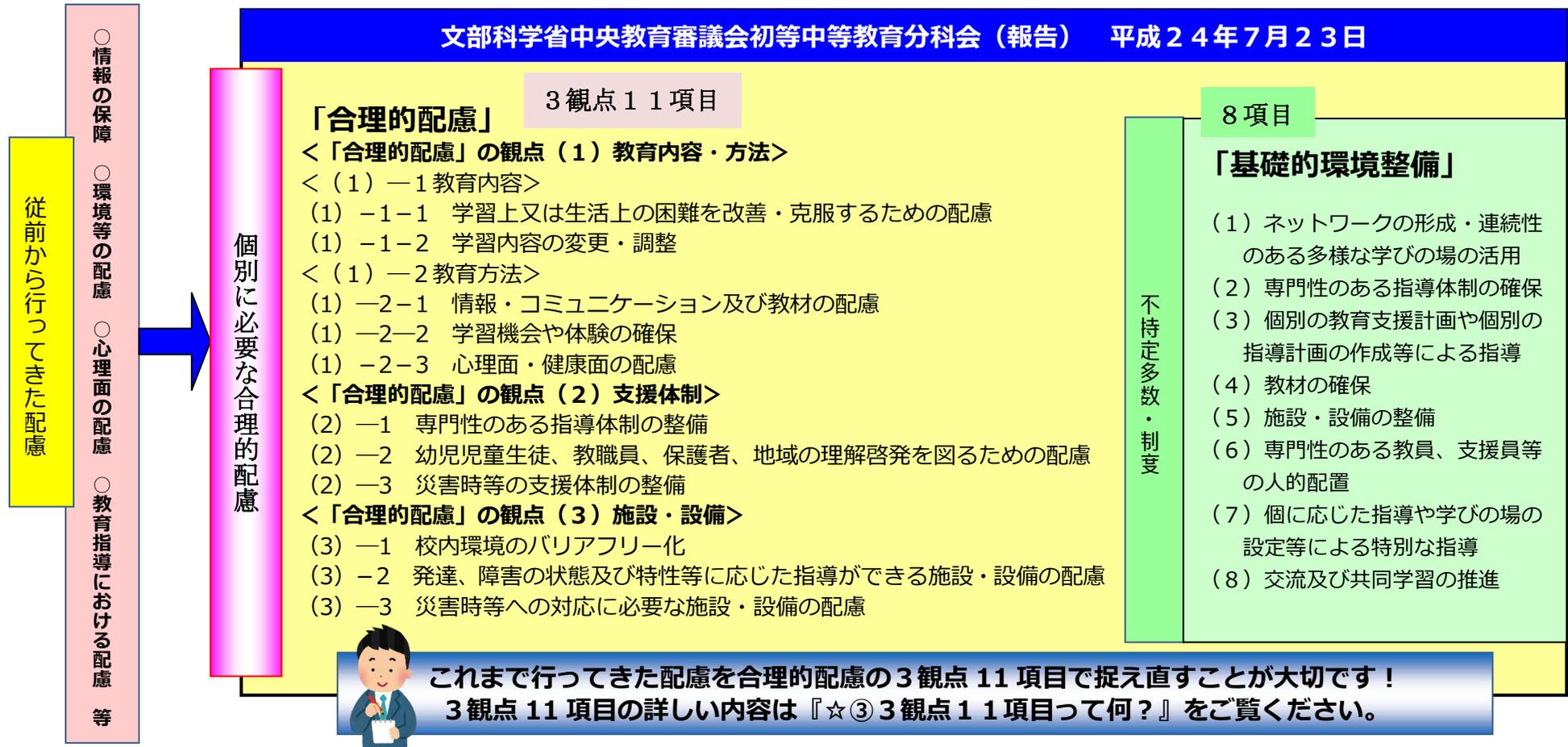
\* 3 : 「社会的障壁」については、第 I 章 1 演習資料『☆①改めて考える「障がい」について』をご覧ください。

参考：平成 27 年 2 月発行「福島県養護教育センターだより 3 号」

## (4) 合理的配慮の観点 ～3観点11項目～

平成29年度合理的配慮普及推進セミナーにおいて、文部科学省では、次のように整理しています。

(a) 従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮について

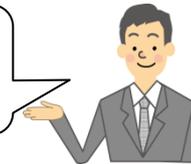


## ☆知っておきたい「合理的配慮」の対応について ～障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応より～



今年度、福島県の教員となりました。「合理的配慮」と聞きますが、福島県の教員として気を付けることがありますか？

「合理的配慮」について、福島県教育委員会は具体的な例を示していますので、一部を紹介します。



### 福島県教育委員会における 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものでありますが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、ここで紹介されている具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくつでも例示であり、記載されている具体例だけに限らないことに留意する必要があります。

#### 【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

(一般的な対応における例)

- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から休憩の申し出があった際に、別室を確保し、又は臨時の休憩スペースを設けるなどする。

離席しやすい状況を作っておきます！

(学校教育分野における例)

- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らしたりするなど、個別の障がいの特性に応じた校内の環境を変更する。



テニスボールを使った緩衝材

#### 【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

(一般的な対応における例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。

例「もう一度、話します。」

(学校教育分野における例)

- 介助等を行う保護者、他の児童生徒、支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機等を認める。



**【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】**

(一般的な対応における例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声や発作等の可能性がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。

(学校教育分野における例)

- 入学試験において、障がいのある受験者に必要な情報や合理的配慮を受けるための諸手続等を実施要綱で明確に示し、別室試験、時間延長、その他必要な配慮を行うなど、受験に際し不利益が生じないようにする。

福島県立中学校入試：高校入試\*<sup>1</sup>においても、配慮等の申し出ができるようになりました。

参考：「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」  
福島県教育委員会（H28.4）



正当な理由が存在しないことを前提として、不当な差別的取扱いに当たり得る例として、「学校教育分野」において下記のように示しています。しかし、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られているものではないことに、留意する必要があります。

(学校教育分野における例)

- 障がいを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付ける。

**【(参考) 不当な差別的取扱いに当たらない具体例】**

- 障がいのある幼児児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。
- 学校、社会教育施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認する。

参考：「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」  
福島県教育委員会（H28.4）

いろいろと参考になりました！障がいがあっても、なくてもみんなが笑顔で学べる学級をつくっていきたいです！



これは、福島県教育委員会が示したものです。福島県の教員として、しっかりと理解し、対応したいですね。

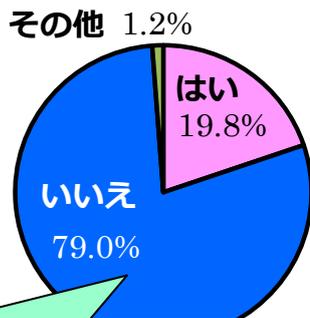
\* 1：福島県立中学校入学者選抜実施要項・福島県立高等学校入学者選抜実施要項に、「障がい等のある志願者に対する配慮」が掲載され、受験上の配慮について申請することができるようになりました。

## ☆「合理的配慮」の提供を推進するための工夫

～今からできる2つのこと～

こんなデータがあります・・・

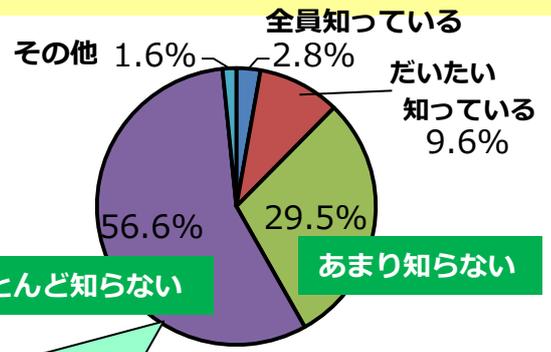
合理的配慮の提供のプロセスが学校として決まっていますか？



79.0%が学校としては決まっていない

某市町村小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会（H29）  
参加者アンケート 有効回答数 N=86

保護者が学校の特別支援教育コーディネーターを知っていると思いますか？



86.1%があまり知らない、ほとんど知らない

小・中学校、高等学校特別支援教育コーディネーター研修会（H28）  
参加者アンケート 有効回答数 N=251

今、「合理的配慮」の提供が言われていますが、現状は、学校として、まだプロセスがはっきりしていない課題が見えます。また、誰が特別支援教育コーディネーターか分からず、保護者などが相談できないなどの課題が見えてきます。

つまり、合理的配慮の提供を推進するために、必要なことは2つです！

いつ？

申し出る機会を  
設けていますか？

本人・保護者が



だれに？

誰に申し出をするか  
知っていますか？

学校によっては、4月に合理的配慮について保護者に説明し、その申し出を受ける機会を設定している例もあるようです。学校として、年間で位置付けながら、【意思表示→調整→決定→提供→評価→見直し】ができるといいのではないのでしょうか！

学校によっては、学校だより、PTA 総会等での校務分掌の紹介、特別支援教育コーディネーターだより等、工夫しています。困った時に誰に相談できるかをはっきりさせておくことで、「合理的配慮」の提供が進みます。

学校として決まっていますか？

自分の学校はどうですか？

学校で話し合っ、できることから始めてみましょう！

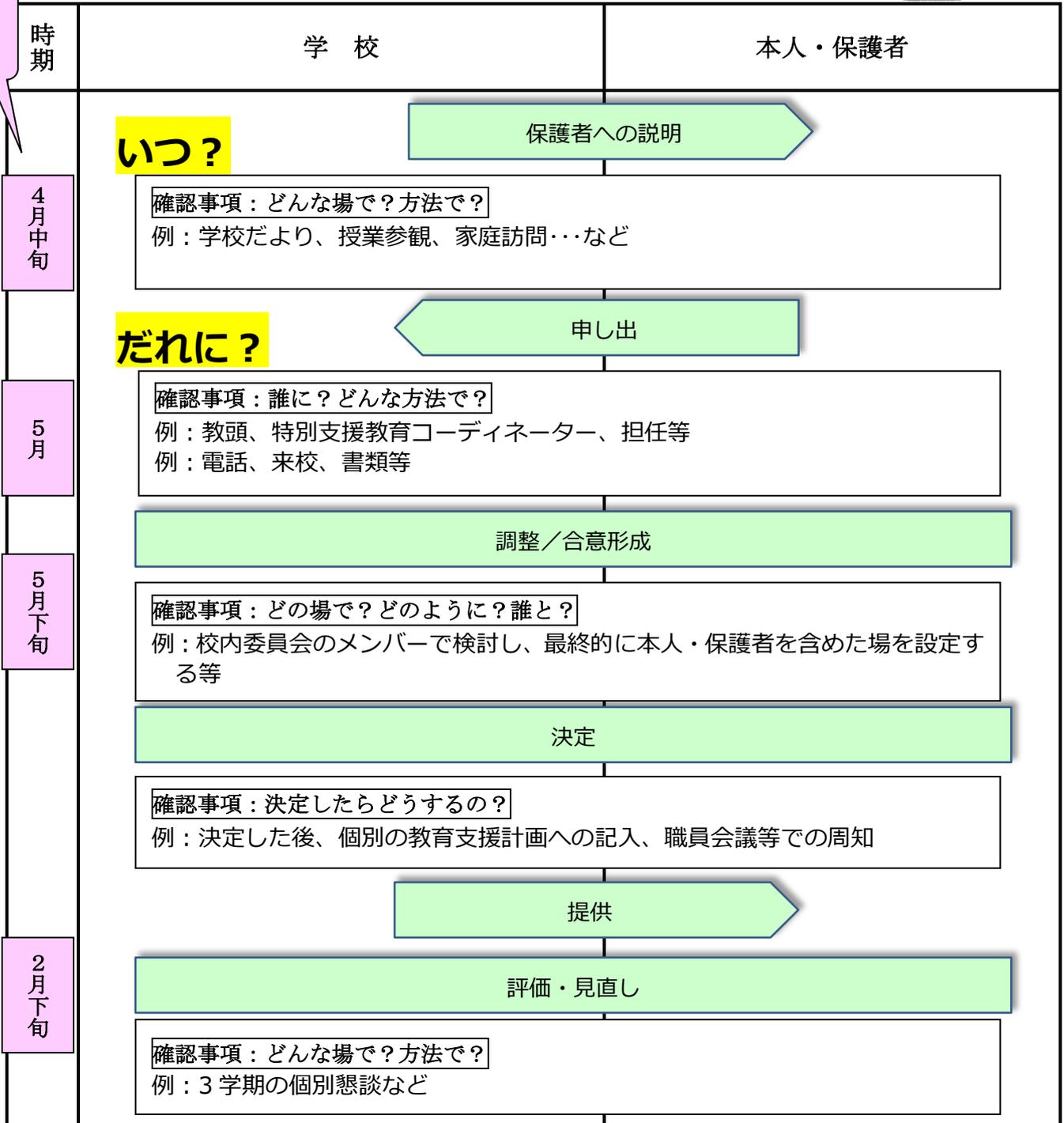


## 学校としての合理的配慮の提供まで

このシートは、学校で話し合い、大まかな流れを確認し、☆『学校としての合理的配慮の提供まで』に記入することで、4月の会議等で、自校の「合理的配慮の提供」までの共通理解の資料として使用できます。忙しいからこそ、使えるものを活用して推進を図りましょう！



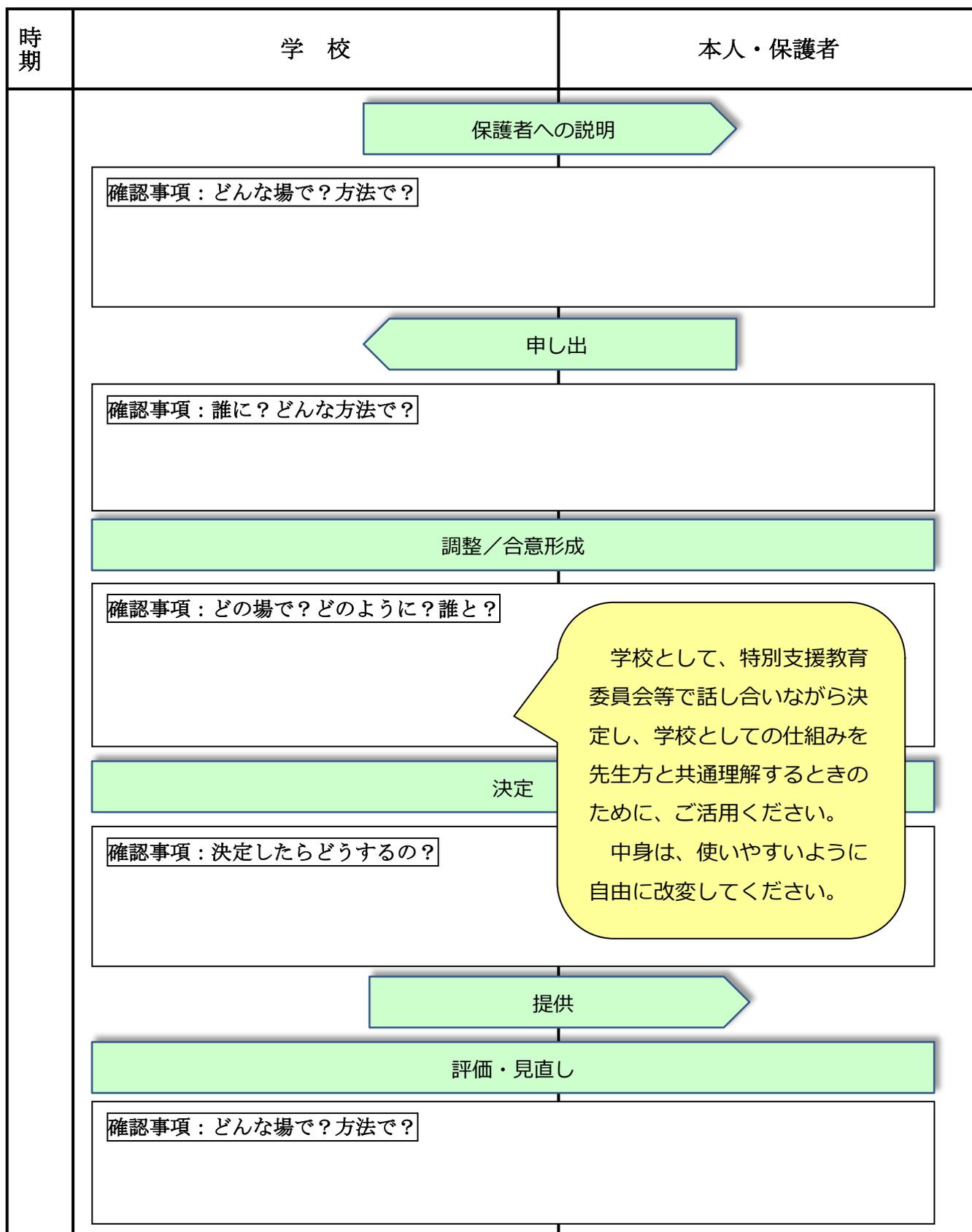
例えば！



「あの人がいたからできた。」ではなく、「学校として提供できる仕組みづくり」が大切です！



## 学校としての合理的配慮の提供まで～共通理解シート～



記入したら、そのまま職員会議等で共通理解の資料として活用できますね。忙しい時こそ、シンプルに！



## ☆ 3 観点 11 項目って何？



これまで各学校で行ってきた配慮と、合理的配慮はどのように違うの？

これまでやってきたことを、本人及び保護者、学校で、次の3観点11項目の合理的配慮の観点で整理、捉え直すことが大切だと言われています。



### 「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法

#### <（1）—1 教育内容>

- （1）—1—1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- （1）—1—2 学習内容の変更・調整

#### 【具体的にどんなこと？】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると十分に学習等を受けることができるのか考えたり、学習内容について考えたりすることです。

LDのある児童生徒の例では、読み書きや計算等に関して、別の方法で代替えるなどの検討が考えられます。また、「読む」「書く」等の特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整などが考えられます。



#### <（1）—2 教育方法>

- （1）—2—1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- （1）—2—2 学習機会や体験の確保
- （1）—2—3 心理面・健康面の配慮



#### 【具体的にどんなこと？】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると、情報が伝わりやすいのか、教材が扱いやすいのかなどを考えていきます。また、障がい特性から、学習機会をどう設定するのか、心理面等に対して、どのような配慮が必要かを考えます。

自閉症のある児童生徒の例では、視覚を活用した情報提供、手先の不器用さなどに対して、教材の補助具の活用も考えられます。学習機会に関しては、行動の意味を理解するために体験的な活動を設定することも検討されます。心理面では、子どもの状態に応じた指導を行いながら、情緒不安や自尊感情低下等への対応も検討されます。



## 「合理的配慮」の観点（2）支援体制

- (2) — 1 専門性のある指導体制の整備
- (2) — 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2) — 3 災害時等の支援体制の整備

### 【具体的にどんなこと？】

障がいの困難さに対して、どういった指導体制が必要か、周囲への理解啓発はどうしたらよいか、災害時の支援体制の整備について確認をすることになります。

ADHDのある児童生徒の例では、特別支援学校や発達障害者支援センターなどの外部専門家からの助言や特別支援教育コーディネーターとの連携、通級による指導等の学校内の資源の有効活用の検討が考えられます。また、不適切と受け止められやすい行動への周囲への説明や危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について検討したりします。さらに、災害時に、指示の途中で動いたりする、落ち着きを失ったりする傾向を踏まえた支援体制等を検討することが考えられます。



## 「合理的配慮」の観点（3）施設・設備

- (3) — 1 校内環境のバリアフリー化
- (3) — 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3) — 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

### 【具体的にどんなこと？】

障がいの困難さに対して、どういった環境への配慮が必要かを検討することになります。

知的障がいのある児童生徒の例では、自主的な移動ができるように、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境の検討も考えられます。また、危険を予知できないことによる高所からの落下やけが等がないように安全性への配慮が必要になってきます。さらに、災害時においても、行動の仕方が分かるような簡潔な導線、分かりやすい設備の配置などの検討が考えられます。



本人及び保護者と話し合いながら確認、検討していくと、あらゆる場面での対応について考えることができます。話し合いで使うシートに関しては☆『3観点 11項目 懇談用紙』にありますので、ご活用ください。

**教育で提供された「合理的配慮」は、**

**本人が社会、地域で生きていくための、必要な配慮にもつながっていきます。**

だからこそ、「個別の教育支援計画」への明記が大切になります。

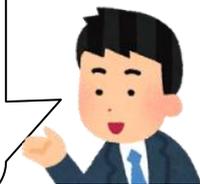


☆ 「合理的配慮」：3観点11項目で整理するために



これまでの配慮を「3観点11項目」で捉え直すと言っているけど、話し合いで、どうやって捉え直せばいいの？

本人や保護者と合理的配慮の「3観点11項目」をどう意識して、話し合っていくかが大切です。  
 ただ、全てを頭に入れるのは、大変ですよ。  
 当センターでは、それがすぐにできる懇談メモを作成し、話し合いの道筋が見えるようにしました！



☆3観点11項目 懇談メモ (縦版)

氏名	
学校	
学年	
相談内容	
方法	
実施	

3観点11項目での話し合いができる！

☆3観点11項目 懇談メモ (横版)

1	この、相談が話しやすいのか、正確に理解できるのか、学習指導をどう指示するのかなど、事前に確認しておく。
2	本人の学習上・生活上の困難さ、必要な配慮(器具、教材、環境)を把握し、必要に応じて、必要な配慮を提案する。
3	本人の学習上・生活上の困難さ、必要な配慮(器具、教材、環境)を把握し、必要に応じて、必要な配慮を提案する。

横版の方は、3観点11項目のまま、簡単な説明がついています。

縦版の方は、親しみやすい言葉で3観点11項目について、整理しています。

使いやすい方をどうぞ！

合理的配慮の提供に当たって

学校 生徒名

本人・保護者の申し出

本人の困難さ・必要の配慮事項

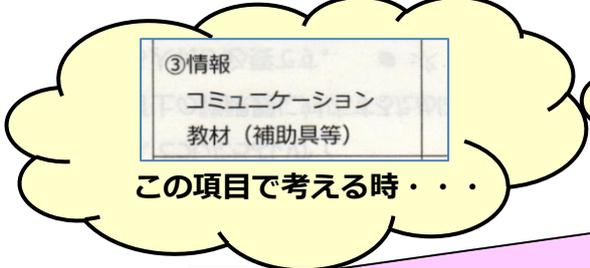
方法		
支援体制	本人の学習上・生活上の困難さ	必要な配慮(器具、教材、環境、時間、場所、方法、その他)
実施日時	本人の学習上・生活上の困難さ	必要な配慮(器具、教材、環境、時間、場所、方法、その他)

作成 年 月 日 上記の内容で実施を行うこととなります。  
 実施者 氏名  
 〇〇〇〇

合意形成を記録に残す！

書面上で、「合意形成」まで確認できる資料です。他の外部機関とも連携しやすい！

【話し合いを進める時のやりとりの例】



〇〇君、本人にとって分かりやすい情報の伝わり方について  
 例・〇〇だと思うんですけど、どうですか？(提案型)  
 ・〇〇病院の先生からのアドバイス等はありませんか？(連携型)  
 ・ご家庭で、本人に分かりやすく伝えている方法、本人が「このやり方がいい」と言っている方法はありますか？(家庭引き出し型)

全てを「どうしたらいいですか？」と本人や保護者に聞くわけではありません。  
 一緒に考える建設的な(前向きな)対話の姿勢が大切です！

## ☆ 3 観点 11 項目 懇談メモ (記入例)

◎予想される困難さ

→どうしたら本人が最大限に力を発揮できるか、参加や活動が充実できるか  
(配慮、支援、内容の変更調整等)

診断名等 ○○○○

<b>教育内容</b>	①学習や生活	例：◎書きに対しての困難さがある。 →板書や書き取りの量を軽減し、学習内容については、口頭で確認していく。
	②学習内容 (変更・調整)	例：◎板書をノートに写せない。 →板書については、写真を撮って、ノートにはり、確認できるようにする。
	③情報 コミュニケーション 教材 (補助具等)	例：◎指示や説明が長いと理解しにくい。 →指示は短く、本人の申し出があれば、繰り返し伝える。視覚的な情報保障があると、一人で確認し、取り組める。
	<b>方法</b> ④学習機会や体験の視点 から	例：*特にない。
	⑤心理面・健康面	例：◎集団活動が苦手で、不安定になりやすい。 →不安定な時には、休憩する場所を確保すると、気持ちが安定する。
<b>支援 体制</b>	⑥専門性のある 指導体制	例：◎相談できる体制が欲しい。 →担任の他、特別支援教育コーディネーター、SC 等とも連携し、相談できる体制を確保する。
	⑦友だち、教員 周囲の理解	例：◎友達に、書くことへの配慮を受けていることを理解して欲しい。 →学級全体で、多様性を認め合う学級経営を意識し、理解を促していく。
	⑧災害時等の 支援体制	例：特にない。
<b>施設 設備</b>	⑨校内環境 バリアフリー	例：◎様々な移動教室を覚えられないことがある。 →自主的な移動ができるために、導線や目的の場所が分かるように視覚的に理解できる環境を整える。
	⑩特性等に応じた教室・設 備環境	例：特にない。
	⑪災害時等への対応に必 要な施設等への配慮	例：特にない。

ここでの書き方はあくまでも例です。

3 観点 11 項目を押さえながら、自由に☆『3 観点 11 項目懇談メモ』  
を使っていただければと思います。

話し合った後、どれを特に優先事項とするのか、再確認し、本人・  
保護者と合意形成を図る必要があります。



## ☆ 3 観点 11 項目 懇談メモ（横版）

<b>1</b> 教育内容・方法	< (1) - 1 教育内容 > * ① どのような配慮があると十分に学習等を受けることができるのか考えたり、② 学習内容について考えたりし、検討する。 ① (1) - 1 - 1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮      ② (1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整		
	< (1) - 2 教育方法 > * どのような配慮があると、③ 情報が伝わりやすいのか、教材が扱いやすいのか、④ 障がい特性から、学習機会をどう設定するのか、⑤ 心理面等に対して、どのような配慮が必要かを考え、検討する。 ③ (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮      ④ (1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保      ⑤ (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮		
<b>2</b> 支援体制	* ⑥ どのような指導体制が必要か、⑦ 周囲への理解はどうしたらよいか、⑧ 災害時等における支援体制を検討する。 ⑥ (2) - 1 専門性のある指導体制の整備      ⑦ (2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮      ⑧ (2) - 3 災害時等の支援体制の整備		
	* ⑨⑩⑪ どのような環境への配慮が必要かを検討する。 ⑨ (3) - 1 校内環境のバリアフリー化      ⑩ (3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮      ⑪ (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		
<b>3</b> 施設・設備	* ⑨⑩⑪ どのような環境への配慮が必要かを検討する。 ⑨ (3) - 1 校内環境のバリアフリー化      ⑩ (3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮      ⑪ (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		
	* ⑨⑩⑪ どのような環境への配慮が必要かを検討する。 ⑨ (3) - 1 校内環境のバリアフリー化      ⑩ (3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮      ⑪ (3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		

参考：「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」文部科学省（H25. 10）

最後に、特に優先される事項を確認し、明日からの取り組みを共有しましょう。

## ☆ 3 観点 11 項目 懇談メモ（縦版）

◎予想される困難さ

→どうしたら本人が最大限に力を発揮できるか、参加や活動が充実できるか（配慮、支援、内容の変更調整等）

診断名等

<b>教育内容</b>  ●  <b>方法</b>	①学習や生活	
	②学習内容 (変更・調整)	
	③情報 コミュニケーション 教材（補助具等）	
	④学習機会や体験の視点 から	
	⑤心理面・健康面	
<b>支援 体制</b>	⑥専門性のある 指導体制	
	⑦友だち、教員 周囲の理解	
	⑧災害時等の 支援体制	
<b>施設 設備</b>	⑨校内環境 バリアフリー	
	⑩特性等に応じた教室・ 設備環境	
	⑪災害時等への対応に必 要な施設等への配慮	

参考：「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」文部科学省（H25. 10）

## 合理的配慮の提供 確認シート（例）

学校 児童生徒名

本人・保護者の申し出

このような様式を作成（活用）しているところもあります。あくまでも、例ですので、各学校で検討していただければと思います。

この用紙を個別の教育支援計画のファイルに綴じすることで、しっかりと引き継がれていくのではないのでしょうか。

記入日 （ 年 月 日）

本人の障がい名・障がいの状態等

	本人の学習上・生活上の困難さ	学習・生活上の支援内容及び 必要な変更調整
教育内容 ・ 方法	本人の学習上・生活上の困難さ	学習・生活上の支援内容及び 必要な変更調整
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     合意形成した内容を記入します。                 </div>
支援体制	本人の学習上・生活上の困難さ	必要な連携（校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW、医療機関他）
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     合意形成した内容を記入します。                 </div>
施設 設備	本人の学習上・生活上の困難さ	必要な環境設定（学校、教室等）
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     児童生徒の実態によっては、「特にない」場合もあります。その場合は、記入しないで空欄の時もあります。                 </div>

以上の内容を確認しました。

なお、本人の障がいによる学習上又は生活上の困難さの状況に応じて、柔軟に見直しの機会を設けていきます。

平成 年 月 日

この欄が必要かどうかも含めて校内で検討しましょう！

保護者名 \_\_\_\_\_

学校長名 \_\_\_\_\_

次回 見直し検討予定日（ 年 月 日）

## (1) 個別の教育支援計画とは ～なぜ、作成・活用するのか～

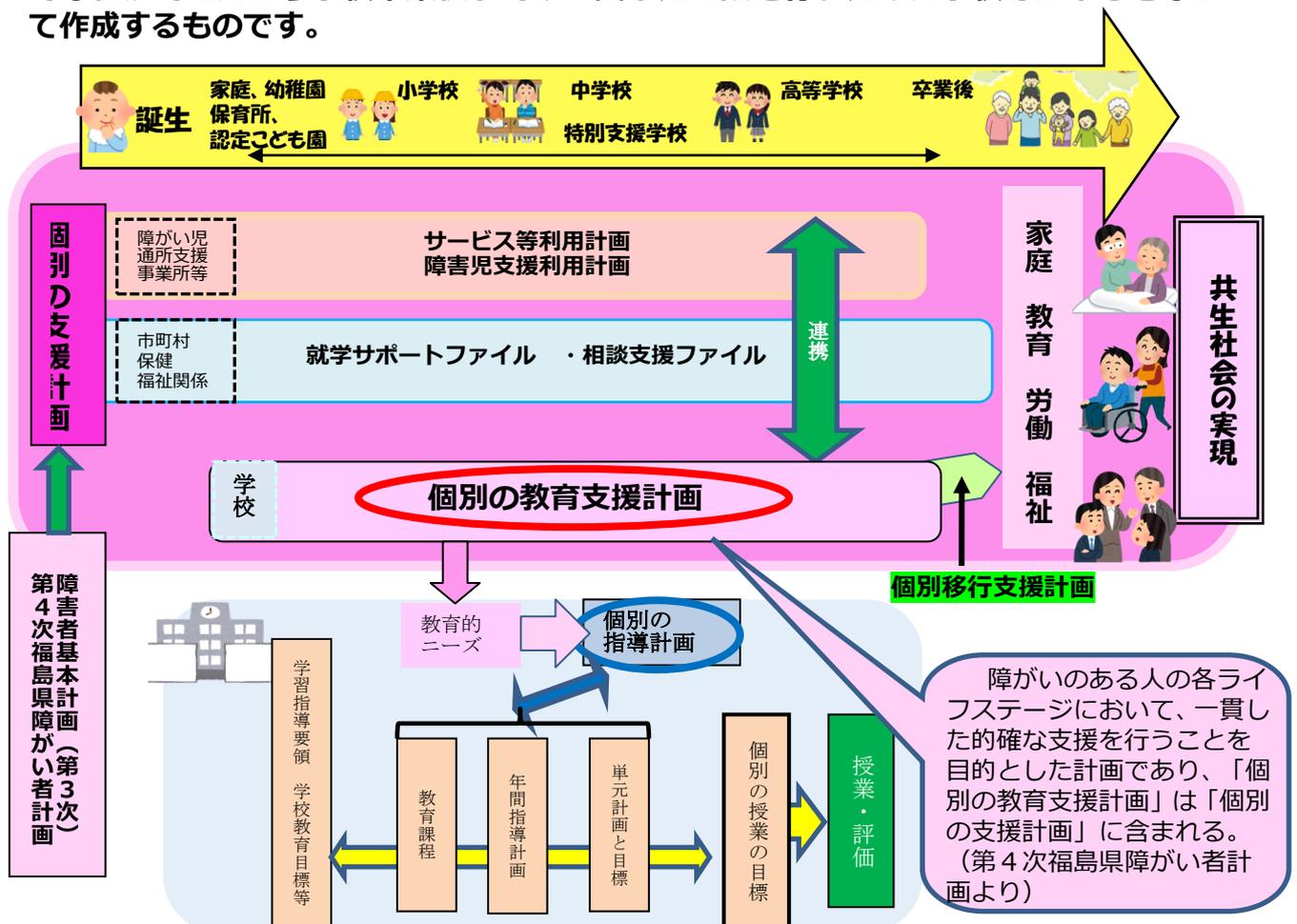
### (a) 「個別の教育支援計画」とは

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

個別の教育支援計画は、障がいのある子ども一人一人のニーズを的確に把握し、長期的な視点で幼児から学校卒業後までの一貫した支援を行うために学校等が中心となって作成するものです。



図が示すように、障がいのある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整えるために、障害者基本計画から始まっている計画の一部です。



(b) 「個別の教育支援計画」を作成する対象は？

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編によれば、次のように整理できます。

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、これまでの実績等も踏まえ、全員について作成すること
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）などの指導に当たっては、二つの計画<sup>\*1</sup>の作成、活用に努めること

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

発達障害者支援法<sup>\*2</sup>においても、発達障がいのある児童生徒について、切れ目のない支援のために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進しています。



(c) 作成時のポイントは？

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

障害のある児童（生徒）などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

【具体的には】

- ① 障害のある児童（生徒）などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために
- ② 本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、
- ③ 在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

\* 丸数字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

障がいのある児童生徒などは、何かしらの学習上又は生活上の困難さにより、力を発揮できなかったり、学校生活に不安があったりすることがあります。

**「担任によって 突然 変わってしまう支援」では、子ども・保護者が困ります。**

**「どんな支援があったか分からない状態」で引き継ぐと、教師が困ります。**

だからこそ、「切れ目のない支援」を続けていく、「生涯にわたる継続的な支援体制」が必要になってきます。その時のツールとして「個別の教育支援計画」があります。



\* 1：個別の教育支援計画と個別の指導計画のこと

\* 2：第I章1 ☆⑥『発達障害者支援法から考える“切れ目のない支援”』で要点をまとめていますので、詳しくはそちらをご覧ください。

## (2) 個別の教育支援計画の活用 ～いつ活用するのか？どうやって活用するのか？～



「個別の教育支援計画を活用していますか？」とよく言われますが、どこまでやったら、「活用した」と言っているの？

### (a) 「個別の教育支援計画」の活用にあたって

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

**個別の教育支援計画の活用にあたっては**、例えば、

- ① 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、
- ② 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、
- ③ 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。

その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、**保護者の同意を事前に得るなど**<sup>\*1</sup>個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要である。

\* 丸数字及び下線、太字は、本資料作成にあたって福島県特別支援教育センターにおいて追記

### (b) 活用に関する具体例

実際に活用している例をいくつか挙げてみます。



#### 学校

#### 【活用例】

- 就学前や就学時に
  - 進学先への引き継ぎで
  - 4月の校内委員会等で
  - 校内委員会で、支援が必要な児童生徒を把握し、継続的な支援につなげる時に
  - 具体的な支援について  
…学習面で（授業中、テスト等）、生活面で、支援体制面で
  - 定期的な支援内容の評価（毎学期、前期・後期、年1回等）と改善に際して
  - 関係機関との連携で
  - 年度末の教師間での引き継ぎで
  - （授業参観時に）保護者との個別懇談で
  - 本人・保護者との支援内容の設定と確認に際して
- 等

活用場面は様々ですが、支援の目的や教育的支援内容など、切れ目のない支援に生かしていきましょう。

\* 1：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、H25）では、「早期からの一貫した支援のためには、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められる」としている。

### 本人・保護者

「個別の教育支援計画」を保護者も持っておくことで（原本又はコピー等）、関係機関の利用等で活用でき、本人への切れ目のない支援が実現できます。

#### 【活用するメリット】

- 本人や保護者が自分自身の考えを整理できる。
- 学校や関係機関に対して必要な支援を伝えやすくなる。
- 学校や関係機関と確認することで、話し合いが進めやすくなる。
- 学校や関係機関で引き継がれることで、切れ目のない支援を受けることができる。
- 合理的配慮の申し出の資料にできる。
- 入試（中学校、高等学校、大学等）の際の配慮申請等の資料にできる。

#### 【活用例】

- 就学、進級・進学時の相談等で
- 福祉サービス利用の際に
- 学校や関係機関と必要な支援について話し合う際に
- 出願の際、配慮申請の資料として



### 関係機関

#### 【活用するメリット】

- 本人・保護者の願い、目標等を確認できる。
- 学校や関係機関が行っている支援等を確認できる。
- 願いや目標に応じた、よりよい支援内容を検討できる。
- 本人・保護者、学校、関係機関と共通理解を図ることができる。



#### 【活用例】

- 本人・保護者、学校、関係機関と必要な支援について話し合う際の資料に
- 関係機関への引き継ぎの資料に（本人・保護者の了解を得た上で）
- 本人・保護者の願い、目標等の確認やよりよい支援の検討に

支援の目的や教育的支援の内容の設定・伝達・実施とともに  
就学前から就学時、そして進学先に引き継ぐ  
これが活用です！

## ☆個別の教育支援計画の作成と活用手順（例）

～いつ、何を、誰が～



個別の教育支援計画を作成して、支援内容の引き継ぎに活用したいのですが、どうやって作成し、活用していけばいいですか？

様々な学校で取り組んでいますが、一つの例を紹介します。



いつ	何を	誰が/誰と	内容（例）
4月 ～5月	本人・保護者の 思いや願いの 聞き取り	本人・保護者	教育相談もしくはアンケートを使って、本人や保護者の思い等の聞き取りをする。 *参考：☆③『個別の教育支援計画の作成のためのアンケート（例）』を掲載しました。
	関係機関の支援 内容等の情報収集	学校・担任・ 関係機関	関係する機関がある場合は、行われている支援内容等の情報を収集するなどし、支援目標や関係機関と学校の役割を検討していきます。
5月 ～6月	支援目標・支援内容 （合理的配慮等） の話し合い	本人・保護者、 担任、管理職、 特C <sup>o</sup> * <sup>1</sup> 等、 関係する職員	ケース会議等を開き、本人・保護者の思い等を基に、支援目標や支援内容を決めたり、個別に必要な合理的配慮を話し合ったりしていきます。 *場合によっては、センター的機能* <sup>2</sup> を活用し、支援内容について助言を受けることもできます。
6月 ～7月	支援目標・支援内容 （合理的配慮等） の記載	学校・担任	話し合った内容について、組織的に、継続的に支援ができるように個別の教育支援計画に記載していきます。記載した内容は、後日、本人・保護者に確認をしてもらいます。 *参考：☆②『個別の教育支援計画（例）』を掲載しました。
6月 ～2月	<b>実施</b>		○学校として、個別の教育支援計画をもとに支援内容を全職員で共通理解をする。 *実際の支援（授業中、テスト、生活、SCとの連携等）で活用する。 *障がいによる困難さの改善が見られたり、再度、本人及び保護者の申し出があったりした場合には、柔軟に見直し、検討をする。 *受験等で配慮申請を行う場合は、本人・保護者の了解を得た上で、実施してきた支援等に関する文書として提出する。
3月	評価・見直し ・引き継ぎ	本人・保護者、 担任、管理職、 特C <sup>o</sup> * <sup>1</sup> 等、関 係する職員	実施してきた支援内容について、進級（進学）時に、本人の障がい等の状態から総合的に判断し、今後も継続して必要な支援かどうかを検討していく。 学校として行ってきた合理的配慮の情報を引き継ぎ、切れ目のない支援が提供できるようにする。

\*あくまでも例です。必要に応じて時期や内容について柔軟に取り組むことが大切です。

\* 1：特別支援教育コーディネーターのこと。

\* 2：特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に応じて必要な助言や援助を行うこと。文部科学省では、センター的機能として「各学校の教職員への支援機能」「特別支援教育に関する相談・情報提供機能」等の例を示しています。

## ☆個別の教育支援計画（例）

～活用するための作成へ～



個別の教育支援計画を支援内容等の引き継ぎで活用したいのですが、どうも形式的で活用しにくいです。

「活用するために作成したい！」という思いは、大切ですね。  
各学校で、実施している様式等で十分であれば、それを使うことをお勧めします。

ここでは、「活用しにくい」「形式化して、使いにくい」等、検討をしたいけれど、多忙な中で時間がないという時のために、個別の教育支援計画（例）を2パターン提案します。各学校の様式の参考になればと思います。



### 個別の教育支援計画（例） 2パターン

A

学年1枚型

- これまでの福島県養護教育センターが示していた計画（例）の改良型。
- 学年毎に計画用紙に記入し、作成するタイプ。本人の障がいの状態、本人の思いなどを記述しながら、整理していく形。

B

継続・変更記入型

- 何度も書かない！ 一目で分かる情報継続型（小6年間や中・高各3年間）。変更がある場合は追記していく計画（例）。
- 本人の困難さを学習指導要領の10の視点\*<sup>1</sup>で押さえ（√式）、その他アンケート等と連動させるなど、重複記述を避け、素早く情報を整理、把握していく形。

学校等に合わせて、自由に修正、訂正してご活用ください。

あくまでもこの個別の教育支援計画は（例）です。ワード版から、学校独自に修正したり、AとBの利点を合わせて作成したりしてください。

**大切なのは、「支援内容の決定、確認、実施、継続」です。**

個別の教育支援計画は、一冊にまとめ、いつでも確認したり、情報共有したりできるようにファイル化することをお勧めします。その際、個人情報の適切な取り扱いに十分留意しましょう。



\* 1：小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。

## 「個別の教育支援計画」作成のためのアンケート 児童生徒用（例）

\*（ ）さんが安心して過ごせるために、（ ）さんのことを教えてください。

書くことが難しい場合は、担任の先生やお家の人などに話して書いてもらいましょう。また、「分からない」時には、「分からない」と答えても構いません。

あくまでも記載例です。学校の現状、対象学年等に合わせて記述内容を変更してください。

氏名 \_\_\_\_\_（ 月 日）

好きなこと・興味のあること・得意なこと	苦手なこと・嫌いなこと
将来なりたい職業・やりたいこと、進学について	
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">                     自由に加筆、削除、訂正により、実施の際の参考にしてください。                      *ワード版があります。                 </div>	
今できるようになりたいこと	卒業までできるようになりたいこと
<div style="background-color: #ffff00; padding: 5px;">                     この記載内容によっては、個別に必要な合理的配慮の提供を検討する際の本人の申し出の部分になります。                 </div>	
こんな配慮があると生活しやすい、勉強しやすいなど (授業中、テスト、生活環境等)	
家庭や地域での生活で、心配なこと、不安なこと、やりたいこと	

話し合いながら、実現できるように一緒に考えていきましょう。

(学校名等)

☆第三章 3 ☆①『個別の教育支援計画の作成と活用手順（例）』で活用の時期を提案しています。教育相談等で直接聞く方法もあるかと思います。あくまでも、本人の思いや願いを聞き取る、引き出すツールの提案ですので、学校等で必要に応じて活用してみてください。

## 「個別の教育支援計画」作成のためのアンケート 保護者用（例）

\*（ ）さんが安心して過ごせるために、保護者の方の意向や将来の希望などの考えを教えてください。

氏名 \_\_\_\_\_（ 月 日）

あくまでも記載例です。学校の現状、対象学年等に合わせて記述内容を変更してください。

お子さんの興味関心・長所・得意なこと等を教えてください。

お子さんが抱えている学習上・生活上の困難さについて、どう捉えていますか？  
感じたことを自由に書いてください。

**自由に加筆、削除、訂正により、実施の際の参考にしてください。  
\*ワード版があります。**

将来の希望する姿（5年後、10年後等）

今できるようになってほしいこと

卒業までにできるようになってほしいこと

こんな配慮があると本人は生活しやすい、勉強しやすいなど

ここの記載内容によっては、個別に必要な合理的配慮の提供を検討する際の保護者の申し出の部分になります。

家庭や地域での生活で、心配なこと、不安なこと（もしありましたら）

本人の思いを大切にして話し合いながら、実現できるように一緒に考えていきましょう。

（学校名等）

☆第三章3 ☆①『個別の教育支援計画の作成と活用手順（例）』で活用の時期を提案しています。教育相談等で直接聞く方法もあるかと思えます。あくまでも、本人の思いや願いを聞き取る、引き出すツールの提案ですので、学校等で必要に応じて活用してみてください。

## 「個別の教育支援計画」作成のためのアンケート（児童生徒用）例

\*（ ）さんが安心して過ごせるために、（ ）さんのことを教えてください。

書くことが難しい場合は、担任の先生やお家の人などに話して書いてもらいましょう。また、「分からない」時には、「分からない」と答えても構いません。

氏名 \_\_\_\_\_（ 月 日）

好きなこと・興味のあること・得意なこと	苦手なこと・嫌いなこと
将来なりたい職業・やりたいこと、進学について	
今できるようになりたいこと	卒業までできるようになりたいこと
こんな配慮があると生活しやすい、勉強しやすいなど (授業中、テスト、生活環境等)	

家庭や地域での生活で、心配なこと、不安なこと、やりたいこと

話し合いながら、実現できるように一緒に考えていきましょう。

(学校名等)

A

☆個別の教育支援計画（例） ～学年1枚型～

〇〇立〇〇小学校 個別の教育支援計画 （作成日：〇年〇月〇日）

氏名	学年	生年月日	作成者
障がい等の状態 学習上・生活上の困難さ			
障がい名・疾患名			
本人の思い （学校生活での希望、進 学先、将来について等）			
保護者の願い （本人の将来の姿等）			
本人の良さ・興味関心・ 遊び・強み等			

本人・保護者と確認し記入します。  
また、思いや願いを聞くアンケート等  
を活用して情報収集します。

収集した情報から、本人の今（抱  
えている困難さ等）と将来を考え、  
どのような支援が必要で、可能であ  
るか、支援目標を立てるまでの理由  
を記述。引き継ぎの際にプロセスが  
分かり伝わりやすくなります。

整理することで、どうい  
う方向に向かって支援す  
るのか、明確になります。

（支援目標設定の理由）

支援目標（◎支援○指導）

本人・保護者、関係機関と支援目標を設定していきます。  
①必要な支援 ②困難さを改善するための適切な指導  
を明確にすることで、一貫した支援、指導につながっていきます。

各連携機関の支援内容等			
機関名	支援内容	機関名	支援内容

支援目標に対して、各機関が取り組んでいる支援内容を記載します。

支援内容・方法（個別に必要とする合理的配慮等）	支援の評価
<p>【教育内容・方法】</p> <p>【支援体制】</p> <p>【施設設備（学</p>	

合理的配慮\*1の3観点11項目の3観点です。  
支援内容については、本人を取り巻く基礎的環境整備  
等が変化したり、本人の障がいによる困難さが指導を受  
けたことによって改善したりすることがあるので、必要  
に応じた柔軟な見直しが必要です。  
\*個別に必要とする支援内容ですので、たくさん書く（記述  
して埋める）必要はありません。

本人にとって、  
支援内容は適切  
だったかを評価  
します。

上記の内容を確認しました。

〇年〇月〇日 児童生徒名（ ）  
保護者名（ ）

個別に必要とされる合理的配慮を確実に実施し、引き継ぐためには、医療等  
との連携が不可欠です。本人にとって必要な合理的配慮について、医療等から  
の意見は、個別の教育支援計画の支援内容の設定の根拠となる資料になりま  
す。ファイルと一緒に綴じておくと便利です。



\* 1：合理的配慮に関しては、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」をご覧ください。  
福島県特別支援教育センター



☆(B)パターン 記入例

氏名	福島 太郎	作成開始日	平成 27 年 5 月 25 日
担任	1 年	2 年	3 年
	4 年 A 教諭	5 年 B 教諭	6 年 C 教諭
障がい名等	ADHD (コンサータ服用)		
諸検査等の記録	実施学年	検査日	結果等
	3 年	×月×日	WISCIV×× (〇〇病院)
	5 年		WISCIV×× (〇〇病院)
	年		

●本人及び保護者の意向や将来の希望、配慮等の申し出

\*アンケートによる。

●本人の抱えている学習上又は生活上の困難さ

①見えにくさ    ②聞こえにくさ    ③道具の操作の困難さ    ④移動上の制約  
⑤健康面や安全面での制約    ⑥発音のしにくさ    ⑦心理的な不安定  
⑧人間関係形成の困難さ    ⑨読み書きや計算等の困難さ  
⑩注意の集中を持続することの困難さ  
 (他) 記憶することの苦手さ    自由に表現していく困難さ  
 その他  
 ○一斉指示の時に、伝わりにくいことがある。個別に伝えれば、伝わる。注意の集中を持続することが難しいため、指示を聞き逃している可能性がある。

(支援目標設定の理由)

書字の困難さや不注意による失敗等の経験から、精神的な不安定につながり、その後の学習等が続けられないことが考えられる。本人は学習をもっと理解したい、高校に行きたいという思いがある。保護者は、心理的に安定して学習、進学、就職へと将来の願いがある。このようなことを踏まえ、学校、家庭、各連携機関等において、実際に以下のような支援が必要であると考えた。

支援目標 (◎支援 ○指導)

- ◎書きの困難さへの支援    ◎集中しやすい環境    ◎精神的に不安定になった時の支援  
 ○書字以外の記録できる技術を獲得    ○低学年程度の読み書き    ○イライラした場面での対応

●各連携機関の支援内容等の継続状況

機関名	学年 (いつから～いつまで)	各連携機関の支援内容等
〇〇クラブ (学童)	小1～	・宿題の見守り。 ・精神的に不安定になった時のリラックスができるスペースを設ける。
××病院	小3～	・薬の効果や服薬のきまりを伝える。 ・本人にとって必要な合理的配慮について相談。

～支援内容・方法（個別に必要とする合理的配慮等）～

教育内容 ・ 方法	支援開始 学年～	学習・生活上の支援内容 及び 必要な変更調整
	小4～ 小5～	<p>板書をノートに写す量を軽減する。  <b>一部変更</b>→本人への板書内容の量を調整し、授業後、デジタルカメラで撮影し、ファイル化して学習を保障する。</p>
	小4～  小4～	<p>・単元テスト等に関しては、別室で、口頭による代替え筆記によるテストを行う。</p> <p>・障がいから生じる困難さを改善、克服する指導として通級指導教室を利用する。詳しくは個別の指導計画へ。</p>
支援 体制	支援開始 学年～	必要な連携（校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW、医療機関他）
	小4～  小4～5 小6～	<p>・通級指導教室と連携した支援、指導。</p> <p>・定期的（月2回）にSCとの個別懇談を実施。  <b>変更</b>→本人から、SCとの相談をしなくても大丈夫とのこと。本人が必要な時のみSCに相談できるようにする。</p>
施設 設備	支援開始 学年～	必要な環境設定（学校、教室等）
	小4～5  小4～	<p>・精神的に不安定になった時のクールダウンスペースを確保する。  <b>終了</b>→通級指導によって、教室内でも感情をコントロールしながら、安定して学習に取り組めるようになり、クールダウンスペースが必要なくなった。</p> <p>・注意がそれやすいことから、座席位置、掲示物等に配慮する必要がある。</p>

以上の内容を確認しました。

●児童生徒・保護者確認欄

年月日	氏名	保護者名	年月日	氏名	保護者名
27.5	福島太郎	福島××			
28.4	いくしまたろう	福島××			
29.4	いくしまたろう	福島××			

なお、障がいによる学習上又は生活上の困難さの状況等の変化に応じて、年度途中でも柔軟に見直すことがあります。

## 個別の教育支援計画（例） （小学校）

<b>氏名</b>		<b>作成開始日</b>	
<b>担任</b>	1年	2年	3年
	4年	5年	6年
<b>障がい名等</b>			
<b>諸検査等の記録</b>	実施学年	検査日	結果等
	年		
	年		
	年		

● **本人及び保護者の意向や将来の希望、配慮等の申し出**

● **本人の抱えている学習上又は生活上の困難さ**

①見えにくさ   
 ②聞こえにくさ   
 ③道具の操作の困難さ   
 ④移動上の制約  
⑤健康面や安全面での制約   
 ⑥発音のしにくさ   
 ⑦心理的な不安定  
⑧人間関係形成の困難さ   
 ⑨読み書きや計算等の困難さ  
⑩注意の集中を持続することの困難さ  
 (他) 記憶することの苦手さ   
 自由に表現していく困難さ  
 その他

**（支援目標設定の理由）**

**支援目標（◎支援 ○指導）**

● **各連携機関の支援内容等の継続状況**

機関名	学年 (いつから～いつまで)	各連携機関の支援内容等

～支援内容・方法（個別に必要とする合理的配慮等）～

教育内容 ・ 方法	支援開始 学年～	学習・生活上の支援内容 及び 必要な変更調整
支援 体制	支援開始 学年～	必要な連携（校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW、医療機関他）
施設 設備	支援開始 学年～	必要な環境設定（学校、教室等）

以上の内容を確認しました。

●児童・保護者確認欄

年月日	氏名	保護者名	年月日	氏名	保護者名

なお、障がいによる学習上又は生活上の困難さの状況等の変化に応じて、年度途中でも柔軟に見直すことがあります。

個別の教育支援計画（例）  
（中学校・高等学校）

氏名		作成開始日	
担任	中1年	中2年	中3年
	高1年	高2年	高3年
障がい名等			
諸検査等の記録	実施学年	検査日	結果等
	年		
	年		
	年		

● 本人及び保護者の意向や将来の希望、配慮等の申し出

● 本人の抱えている学習上又は生活上の困難さ

①見えにくさ    ②聞こえにくさ    ③道具の操作の困難さ    ④移動上の制約  
⑤健康面や安全面での制約    ⑥発音のしにくさ    ⑦心理的な不安定  
⑧人間関係形成の困難さ    ⑨読み書きや計算等の困難さ  
⑩注意の集中を持続することの困難さ  
 (他) 記憶することの苦手さ    自由に表現していく困難さ  
 その他

（支援目標設定の理由）

支援目標（◎支援    ○指導）

● 各連携機関の支援内容等の継続状況

機関名	学年 (いつから～いつまで)	各連携機関の支援内容等

～支援内容・方法（個別に必要とする合理的配慮等）～

教育内容 ・ 方法	支援開始 学年～	学習・生活上の支援内容 及び 必要な変更調整
支援 体制	支援開始 学年～	必要な連携（校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW、医療機関他）
施設 設備	支援開始 学年～	必要な環境設定（学校、教室等）

以上の内容を確認しました。

●生徒・保護者確認欄

年月日	氏名	保護者名	年月日	氏名	保護者名

なお、障がいによる学習上又は生活上の困難さの状況等の変化に応じて、年度途中でも柔軟に見直すことがあります。

**B** ☆個別の教育支援計画（例） ～継続・変更記入型～

氏名					
担任	1年	2年	3年		
	4年	5年	6年		
障がい名等					
諸検査等の記録	実施学年	検査日	結果等		
	年				
	年				

学年ごとに、情報として変わらないことがあります。継続的な支援について、一目で見ることができます。

●本人及び保護者の意向や将来の希望、配慮等の申し出

本人や保護者に聞き取って記述します。アンケート等で把握した場合は、「アンケートによる」などの記述をして、**何度も転記しない!**というのも工夫の一つです。

●本人の抱えている学習上又は生活上の困難さ

- ①見えにくさ    ②聞こえにくさ    ③道具の操作の困難さ    ④移動上の制約
- ⑤健康面や安全面での制約    ⑥発音のしにくさ    ⑦心理的な不安定
- ⑧人間関係形成の困難さ    ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することの困難さ
- (他) 記憶することの苦手さ    自由に表現していく困難
- その他

収集した情報から、本人の今（抱えている困難さ等）と将来を考え、どのような支援が必要で、可能であるか、支援目標を立てるまでの理由を記述する。引き継ぎの際にプロセスが分かり伝わりやすくなります。

小・中学校学習指導要領解説（各教科等）上に記載<sup>\*1</sup>している障がい等による学習上の困難さを基にしており、本人が抱えている困難さの状態を考える視点として活用します。チェック式なので、見やすく、文章よりも本人が抱えている困難さを素早く情報共有できます。

**（支援目標設定の理由）**

**支援目標（支援・指導）**

本人・保護者、関係機関と支援目標を設定していきます。  
 ①**必要な支援**      ②**困難さを改善するために適切な指導**  
 を明確にすることで、一貫した支援、指導につながっていきます。

●各連携機関の支援内容等の継続状況

機関名	学年 (いつから～いつまで)	各連携機関の支援内容等
支援目標に対して、各機関が取り組んでいる支援内容を記載します。		

学年を超えて継続的に使っていくことから、必要に応じて加除修正をしていきます。<sup>\*</sup>加除修正では、見え消し（例：見え消し）や朱書き等、変更が分かるようにすると便利です。



\* 1：小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さを基にしています。 福島県特別支援教育センター

～支援内容・方法（個別に必要とする合理的配慮等）～

教育内容 ・ 方法	支援開始 学年～	学習・生活上の支援内容 及び 必要な変更調整
		<p>合理的配慮*<sup>2</sup>の3観点11項目の3観点での項目です。 支援内容については、本人を取り巻く基礎的環境整備等が変化したり、本人の障がいによる困難さが指導を受けたことによって改善したりすることがあるので、<b>必要に応じた柔軟な見直しが必要です。</b> *個別に必要とする支援内容ですので、たくさん書く（記述して埋める）必要はありません。</p>
支援 体制	支援開始 学年～	必要な連携（校長、教頭、担任、養護教諭、SC、SSW、医療機関他）
施設 設備	支援開始 学年～	必要な環境設定（学校、教室等）
		<p>支援開始の学年が分かることで、支援内容の継続性を確保、見直し、改善が図られやすくなります。</p>

上記の内容を確認しました。

●児童生徒名・保護者確認欄

年月日	氏名	保護者名	年月日	氏名	保護者名

なお、本人の障がいによる学習上又は生活上の困難さの状況等の変化に応じて、年度途中でも柔軟に見直す場合もあります。

個別に必要とされる合理的配慮を確実に実施、引き継ぐためには、医療等との連携が不可欠です。本人にとって必要な合理的配慮について、医療等からの意見は、個別の教育支援計画の支援内容の設定の根拠となる資料になります。ファイルと一緒に綴じておくと便利です。



\* 2 : 合理的配慮に関しては、第Ⅲ章 2 「合理的配慮の提供にあたって」をご覧ください。

〇〇立〇〇学校 個別の教育支援計画 (作成日〇年〇月〇日)

氏名	学年	生年月日	作成者
障がい等の状態 学習上・生活上の困難さ			
障がい名・疾患名			
本人の思い (学校生活での希望、進学先、将来について等)			
保護者の願い (本人の将来の姿等)			
本人の良さ・興味関心・遊び・強み等			

<b>(支援目標設定の理由)</b>
<b>支援目標 (◎支援 ○指導)</b>

各連携機関の支援内容等			
機関名	支援内容	機関名	支援内容

支援内容・方法 (個別に必要とする合理的配慮等)	支援の評価
<b>【教育内容・方法】</b>  <b>【支援体制】</b>  <b>【施設設備 (学校、教室等)]</b>	

上記の内容を確認しました。

〇年〇月〇日 児童生徒名 \_\_\_\_\_  
保護者名 \_\_\_\_\_

## 「個別の教育支援計画」作成のためのアンケート 保護者用（例）

\*（ ）さんが安心して過ごせるために、保護者の方の意向や将来の希望などの考えを教えてください。

氏名 \_\_\_\_\_（ 月 日）

お子さんの興味関心・長所・得意なこと等を教えてください。	
お子さんが抱えている学習上・生活上の困難さについて、どう捉えていますか？ 感じたことを自由に書いてください。	
将来の希望する姿（10年後、5年後等）	
今できるようになってほしいこと	卒業までにできるようになってほしいこと
こんな配慮があると本人は生活しやすい、勉強しやすいなど	

家庭や地域での生活で、心配なこと、不安なこと（もしありましたら）

本人の思いを大切に話し合いながら、実現できるように一緒に考えていきましょう。

（学校名等）

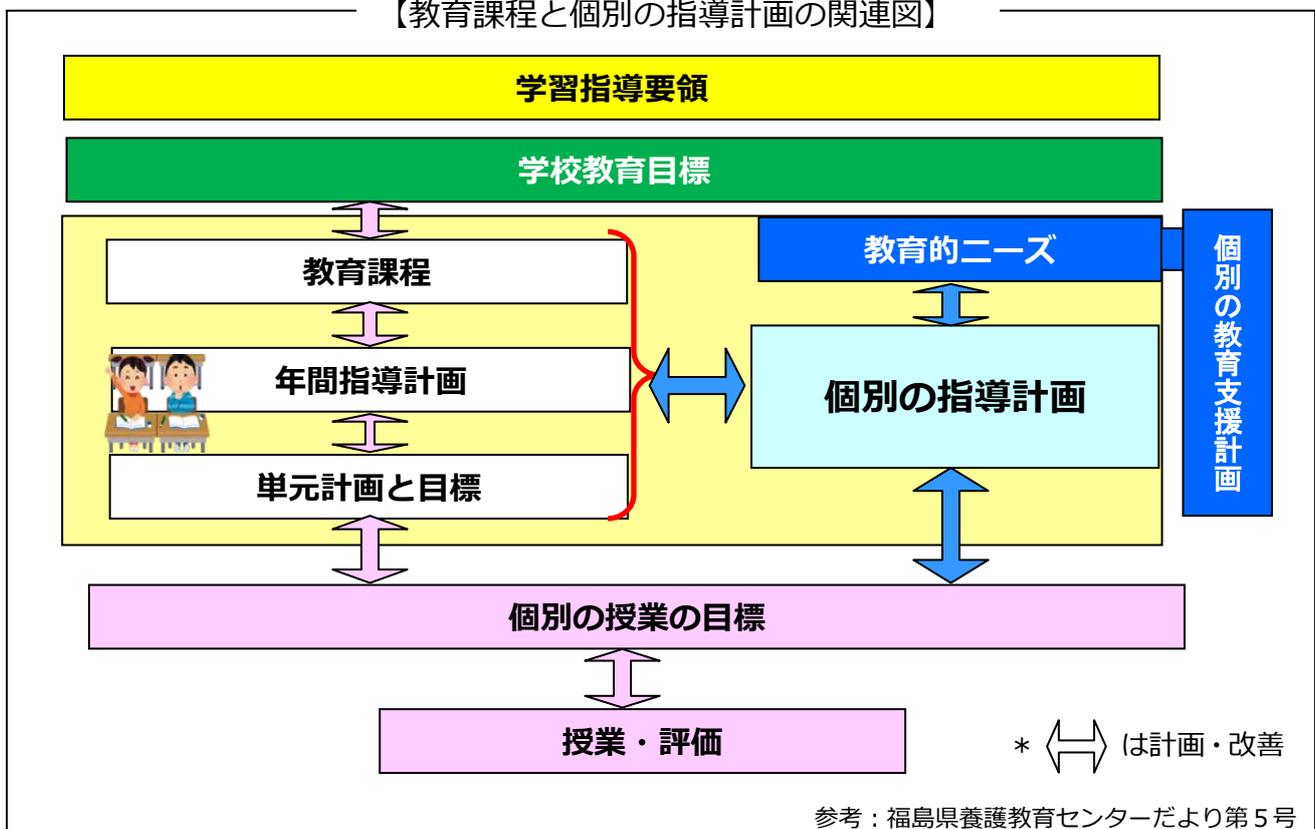
## （１）個別の指導計画とは ～なぜ、作成するのか、どう作成するのか～

### （a）「個別の指導計画」とは ～なぜ、作成するのか～

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。 \*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

【教育課程と個別の指導計画の関連図】



### （b）「個別の指導計画」を作成する対象は？

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編によれば、次のように整理できます。

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、これまでの実績等も踏まえ、全員について作成すること
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）などの指導に当たっては、二つの計画<sup>\*1</sup>の作成、活用に努めること

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

\* 1：個別の教育支援計画と個別の指導計画のこと



個別の指導計画について、どんな内容を書いたらいいのか、なんだかはっきりしないのですが。  
一つの形式だと、書きやすい子もいれば、書きにくい子もいて、活用しにくいです。どのように作成していいか悩みます。

(c) 学習指導要領における個別の指導計画の作成の記載内容について（一部）  
～どう作成するのか～

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編には、個別の指導計画について次のように記載されています（抜粋）。

【①自立活動の指導の効果が最もあがるようにするための計画作成】

（手順の一例）

- a 個々の児童（生徒）の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童（生徒）の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記。以下同様とする。

\* ☆計画例『☆(A)パターン』で示しています。

【②各教科等の指導に当たって、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標や指導内容を設定するための計画作成】

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

\* 計画例『☆(B)パターン』で示しています。

【③教科等の指導における配慮を記載するための計画作成】

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において「第3指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童（生徒）などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童（生徒）等の各教科の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

\* 計画例『☆(C)パターン』で示しています。

上記の記述から、**何の目的で作成し、活用する個別の指導計画か**、その目的に着目する必要があります。目的が異なるために、活用しにくいこともあったのではないかと思います。子どもたちのために、本人の学びを保障し、きめ細やかな指導で力を最大限に伸ばしていくために、個別の指導計画があります。

参考：個別の指導計画（例）について、『☆(A)パターン』『☆(B)パターン』『☆(C)パターン』を掲載しました。なお、通常の学級の先生方向けの『☆(D)パターン』が掲載してあります。



## （２）個別の指導計画の活用

～いつ、活用するのか？目的にあった計画の活用へ～



「個別の指導計画を活用していますか？」と言われてますが、作成はするけど、なんだか「活用」しにくいケースもあります。

### （a）「個別の指導計画」の活用にあたって ～目的に着目する！～

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

第三章4（1）で紹介したように、個別の指導計画といっても、それぞれの目的に応じたものが求められています。つまり、**指導の目的にあった個別の指導計画を選ぶことで、活用がしやすくなります。**

### 目的ごとの活用例

<b>① 自立活動の指導の充実</b> （☆Aパターン参照）	
<b>【活用場面】</b> ○自立活動の時間、教育活動全体 （授業準備、記録、評価等）	☆障がいによる困難さを改善・克服するために実態把握から課題設定までの過程が分かる。 ☆指導すべき課題を引き継ぎ、継続した指導が可能になる。
<b>② 各教科等の指導にあたっての指導目標や指導内容の充実</b> （☆Bパターン参照）	
<b>【活用場面】</b> ○下学年の教科等の指導 ○知的障がいの教科等の指導 （個々の指導目標、指導内容）	☆下学年等の各教科の指導での指導内容等が明確になる。 ☆知的障がいの教科の指導で、 <b>各段階に基づいて</b> 、個々の指導目標、指導内容が明確になる。 ☆学習の履歴が確保され、次の指導の手かかりとなる。
<b>③ 各教科等の指導における配慮の充実</b> （☆Cパターン参照）	
<b>【活用場面】</b> ○教科学習等の指導 （本人の困難さ等に対応した指導の意図や手立て、指導方法等）	☆通常の学級においても、児童生徒の各教科等で生じる困難さに応じて計画的・組織的に指導内容や指導方法の工夫ができる。 ☆教科担当制等でも、必要な配慮について共通理解を図ることができる。
<b>④ 生活全般における指導の充実</b> （小・中学校の通常の学級、高等学校）（☆Dパターン参照）	
<b>【活用場面】</b> ○学校生活全般 （生活習慣や人間関係、社会性等） * 自立活動の指導がない場合	☆基本的な生活習慣や対人関係等、学校生活全般において、本人に個別に必要な指導を計画し、実施することができる。 ☆自立活動の指導に取り組んでいる訳ではないことから、シンプルな形式で作成し、継続した指導を重視する。

**個別の指導計画は、一人一人の学習の履歴にもなります！**

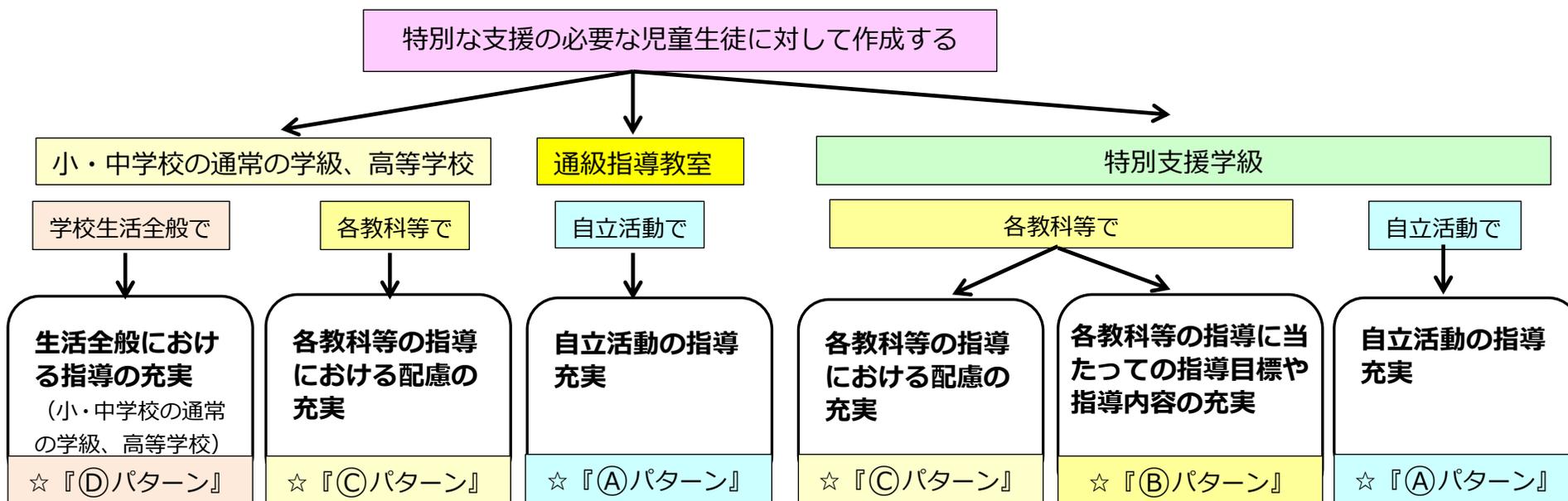
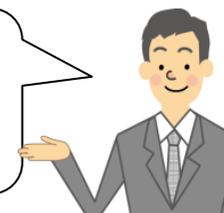
## ☆個別の指導計画（例）の作成・活用チャート ～たくさんあるけど、結局どれが活用しやすいの？～



今回、たくさんの個別の指導計画（例）が出されているけど、結局どれを使えばいいのか分かりません。

大切なのは、何の目的で活用する個別の指導計画なのか、ということになります。下のようにまとめましたので、参考にしてください。

\* 目的に応じた指導計画の説明として、第三章 4 (1) (2) をご覧ください。



目的にあった個別の指導計画を作成することが、活用しやすい第一歩です。

今回、紹介した例は、小学校・中学校学習指導要領解説（H29. 6）の内容を参考に作成しています。

A

☆ 自立活動の指導のための個別の指導計画

○ 小・中学校学習指導要領に示されている作成手順の一例

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童（生徒）の障害の状態や発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、**自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべき**ものである。

したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

(手順の一例)

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童（生徒）の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

\* 下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

○ 自立活動って何？

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

\* 引用：「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章自立活動」

これが、自立活動！

教育活動

学習や生活上の

障がいによる  
つまずき・困難

B君

B君の障がいに対して  
必要な学習を加える

教育活動

改善  
克服

心身の調和的発達

B君の障がいによる困難さに対する指導は、「B君ならではの」指導です。だからこそ、個別の指導計画が必要であり、その活用、引き継ぎが大切になってきます。

新学習指導要領に対応した考え方を盛り込んだ計画（例）を掲載しました。

ここでは、2種類の例を示します。

A-1タイプ・・・自立活動の考えを踏まえ、丁寧に指導内容まで考える形式です。

A-2タイプ・・・自立活動の考えを踏まえ、1枚程度で計画します。

\* 各学校で活用しやすいように、自由に加筆、訂正、修正して活用ください。

参考：自立活動を詳しく知りたい方は、第1章2 ☆「自立活動って何？」をご覧ください。

**A-1** ☆ 自立活動の指導のための個別の指導計画（例）～A4・2枚型～

氏名 \_\_\_\_\_ 障がい名等 \_\_\_\_\_ 作成日 \_\_\_\_\_

**1 個々の実態を的確に把握する**

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等

情報として整理しなくて構いません。思いつく形で入れていきましょう。

② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     情報を6区分で整理します。どう整理したらよいか悩む場合は☆『自立活動の指導のための早見表（例示）』をご覧ください。                 </div>					

**収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理**

児童生徒の生活年齢や学校で学ぶことのできる残りの年数を視野に入れた整理です。例えば、「〇〇年後の姿」をイメージしたり、卒業までにどのような力を、どこまで育むとよいのかを想定したりして整理します。

**2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理**

**【課題同士の関連】**

収集した情報収集から、課題同士の関連等を考えます。関連図を視覚化したい場合は、☆『実態把握情報収集シート』を使って、関連する課題同士を線でつなぐと、関連が見やすくなります。

**【指導すべき課題】**

課題同士の関連を考えることで、課題となる行動の背景、原因が予測できます。それが、障がいによる困難さであり、改善・克服できる課題であれば、指導すべき課題となります。

**3 今、指導すべき目標として**

指導すべき課題から、本人の実態及び自立活動の指導の場面によって、今、指導すべき目標を決定していきます。  
\* 個別の教育支援計画との一貫性も確認します。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の活用手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と必要な基本動作 身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表現 形成と活用 コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

何の項目が関連しているか、チェックしていきます。

指導内容との関連を図り、線をつなぎます。

指導内容	場合によっては、指導内容が1つや2つの時もあります。		
場面指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導
評価	指導場面を確認し、○で囲みます。		
学校や学級等によって、この欄で狭い時、書きにくい時には、別紙にて作成してもよいと思います。評価の時期（学期、前期・後期、年1回等）も、学校の現状によって決めてください。			
【次年度に向けた引き継ぎ】			

今年度の指導目標はどうだったか、また、指導すべき課題についてもう一度確認することで、次年度以降の継続につながっていきます。

☆ **A-1** パターン 記入例

氏名 郡山三郎 学年 小3年 障がい名等 ASD ADHD 作成日 ××年×月××日

**1 個々の実態を的確に把握する**

**① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等**

- ・学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がやりたいことを優先してしまうことが多い。
- ・教科学習の理解はよく習得も速いが、出し抜けに答えたり、友だちに伝えたりしてしまう。
- ・人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気づかないためにけんかになることがある。
- ・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友だちの前に突きつけて驚かせる。
- ・体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまうことがある。
- ・突発的な発言で友だちを泣かせたことを指摘されても、なかなか謝ることができないことが多い。落ちついてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。
- ・最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないんだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。
- ・役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

**② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。**

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・失敗した後に、自分を責めて不安定になることが多い。	・他者とかかわりたい、役立ちたいという気持ち強い。 ・落ち着いていれば、相手の心情を理解できるが、その前に行動してしまう。	・聞くより見る方が理解しやすい。 ・周囲の状況を考えることに困難がある。	・人や物にぶつかる。 ・道具をうまく扱えないことがある。	・人に話して伝えることが好きである。 ・相手の立場を意識することが難しく、自分の話題が多い。

**収集した情報を3年後（中学進学後）の姿の観点から整理**

- ・保護者は、学習や対人関係について心配している。
- ・失敗経験が重なると、学習や生活に対して意欲や自信が低下することが考えられる。
- ・状況に応じた行動を理解し、身に付けることで、本人も安心して力を発揮できると考える。

**2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理**

**【課題同士の関連】**

- ・自分の行動がどのような影響を及ぼすかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しいと考える。
- ・周囲の状況を理解したり、自分の体の動きのコントロールが難しくなったりするところから、心理的に不安定になったり、自分ができていることに衝動的になったりすることがあると考える。

**【指導すべき課題】**

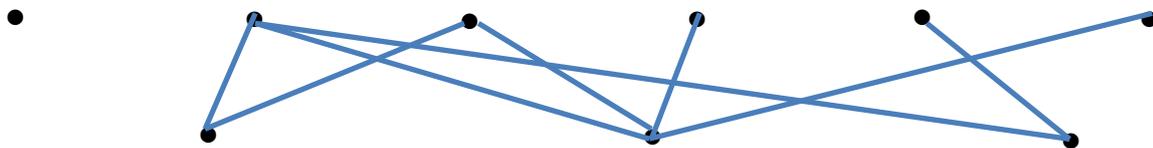
- ・自分が行動している周囲の状況の把握、他者とかかわりや、状況に応じた行動や状況に応じたコミュニケーションが課題であると考え。
- ・分かっているにもかかわらず衝動的に行動してしまうこともあることから、自己理解と行動の調整について指導。
- ・自己肯定感が低くなっている様子が見られ、役割を与え、達成できる経験を通して自己効力感を高める。

**3 今、指導すべき目標として**

- 様々な場面を理解する学習やゲーム的な活動を通して、周囲の状況を把握する力を高めるとともに、状況に応じた言動を理解し、実際に使うことができる。
- ルールを意識して、身体を動かすゲーム的な活動等を通して、身体の粗大運動でのボディイメージをつかんだり、衝動的な行動をコントロールするなどの自己の行動を調整したりすることができる。

4 指導目標を達成させるための必要な項目選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



指導内容	○小集団において、ルールを守ることやうまくいかなかった時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	○状況に応じた言動を身に付けるために、学校生活の中で起こる様々な場面を絵で見て、その場面の登場人物の気持ちや状況に応じた言動について考えたり、学んだりする活動に取り組む。	○ボディイメージや衝動的な行動を自己調整できる力を高めるために、身体を動かすゲーム等を設定する。
場面指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
評価	・「連想ゲーム」「スリーヒントクイズ」などに取り組みました。最初は・・・  ・・・次第に、自分が言いたいことがあっても、ルールを守って発言の順番を待ったり、うまくいかない場面でも「まあ、いいか。」と気持ちを切り替えたりすることができました。	・「こんな時どうする」では、「手伝ってほしい場面」を取り上げ・・・  ・・・実際の場面でも、「ごめん、○○君、手伝って。」とやさしく言葉で伝えることが増えてきました。	・「協力ボール運びリレー」「風船バレー」などに取り組みました。最初は・・・  ・・・様々な身体を動かす活動を通して、対象物（ボール等）を見て、動きを合わせて手や足を動かす力が高まってきました。また、友だちと協力する活動を通して・・・
【次年度に向けた引き継ぎ】 ○授業中に出し抜けに答える等の場面が減り、行動調整ができるようになってきた。また、本人が学んだ状況に関しては、状況に応じた言動がとれるようになってきている。ただし、状況に応じた言動については、場面によってどういう行動をしたらよいのかが、そもそも分からない様子が見られたので、引き続き、学校場面を様々な絵を用いて、指導していく必要がある。			

# 個別の指導計画

氏名

学年

障がい名等

作成日

## 1 個々の実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等

--

② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理

--

## 2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

【課題同士の関連】

【指導すべき課題】

## 3 今、指導すべき目標として

--

#### 4 指導目標を達成させるための必要な項目選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作・身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



<b>指導内容</b>			
<b>場面指導</b>	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
<b>評価</b>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffffcc;">                     学校や学級等によって、この欄で狭い時、書きにくい時には、別紙にて作成してもよいと思います。評価の時期（学期、前期・後期、年1回等）も、学校の現状によって決めてください。                 </div>		
【次年度に向けた引き継ぎ】			



☆ **A-2** パターン 記入例

氏名 郡山 三郎 学年 小3年 障がい名等 ASD ADHD 作成日 ××年×月×日

**【実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連の視点から】**

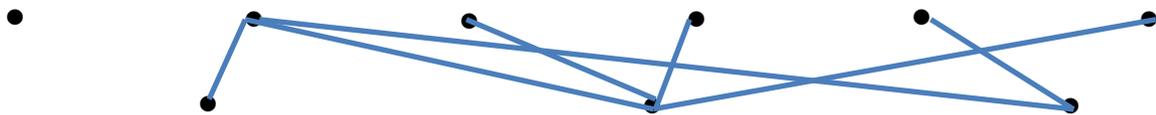
- ・自分が行動している周囲の状況の把握、他者とのかかわりや、状況に応じた行動や状況に応じたコミュニケーションが課題であると考える。
- ・分かっているにもかかわらず衝動的に行動してしまうこともあることから、自己理解と行動の調整について指導。
- ・自己肯定感が低くなっている様子が見られ、役割を与え、達成できる経験を通して自己効力感を高める。

**今、指導すべき目標**

- 様々な場面を理解する学習やゲーム的な活動を通して、周囲の状況を把握する力を高めるとともに、状況に応じた言動を理解し、実際に使うことができる。
- ルールを意識して、身体を動かすゲーム的な活動等を通して、身体の粗大運動でのボディイメージをつかんだり、衝動的な行動をコントロールするなどの自己の行動を調整したりすることができる。

**その目標達成に向けて、何の項目が関連しているか「必要な力」を考える！**

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作・身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



<b>指導内容</b>	○小集団において、ルールを守ることやうまくいかなかった時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	○状況に応じた言動についての身に付けるために、学校生活の中で起こる様々な場面を絵で見て、その場面の登場人物の気持ちや状況に応じた言動について考えたり、学んだりする活動に取り組む。	○ボディイメージや衝動的な行動を自己調整できる力を高めるために、身体を動かすゲーム等を設定する。
<b>場面指導</b>	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導	教育活動全体 時間における指導
<b>評価</b>	・「連想ゲーム」「スリーヒントクイズ」などに取り組みました。最初は… …うまくいかない場面でも「まあ、いいか。」と気持ちを切り替えたりすることができました。	・「こんな時どうする」では、「手伝ってほしい場面」を取り上げ… …ごめん、○○君、手伝って。」とやさしく言葉で伝えることが増えてきました。	・「協力ボール運びリレー」「風船バレー」などに取り組みました。最初は… …て手や足を動かす力が高まってきました。また、友だちと協力する活動を通して…

**【次年度に向けた引き継ぎ】**

○状況に応じた言動については、場面によってどういう行動をしたらよいのかが、そもそも分からない様子が見られたので、引き続き、学校場面を様々な絵を用いて、指導していく必要がある。

## 個別の指導計画

氏名 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 障がい名等 \_\_\_\_\_ 作成日 \_\_\_\_\_

【実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連の視点から】

今、指導すべき目標

**その目標達成に向けて、何の項目が関連しているか「必要な力」を考える！**

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(1) 他者とのかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作・身体の移動能力 (4) 作業に必要な動作と円滑な遂行	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション



<b>指導内容</b>			
<b>場面指導</b>	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導	教育活動全体時間における指導
<b>評価</b>			

【次年度に向けた引き継ぎ】

B

☆各教科等の指導に当たって、  
指導目標や指導内容の充実のための個別の指導計画  
～下学年、知的障がいの教育課程等を基にした各教科の指導の場合～



知的障がいの教育課程を参考にした児童を引き継ぎました。指導してきた内容は分かるのですが、次に何を指導すればいいか悩むのですが…。個別の指導計画を引き継いでもうまく活用できません。

【各教科等の指導に当たって～一人一人の実態等に応じた指導目標及び指導内容～】

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、**知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき**、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

\* 下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記  
\* (生徒) は中学校学習指導要領の際の表記

「確かな学習の履歴」で引き継ぐことが大切です。

小学校の当該学年の各教科を指導した場合は、学んできた内容や学ぶ内容については、各教科の学習指導要領で系統立てて記載されています。次に、何を学ぶのか、誰でも明確に分かります。

一方、知的障がいの各教科は学年で教える内容が記載されているわけではありません。**本人の実態に応じて、各教科で示された段階から選択・組織していかななくてはなりません。**つまり、学んできた各教科の段階の目標や内容が明確でないと、次に何を学ぶのか明確ではなく、「実態把握」に時間を費やすことがあります。

各教科のどの段階の目標や内容を学んだのかを明確に引き継ぎ、次の指導すべき段階等を基にして、どのように指導するかを個別の指導計画に記載し、指導する必要があります。



## 個別の指導計画（例） 記入例

～知的障がいの教科及び下学年を教育課程で取り扱っている場合～

小学校6年生 1学期の例

	◎個別の指導目標	○指導内容・方法 ※手立て	●評価
国語	<p><b>【知識及び技能・3段階】</b> ◎生活で使用する身近な漢字の読み方を覚え、正確に読むことができる。</p> <p><b>【書くこと・2段階】</b> ◎経験したことから伝えたいことを思い浮かべ、書くことができる。</p> <p><b>【聞くこと・話すこと・3段階】</b> ◎自分の思いや考えを相手に伝えることができる。 <u>※一部、生活単元学習で指導</u></p>	<p>○手本を見て、漢字の読み</p> <p>○写真や絵を手掛かりに思い出を絵や文に書いて、発表する。 (国語)「作文を書こう」 (生活単元学習) 「運動会をがんばろう」 「公園に行こう」 ※…することでき</p>	<p>●曜日や漢数字などの基本</p> <p>●自分が活動している写真を手掛かりにして、運動会の思い出などを、自分の思いを表現して書くことができました。友達の前では、声の大きさを調整して発表することができました。</p>
算数	<p><b>「かけ算(1)(2)」</b> <b>【下学年対応 2学年】</b> ◎乗法の意味について理解し、それを用いることができる。</p>	<p>○倍の意味を知り、ある量の何倍かにあたる量を、乗法を用いて求める。</p> <p>○5の段、2の段、の構成の仕方を理解し九九を覚え活用する。 ※～を使用することで…</p>	<p>●5の段の構成では、5ずつ増えていることに気づき、5の段の九九を自分で計算したり、九九カードを使って友達と問題を出し合って答えたりすることで、正確に覚えることができました。</p>
生活	<p>◎決まりを守り、友達や教師と一緒に、工夫して遊ぶことができる。</p> <p><b>【遊び・3段階】</b> ◎決まりを守り、友達や教師と一緒に、工夫して遊ぶことができる。 <u>※生活単元学習で指導</u></p>	<p>○公園やバスの利用の仕方について知り、ルールやマナーを守って活動する。</p> <p>○公園の遊具等を活用し友達や教師と一緒に工夫して遊ぶ。 (生活単元学習) 「公園に行こう」 ※～の遊びを提案す</p>	<p>下学年対応の教育課程でも、年間計画を受け、その子に応じて、どうきめ細やかに指導するか記載します。小・中学校学習指導要領を参考に、記入します。</p>
体育	<p><b>【走・跳の運動・3段階】</b> ◎3～4分程度、一定の速さで走ったり、30～50m程を全力で走ったりすることができる。 <u>※一部、生活単元学習で指導</u></p> <p><b>【器械・器具を使ったの運動・3段階】</b> ◎平均台や跳び箱などを使って、工夫して運動をすることができる。 <u>※生活単元学習で指導</u></p>	<p>○校庭や体育館を自分のペースで一定の速さで走る。</p> <p>○一定の距離を、友達と一緒に全力で走る。 (体育)「体を動かそう」 (生活単元学習) 「運動会をがんばろう」</p> <p>○平均台や跳び箱などのサーキット運動に取り組む。 (生活単元学習) 「運動会をがんば</p>	<p>●50m走では、友達を意識しながらゴールまで全力走ることができました。</p> <p>●「跳び箱、平均台などのサーキット運動の活動に素早く取り組み、直線を全力で走るなどして、自分から練習に取り組むことができました。</p>

知的障がいの教科のどの段階に基づいた目標に取り組む学習なのか、学習指導要領を参考に、はっきりと明記します。

各教科の段階の目標に基づき、具体的な指導内容や指導方法を記入します。

下学年対応の教育課程でも、年間計画を受け、その子に応じて、どうきめ細やかに指導するか記載します。小・中学校学習指導要領を参考に、記入します。

評価については、「個別の指導目標」に基づいて記入します。

※各教科等を合わせた指導（生活単元学習等）についての記入例です。

	◎個別の指導目標	○指導内容・方法	※所見
生活単元学習	<p><b>「運動会をがんばろう」で取り扱う教科等</b>                      【国語（書くこと）・2段階、（聞くこと・話すこと）・3段階】                      【生活（予定・日課）・3段階】                      【体育（走・跳の運動）・3段階、                      （器械・器具を使つての運動）・3段階】                      【図画工作（表現）・3段階】                      【道徳科】【自立活動】（自立活動の指導計画による）</p> <p><b>「公園に行こう」で取り扱う教科等</b>                      【国語（書くこと）・2段階】                      【生活（きまり）・2段階、（遊び）・3段階、                      （社会の仕組みと公共施設）・2段階】                      【道徳科】【自立活動】（自立活動の指導計画による）</p>		<p>「運動会をがんばろう」では、運動会の日時、場所、参加種目を知り、教師や友達と一緒に必要な道具の準備をすることで、運動会への参加意欲を高め、自分から運動会の練習や当日の活動に参加することができました。</p>
<p>各教科等を合わせた指導の形態で指導を行う場合には、こちらに、取り扱う教科等の段階を明記します。</p>			<p>評価については、各教科で記入し、こちらには所見として、各教科等を合わせた指導での子どもの学びの姿を書くしていく、という方法もあります。</p>

**基礎知識**

「各教科等を合わせた指導」は、学校教育法施行規則第130条第2項に示されており、「特に必要がある場合は各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」としています。

つまり、各教科等の指導の形態であって、「生活単元学習」という教科ではありません。「生活単元学習」において、何を教えたかを説明できるように整理しておくことが大切です。

また、特別支援学校学習指導要領解説には、「教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要です。」と示されており、各教科の目標に基づいた評価をしていくことが大切になってきます。

\*詳しくは第I章2 ☆④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』をご覧ください。

知的障がいの教科の場合は、どの段階を指導しているかを明らかにすることで、本人の「学習の履歴」がはっきりと継続されます！

ここで示したものは、あくまでも例です。各学校の実情に合わせて、活用しやすい形に検討していきましょう。

## 個別の指導計画（例）

	◎個別の指導目標	○指導内容・方法 ※手立て	●評価
国語			
算数			
生活			
図画工作			
音楽			
体育			

C

## ☆教科等の指導における配慮の充実のための 個別の指導計画



小学校の学習指導要領の各教科の解説を読んだら、障がいのある児童の指導に当たっては、個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫すること、さらに、その各教科の配慮について、個別の指導計画に記載し、引き継ぐことが必要ですと書いてありましたが、どうのことですか？

### 障がいのある児童等の各教科等の指導に当たって

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童（生徒）などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

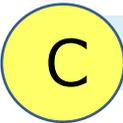
\*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

小・中学校学習指導要領解説の各教科等に、個々の児童生徒の困難さに応じた各教科等における配慮を示しています。また、**学校において、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐ必要性も指摘しています。**



各教科等の配慮については、第Ⅲ章1 ☆『障がいのある児童生徒などへの配慮』として、各教科等を小中学校裏表でまとめていますので、ご活用ください。

**困難さをチェック！**そして、教科等別に配慮を記入できる☆『◎パターン』に（例）を示しています。



☆教科等の指導における配慮を記載する個別の指導計画（例）

氏名		学年	
----	--	----	--

●本人が教科学習で抱えている制約や困難さ

- ①見えにくさ    ②聞こえにくさ    ③道具の操作の困難さ    ④移動上の制約  
⑤健康面や安全面での制約    ⑥発音のしにくさ    ⑦心理的な不安定  
⑧人間関係形成の困難さ    ⑨読み書きや計算等の困難さ    ⑩注意の集中を持続することの困難さ  
 (他) 記憶することの苦手さ    自由に表現していく困難さ  
 その他（気づいたこと）

小・中学校学習指導要領解説（各教科等）上に記載<sup>\*1</sup>している障がい等による学習上の困難さを基にしており、本人が抱えている困難さの状態を考える視点として活用します。チェック式なので、見やすく、文章よりも本人が抱えている困難さを素早く情報共有できます。

障がい名等

\*その他 必要な情報は、個別の教育支援計画に明記している。

●「きめ細やかに指導するために」各教科の困難さにおける指導内容や指導方法の工夫

実施期間 年 月 日 ～ 評価 年 月 日 \*配慮番号は上記の10の視点に対応

教科	配慮番号	●困難さ○指導の工夫の意図、手立て	評価
		<p>困難さの状態を考えます。</p> <p>全ての教科を書くのではなく、指導内容や指導方法に配慮が必要な教科を「きめ細やかに学習」するために活用する個別の指導計画です。中学校等の教科担任制では、回覧して記入し、活用している例もあります。</p>	<p>各教科の配慮が、子どもにとってどうだったかを検討します。さらに、今後も個別の指導として必要なことかどうかも書くと、引き継ぎの時にはっきりとします。</p>

全体的に共通する配慮事項

全教科に共通する事項を記載します。

\* 1：小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さを基にしています。

☆C③パターン 記入例

氏名	福島 花子	学年	5
----	-------	----	---

●本人が教科学習で抱えている制約や困難さ

<input checked="" type="checkbox"/> ①見えにくさ <input type="checkbox"/> ②聞こえにくさ <input type="checkbox"/> ③道具の操作の困難さ <input type="checkbox"/> ④移動上の制約 <input type="checkbox"/> ⑤健康面や安全面での制約 <input type="checkbox"/> ⑥発音のしにくさ <input checked="" type="checkbox"/> ⑦心理的な不安定 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧人間関係形成の困難さ <input checked="" type="checkbox"/> ⑨読み書きや計算等の困難さ <input checked="" type="checkbox"/> ⑩注意の集中を持続することの困難さ (他) <input checked="" type="checkbox"/> 記憶することの苦手さ <input type="checkbox"/> 自由に表現していく困難さ その他 ○一斉指示の時に、伝わりにくいことがある。個別に伝えれば、伝わる。注意の集中を持続することが難しいため、指示を聞き逃している可能性がある。	障がい名等	ASD ADHD
---	-------	----------

●「きめ細かな学習をするために」各教科の困難さにおける指導内容や指導方法の工夫

実施期間 30年4月27日 ～ 評価 31年3月2日

教科	配慮番号	●困難さ○指導の工夫の意図、手立て	評価
国語	⑨	●読みの困難さ ○自分がどこを読むのかが分かるように、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。	・スリットを活用することで、自分で読みの練習ができた。今後も継続。
算数	①⑩	●データを目的に応じてグラフ化することへの困難さ ○目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフ、棒グラフ、帯グラフ等を見比べることを通して、気づくことができるようにする。	・見比べることで、それぞれに適した目的があることに気付きつつある。今後も、継続していく。また、他教科でのグラフの読み取り等の関連も図るようにする。
体育	⑦⑧	●勝ち負けにこだわり、心理的に不安定になる困難さ ○状況に応じた感情のコントロールができるよう、事前に勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認する。	・事前に確認することで、負けた時でも、切り替えて活動ができてきた。徐々に、この配慮はなくても大丈夫。
家庭	⑩	●周囲の状況に気が散り、用具を安全に使うことの困難さ ○手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保する。	・個別スペースで安全に取り組むことができた。今後も継続。

全体的に共通する配慮事項

読み書きへの不安から、学習のまとめで、考えを記述する時に、心理的に不安定になることがある。口頭で、学習内容について確認していく。 その他、教育内容・方法については、個別の教育支援計画の合理的配慮を確実に実行していく。
---

## 個別の指導計画

<b>氏名</b>		<b>学年</b>	
-----------	--	-----------	--

**●本人が教科学習で抱えている制約や困難さ**

<input type="checkbox"/> ①見えにくさ <input type="checkbox"/> ②聞こえにくさ <input type="checkbox"/> ③道具の操作の困難さ <input type="checkbox"/> ④移動上の制約 <input type="checkbox"/> ⑤健康面や安全面での制約 <input type="checkbox"/> ⑥発音のしにくさ <input type="checkbox"/> ⑦心理的な不安定 <input type="checkbox"/> ⑧人間関係形成の困難さ <input type="checkbox"/> ⑨読み書きや計算等の困難さ <input type="checkbox"/> ⑩注意の集中を持続することの困難さ (他) <input type="checkbox"/> 記憶することの苦手さ <input type="checkbox"/> 自由に表現していく困難さ その他		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>障がい名等</b></td> <td></td> </tr> </table>	<b>障がい名等</b>	
<b>障がい名等</b>		

\*その他 必要な情報は、個別の教育支援計画に明記している。

**●「きめ細やかに指導をするために」各教科の困難さにおける指導内容や指導方法の工夫**

実施期間 年 月 日 ～ 評価 年 月 日

\*配慮番号は上記の10の視点に対応

教科	配慮番号	●困難さ○指導の工夫の意図、手立て	評価

**全体的に共通する配慮事項**

--

D

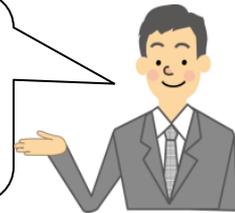
☆小・中学校の通常の学級、高等学校の生活全般における計画（例）



通常の学級担任です。教科への配慮というよりは、対人関係全般に、個別の指導が必要なのですが。どの形式がいいですか？

本センターで、以前から提示していたシンプルな形を提案します。

通常の学級は、自立活動を取り入れている訳ではありませんので、活用しやすい、引き継ぎやすいことが第一です。



個別の指導計画（例）

〇〇立 〇〇小学校 個別の指導計画 （作成日 〇〇年〇月〇日）

氏名	郡山 次郎	学年	6年	生年月日		作成者	
指導の目標 (長期目標)	◎場面に応じた行動を知る。 ◎自分の感情のコントロールができ、友だちとのトラブルを減らす。						
領域	実態	短期目標	○手立て・取組の様子◆結果				
生活 基本的 習慣	学校の準備に時間がかかり、母親が手伝っている。	「連絡帳」を見て、自分で準備することができるようにする。	○明日持ってくるものを「連絡帳」に書かせ、担任が点検する。 ・自分で書き写すことが習慣化した。 ◆週5～6回の忘れ物が週1～2回程度に減っていきっている。 →今後も継続				
健康 運動	特になし。	特にない場合もあります。					
社会性・ 関係・ 行動	グループ活動等で、自分の思い通りにいかない場面で、暴言を吐く、暴力をする真似をする。	思い通りにいかない場面での対応の仕方を学ぶ。	○放課後の落ち着いた場面で、1ヶ月に1～2回程度本人と、場面に応じた行動、感情の調整等について話し合う。 ・「まあ、いいか。」と受け入れる姿も見られてきた。 ◆本人もだいたい場に応じた行動が身に付いてきて、トラブルが減ってきた。 →今後は、日常場面で意識した指導で十分。				
学習	概ね、学習は落ち着いて取り組んでいる。グループ活動等が課題。(→対人関係)	上記による。	上記による。				
事項記							

〇〇立 〇〇学校 個別の指導計画

(作成日 〇〇年 〇月〇日)

氏名		学年		作成者	
指導の目標 (長期目標)					
領域	実態	短期目標	○手立て・取組の様子◆結果		
基本的 生活習慣					
運動・ 健康					
対人関係・ 社会性・ 行動					
学習					
特記事項					